

【第2部 附属資料】

セミナー資料（千葉市と連携したセミナー）

【人口動態】 2040年頃に65歳以上人口のピークが到来する

- 我が国の人口動態を見ると、現役世代（生産年齢人口）の減少が続く中、いわゆる団塊の世代が2022年から75歳（後期高齢者）となっていく。
- その後も、2040年頃まで、65歳以上人口の増加が続く。

在宅医療・介護連携における救急医療との連携に関するセミナー

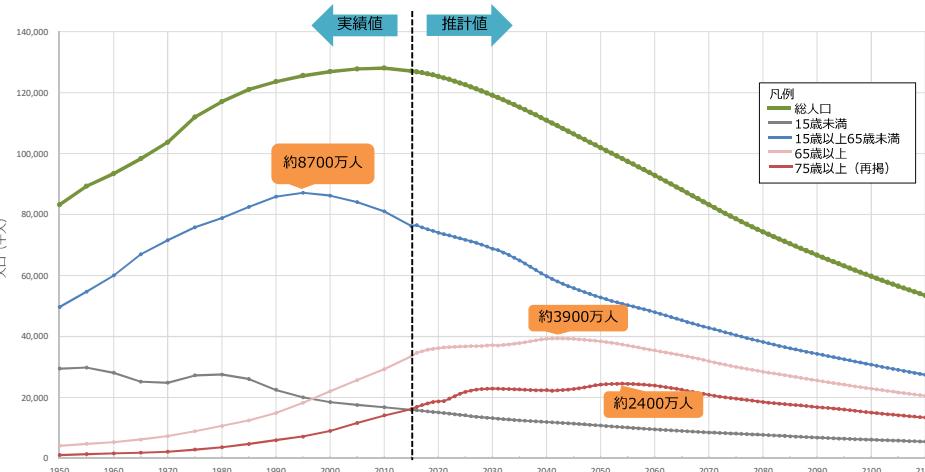
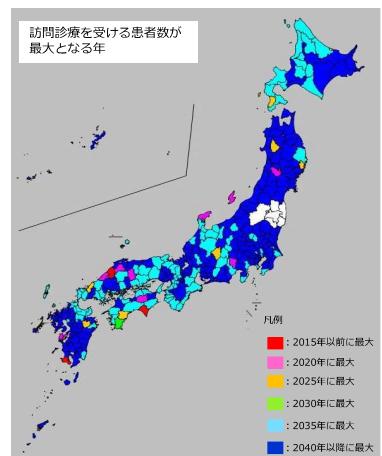
急変時における在宅医療の体制整備について

厚生労働省 医政局地域医療計画課
外来・在宅医療対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【医療需要の変化】 在宅患者数は、多くの地域で今後増加する

- 全国での在宅患者数は、2040年以降にピークを迎えることが見込まれる。
- 在宅患者数は、多くの地域で今後増加し、2040年以降に203の二次医療圏において在宅患者数のピークを迎えることが見込まれる。



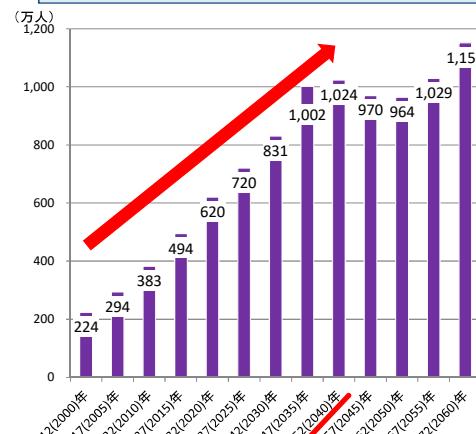
在宅・介護施設の要介護高齢者の増加

- 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に、85歳以上で上昇する。
- 85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加が見込まれており、在宅・介護施設の要介護高齢者の増加が見込まれる。

年齢階級別の要介護認定率



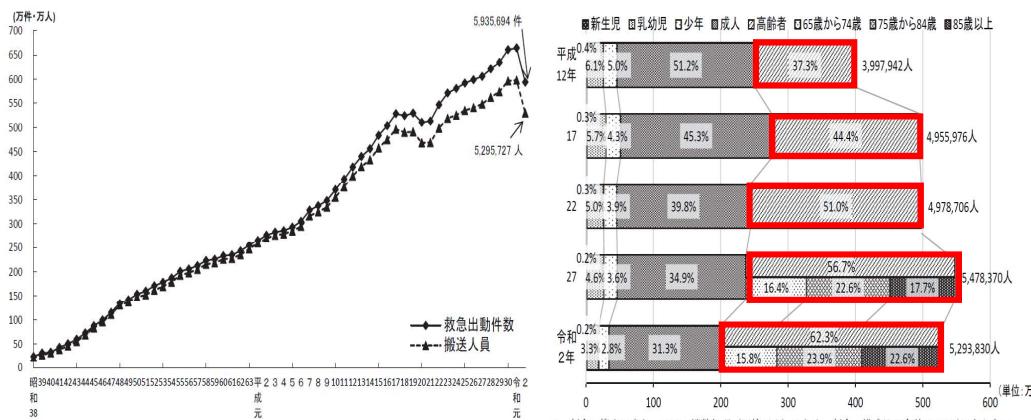
85歳以上の人口の推移



救急出動件数及び搬送人員、年齢区別の推移

第4回救急・災害医療提供体制等に関するワーキンググループ
資料
令和4年4月28日
1改

- 救急出動件数及び搬送人員数は、令和2年は新型コロナの影響等により若干減少しているものの、年々増加傾向である。
- 高齢者の搬送割合の中でも、特に75歳から84歳、85歳以上の割合が増加傾向にある。



（出典）令和3年版 救急・救助の現況（総務省消防庁） 第16図より一部改変

（出典）令和3年版 救急・救助の現況（総務省消防庁） 第30図

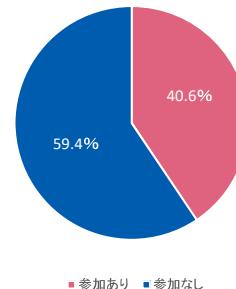
二次医療圏に設置された協議の場の構成員について

第7回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ
資料
令和4年10月14日
1改

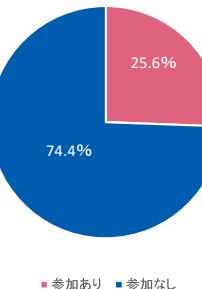
- 地域医療構想調整会議や地域医療対策協議会等の枠組み内での開催を含め、在宅医療に係る協議の場が二次医療圏に設置されている場合において、各所属団体の委員が協議の場に参加している割合は、在宅療養支援病院、後方支援病院が各々40.6%、25.6%であり、消防機関からの参加は9.4%であった。

二次医療圏に設置された在宅医療に係る協議の場に参加する構成員の割合 (N=255)
(※ 在宅医療に係る協議の場には、地域医療構想調整会議や地域医療対策協議会等の枠組み内の協議を含める)

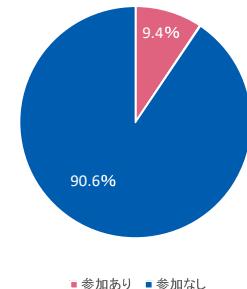
在宅療養支援病院



在宅療養後方支援病院



消防機関



*都道府県調査

- ・全二次医療圏 (n=335) のうち、地域医療構想調整会議や地域医療対策協議会等の枠組み内での開催を含め、在宅医療に係る協議の場を設置している二次医療圏 (n=255) を対象。
- ・在宅医療の協議の場を構成している委員を所属している団体、事業者別に集計。
- ・各団体、事業者毎の集計数を255で除し、在宅医療の協議の場に各団体、事業者毎の委員が含まれる割合 (%) を算出。

医政局地域医療計画課調べ（令和3年11月） 6

検討部会の報告書を踏まえた対応

第4回救急・災害医療提供体制等に関するワーキンググループ
資料
令和4年4月28日
3改

「平成30年度救急業務あり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（令和元年11月8日付け消防救205号消防庁救急企画室長通知）

<報告書の要点>

①基本的な認識

- ・ 救急隊は救命を役割とし、心肺停止状態の傷病者については速やかに心肺蘇生を実施することを基本に活動している。
- ・ 一方で厚生労働省は、平成30年3月、ACP（アドバンスケア・プランニング、愛称「人生会議」）の考え方を「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に盛り込みなど、本人の意思を尊重しながら、医療・介護従事者、家族等も参加して、生き方・逝き方を探る努力がなされている。
- ・ 救急現場等においても、時間的情報的制約がある中ではあるが、医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の生き方・逝き方は、尊重していくものと考える。

②現場での対応等

- ・ 救急現場等では、救急要請に至る経緯や、傷病者が心肺停止になった経過、傷病者と心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲、傷病者の意思等を記した書面の有無、書面がある場合には署名の有無など、千差万別な状況である。
- ・ 加えて、救急現場等は緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的制約がある。

③今後の方向性

- ・ 実態調査の結果、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案の実態が必ずしも十分に明らかになつたとは言えないところであり、今後、事案の実態を更に明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた、事案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると考えられる。
- ・ 患者本人や家族等がどのような最後を迎えるかを考え、かかりつけ医等を要とする医療従事者、介護従事者とも話し合い、準備を進め、ACPIに取り組んでいくことが重要である。

<今後、消防機関に求められること>

- 地域包括ケアシステムやACPIに関する議論の場への参画
- 救急隊の対応の検討等
- ① 在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、メディカルコントロール協議会等における十分な議論
- ② 具体的な対応件数の集計及びメディカルコントロール協議会における事後検証の検討

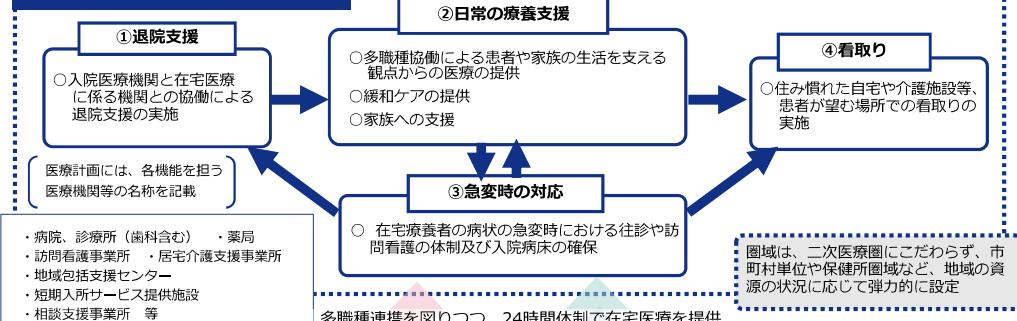
在宅医療の体制について

令和5年度第2回医療政策研修会
第1回地域医療構想アドバイザーワークショップ
資料
令和5年9月15日
4

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載する。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

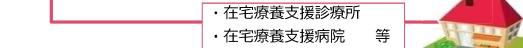
～「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ～

在宅医療の提供体制に求められる医療機能



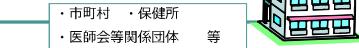
在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
- ・ 自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
- ・ 他医療機関の支援
- ・ 医療・介護・障害福祉の現場での多職種連携の支援



在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
- ・ 地域の関係者による協議の場の開催
- ・ 包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
- ・ 関係機関の連携体制の構築等



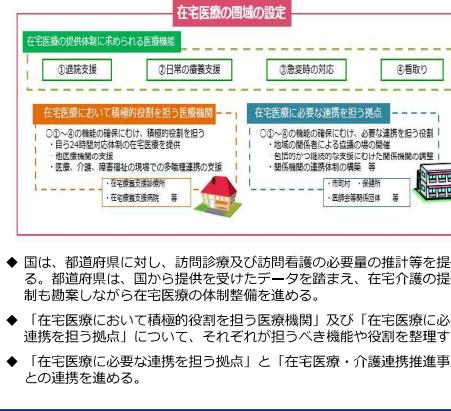
【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

概要

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- 在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

在宅医療の提供体制



急変時・看取り・災害時等における整備体制

- 在宅医療における急変時対応に関する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明確化するとともに、地域の在宅医療の協議の場への参加を促す。
- 災害時においては、各関係機関での連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業者も活用しながら、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- 訪問看護について、退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備や、事業所間の連携、業務効率化等について取組を進める。
- 歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療機関との連携や歯科歯科連携の体制構築を進めるとともに、歯科衛生士の機能・役割や訪問歯科診療の開拓について明確化する。
- 多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、在宅医療に開拓する薬剤師の資質向上を図り、麻薬や無薬剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進め、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築する。
- 在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持を図る観点からリハビリテーション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について明確化する。
- 在宅療養患者の状況に応じた栄養管理を充実させたために、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食事指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について明確化する。

- 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計等を提供する。都道府県は、国から提供を受けたデータを踏まえ、在宅介護の提供体制も勘案しながら在宅医療の体制整備を進める。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について、それぞれが担うべき機能や役割を整理する。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

第8次医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

第8次医療計画へ向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付けることとし、記載内容について整理した。また、在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携について記載した。

<在宅医療の体制構築に係る指針>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機機能と連携

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記（1）から（4）までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院・診療所・訪問看護事業所・地域医師会等関係団体・保健所・市町村等の主体のいすれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

①目標

- 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- 在宅医療に関する人材育成を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと
- 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項
- 地域の医療及び災害時における医療・介護連携の体制構築を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行なうこと
- 質の高い在宅医療により効率的に提供するため、関係機関による**急変時の対応**や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

* 赤字は第8次医療計画へ向けた指針において新たに記載された内容

第8次医療計画における「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について

第8次医療計画へ向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を医療計画に位置付けることとし、記載内容について整理した。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機機能との連携

- (5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- 前記（1）から（4）までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援を行なう医療機関として医療計画に位置付けること。また、在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援病院、在宅医療支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置づけられることが想定される。
- なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

①目標

- 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- 多職種が連携し、包括的・継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- 患者の家族への支援を行うこと
- ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

 - 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変等における診療の支援を行うこと
 - 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
 - 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
 - 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
 - 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
 - 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受け入れを行うこと

* 赤字は第8次医療計画へ向けた指針において新たに記載された内容

[出典] 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））10

在宅医療・救急医療連携セミナー

1 事業の目的

<背景・課題>

- 国民の多くのく、自宅等の住み慣れた環境での療養を希望している。しかし、実際には、あらかじめ家族等や医療・ケアチームと話合いを行っていないこと等から望まない救急搬送が行われることや、また、生命の危機が迫った状態では多くの人が自らの意思を表明できない状態で救急搬送されることから、救急現場での対応に課題が生じているとの指摘がある。
- そのため、地域において、本人の病状や希望する医療・ケアや療養場所、延命措置に対する要望等、本人の意思を共有するための関係機関間の連携体制の構築が必要となっている。

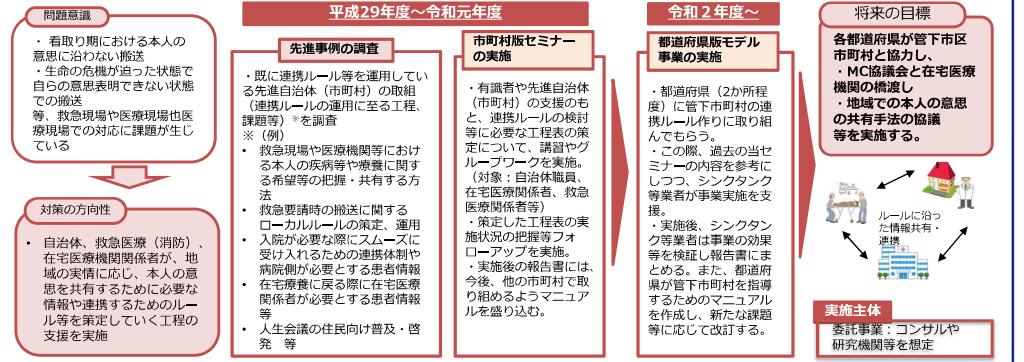
<対策> 本人の意思を関係機関間に共有するための連携ルール等の策定支援

- 先進自治体では、在宅医療関係者と救急医療関係者の協議の場を設け、在宅療養者等に関する救急搬送についての情報共有ルールの策定や、人生の最終段階の医療・ケアなどをどのように考えていくか等についての住民向け普及・啓発に取り組んでいる。
- このような取組を参考に、複数の自治体を対象とした研修セミナーを実施し、必要な連携ルール等の策定するための工程が進むよう、重点的な支援を行う。また、本取組について全国的な横展開を推進していくことで、人生の最終段階において本人の意思が尊重されるための環境整備を進める。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

問題意識

- 看取り期における本人の意思に沿わない搬送
- 生命の危機が迫った状態で自らの意思が明確できない状態での搬送等、救急現場や医療現場でも医療現場での対応に課題が生じている
- 対策の方向性



[出典] 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））11

釜石市の在宅医療・介護連携推進事業

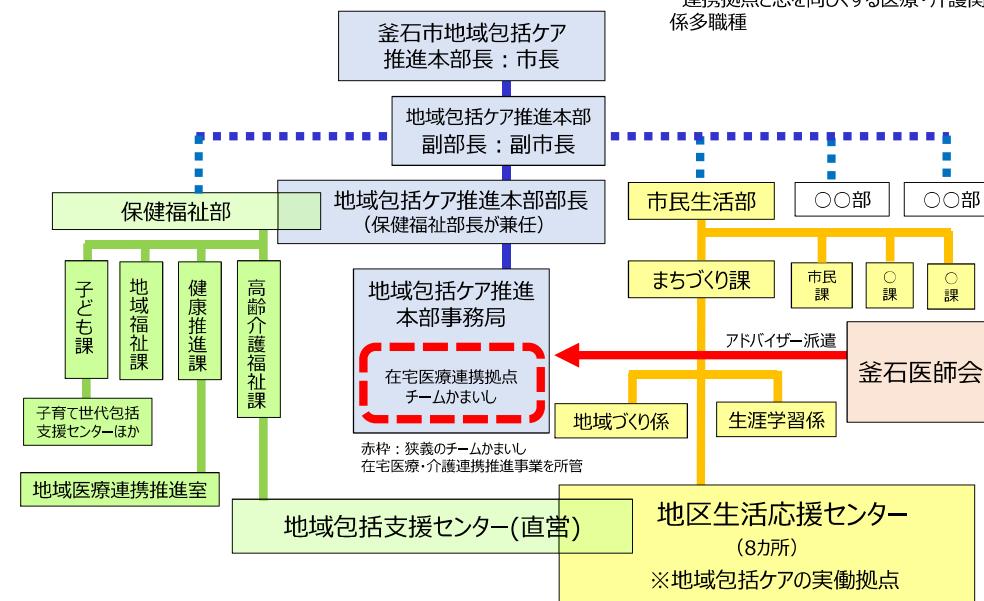
在宅医療連携拠点チームかまいしの取組
～チームかまいしの連携手法と釜石市の在宅医療・救急医療連携～

令和6年1月30日(火)

釜石市地域包括ケア推進本部
事務局長 小田島史恵



釜石市地域包括ケア推進本部と在宅医療連携拠点チームかまいし



狭義のチームかまいし
在宅医療連携拠点チームかまいし
広義のチームかまいし
連携拠点志を同じくする医療・介護関係多職種

◆釜石市地域包括ケア推進本部の設置《H26年4月》

釜石市では、年齢を問わず全ての住民が、住み慣れた釜石市で、安心して自分らしい生活を続けることができるよう、5つの要素、医療・介護・予防・生活支援・住まい、のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築のため、部局横断的に企画調整し、具体的な取組みの推進を図る部署として設置。

当市の地域包括ケアシステムの方向性と、本部の体制整備に大きく影響を与えたのが、

「地域包括ケアを考える懇話会」と

「在宅医療連携拠点チームかまいし」

の取組みです。



◆地域包括ケアを考える懇話会（会長：釜石医師会長）

H25年2月、復興を内包した地域包括ケアシステムの実現に向けた懇話会の提言

～生きる希望にあふれたまちづくり～

構成員：医師会、東大IOG、介護支援専門員連絡協議会、社協、老人クラブ、シルバー人材センター、有償ボランティア団体

釜石市 地域包括ケアの基盤：

生活応援センター（市内8地区で展開される釜石版地域包括ケアシステムの実働拠点）

予防・生活支援

2007年、地域コミュニティによる健康安心づくりの実践に向けて設置



- 平成19年に設置（6ヶ所）され、現在は市内8地区（釜石・平田・中妻・小佐野・甲子・鵜住居・栗橋・唐丹）に展開
- 一般職員に加えてや保健師が常駐し、**保健・福祉**（健康づくり・相談業務、地域包括支援センターのサブセンター機能）、**生涯学習**（公民館事業）、**行政窓口業務**（住民票発行等）を一体的に実施
- 地域課題の解決に地域を取り組む枠組みとして設置された**地域会議**の事務局として、地域づくりのサポート機能
- 平成29年度からは、生活支援体制整備事業における第2層協議体**地区センター会議**を所管し、地域会議と連動しつつ、生活支援コーディネーターの機能も活用して課題解決支援に取り組む



在宅医療連携拠点チームかまいし

@釜石市地域包括ケア推進本部事務局

背景

- ◆当圏域の地域医療全体の中心的な合意事項
「県立釜石病院（地域の基幹病院）を守る！」
- ◆医師会が連携拠点の役割を担ってきた
H19年4月 県立釜石病院と釜石市民病院の統廃合
H19年6月 釜石医師会主催
「釜石・大槌地域在宅医療連携体制検討会」設置
在宅療養の推進に向けた医療と介護の連携体制の構築、
コンセンサス形成、医療機能の分担と明確化、連携の課題抽出と解決策の検討



開始

- 厚労省モデル事業「在宅医療連携拠点事業」の採択を契機として、平成24年7月、医師会との連携体制による釜石市役所の所管業務としてスタート



特徴

- ①医師会の介護在宅診療部会長がアドバイザーとして派遣
- ②一次～三次の階層別・職種別の連携手法
- ③連携資源（ケアの担い手団体等）の設立や、職能団体などが主体となった多職種連携推進の取組（課題解決）支援

目的

地域包括ケアシステムの充実に向けた
切れ目のない医療と介護の提供体制の構築
※包括ケアの5つの要素…医療・介護・予防・生活支援・住まい

連携COの役割

- ケアの担い手となる各職種の専門性が発揮できる環境や関係性を整えること
・職種間の連携に関するストレスを軽減すること・職種内の温度差解消のお手伝いなど

医師会と行政の連携体制

医師会から派遣されたアドバイザー（医師）を交えた「チームかまいし定例会」1か月に1～2回の開催



チームかまいし定例会
R5年度メンバー

- ・アドバイザー（医師）
- ・市民課（国保・後期高齢者医療担当）
- ・地域福祉課長
- ・地域福祉課（重層専門担当）
- ・地域包括支援センター（保健師）
- ・統括保健師
- ・地域包括ケア推進本部事務局



在宅医療連携拠点チームかまいしの役割と地域包括ケアシステムの構築



チームかまいしの連携手法

～一次～三次の階層別連携コーディネートと課題解決支援～

【一次連携①】

連携拠点と一職種の連携

- ・ヒアリング・顔の見える関係づくり
- ・連携の課題共有・課題解決策検討
- ・事業の打合せ・実施・反省会
～連携の土壤づくりとタネまき～

連携の課題解決支援

一次連携等※の結果、様々な主体が実施する課題解決策の支援を①②③等の場を活用して実施
～解決策・手法・場などの提案と協働～

※連携に関する相談窓口設置

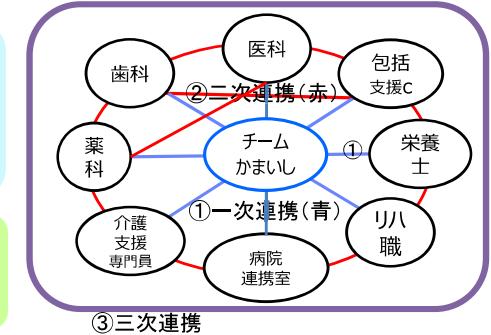
【二次連携②】

連携拠点が仲介する連携

- ・ニーズのマッチング・相互理解の場
ex.情報交換会、同行訪問

【三次連携③】

地域のコンセンサス形成・共有の場



《一次連携》職能団体等との打ち合わせ会～連携の土壌づくりとタネまき～

各職種の事情を言い出せる顔の見える関係づくり
会議ではなく**打ち合わせ**。笑いも絶えません(^^)b



一次連携は連携の基盤!
事業推進の土台です。

- ・薬剤師会
- ・病院連携室（急性期）
- ・病院連携室（慢性期）
- ・訪問看護ステーション
- ・地域包括支援センター
- ・介護認定係（市・町）
- ・介護施設連絡協議会
- ・生活支援コーディネーター
- ・地区生活応援センター所長
- ・社会福祉協議会
- ・市保健師
- ・消防本部

※順不同



連携拠点の機能の周知
の場にもなっています。

チームかまいしの連携コーディネート手法・二次連携

- ✓ 二次連携は、一次連携で抽出された課題の解決のために複数職種をつなげる連携です。連携のフレームづくりを行っています。 **※全ての課題はお互いの理解不足!**
- ✓ 連携拠点が、「場」と「手法」を提案し、必要に応じて協働しています。

◆課題の内容に応じた様々な連携手法◆◆

- ・医科歯科または医科薬科在宅医療同行訪問研修
- ・2職種または多職種合同研修会
　ケアマネジャー & 薬剤師、リハ士 & 薬剤師、保健師 & 薬剤師 等
- ・2職種または多職種情報交換会、意見交換会
- ・他自治体等からの視察対応
- ・学会等共同発表

チームかまいしの連携コーディネート手法・三次連携

- ✓ 三次連携は、多職種が一堂に会する機会です。
- ✓ 当地域の包括ケアに関するコンセンサス形成の場であり、共有の場もあります。
 - ①各職能団体や施設の代表等が集まる会議を開催(開催支援も含む)しています。
 - ②多職種を対象とした研修会(※1)を開催しています。

※1 地域の連携推進に関するコンセンサスや取組み等を共有する場

～主な「三次連携」の機会～

◆釜石市在宅医療連携拠点事業推進協議会	(事務局：ケア本部)
◆釜石・大槌地域在宅医療連携体制検討会	(事務局：釜石医師会+ケア本部) ※現在休止中
◆(特非)釜石・大槌地域医療連携推進協議会	～OKはまゆりネット運用主体～ ※事務局運営会議構成員として各種会議、主催事業に参画 (事務局：釜石医師会)
◆釜石・大槌地域医療介護福祉多職種連携の会	～通称：OKスクラムねっと～ ※世話人として各種会議、主催事業開催に参画 (事務局：県立釜石病院)
その他 多職種対象〇〇事業報告会など	例：歯科医師会主催多職種対象「歯科×他職種」連携推進研修会

チームかまいしの連携コーディネート手法・研修会の開催支援

- ◆チームかまいし連携支援事業
⇒ (改) チームかまいし多職種連携推進支援事業
- 一次連携で抽出された課題や相談窓口に寄せられた課題の解決策など、職能団体等が主催する研修会等の開催を支援しています。

メリット①	ニーズに基づいた研修を実施できる。
メリット②	経費、労力の負担軽減、有効活用
メリット③	連携拠点と職能団体等との連携の推進
デメリット?	単独主催と比べて関係者の調整等に労力を要する。

【開催支援の例】

- ・医科歯科連携推進セミナー
(講師派遣、ほか) ★二回 これをデメリット（負担）とするか、
- ・三師会学術講演会（周知、投資とするか？）
- ・薬科・リハ合同研修会（周知）
- ・介護支援専門員研修会（周知、運営、ほか） ★相談支援
- ・患者のための薬局ビジョン推進事業 ★二次・三次連携
(検討会・報告会運営協力、連絡調整、ほか)

薬科・リハ合同研修会

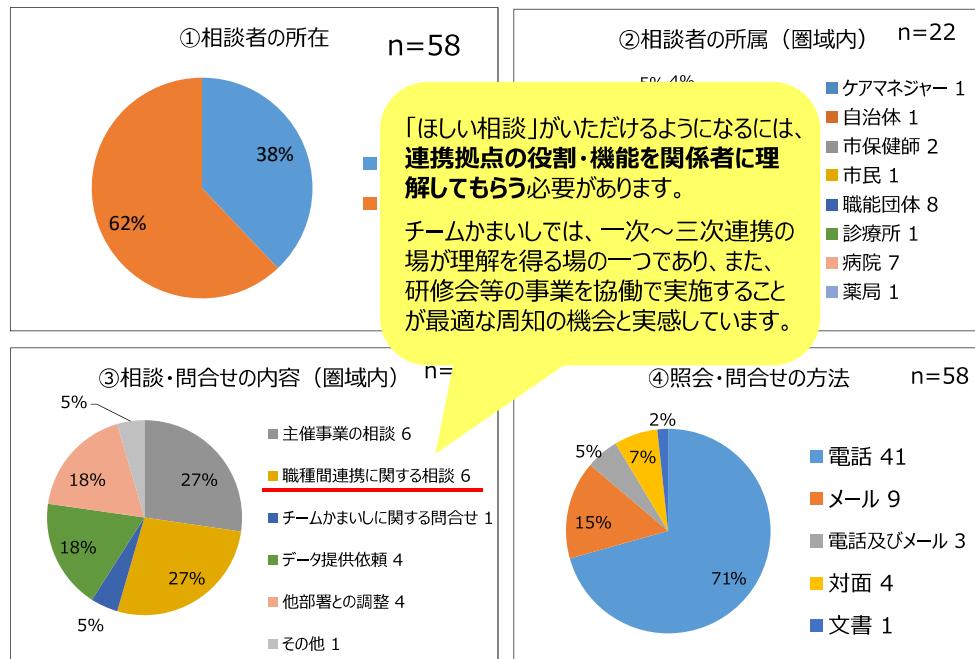
- ◆連携拠点の主な役割◆
解決策の場と手法の提案
持ち込み企画に対する相談対応
講師派遣、他職種への周知、
参加者とりまとめ、当日運営、
アンケートとりまとめ、ほか

- ・事前打ち合わせにより役割を分担
- ・要所要所で進捗共有、再調整

H30チームかまいし多職種連携支援事業 チームかまいしの役割・棚卸表 《抜粋》

	2/23県釜市民公開講座 そろそろ、うちでも「人生会議」	1/22薬局ビジョン報告会 「多職種連携セミナー」
主 催	県立釜石病院	県薬剤師会、釜石薬剤師会
対 象	多職種、一般市民	薬剤師会会員、他職種
実施前	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者との連絡調整 ・実施要項作成に係る相談対応 ・チラシ作成に係る相談対応 ・会場選定、借り上げ、使用料負担に係る準備 ・広報かまいしHPによる周知 ・チームかまいしHPによる周知 ・地域連携だより記事掲載及びチラシ同封による周知 ・府内メールによる周知（県釜作成開催案内のほか厚労省のACP普及啓発チラシを添付） ・保健福祉センター及び各公民館へのチラシ設置による周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告会開催日設定に係る調整 ・関係者連絡調整 ・文書作成と郵送等による関係機関への周知 ・他職種の参加者とりまとめ→主催者へ報告 ・アンケート用紙作成 ・司会進行表作成 <p>チームかまいし担当事務のみ記載しています</p>
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営と撤収 ・写真撮影（主催者に提供） ・記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営と舞台転換、撤収 ・司会進行 ・写真撮影（主催者に提供） ・記録
実施後	<ul style="list-style-type: none"> ・チームかまいし連携支援事業の実施にかかる結果報告起案文書の作成 ・会場使用料支出の事務 ・地域連携だより記事掲載、発行、発送、HP掲載 ・ブログ発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・チームかまいし連携支援事業の実施にかかる結果報告起案文書の作成 ・アンケート集計、グラフ等作成 ・アンケート結果公表(HP) ・地域連携だより記事掲載、発行、発送、HP掲載 ・ブログ発信

平成29年度問い合わせ&相談概要



チームかまいしの相談支援 【オ】

チームかまいしでは、一次連携等で抽出した課題を分類し、フィードバックすることで、課題を抱える当事者（包括ケアの担い手）自らが主体的に解決策を検討・実施するお手伝いをしています。さらに、課題解決の「場」や「手法」を検討して提案すること、あるいは共に検討したり共に実施することで、課題解決の支援を行っています。

◆◆チームかまいしの課題抽出の場◆

一次～三次連携の場（特に一次連携）、資源把握、調査、相談窓口、等

◆チームかまいしの相談窓口機能

・ケース対応は基本行っています。
包括支援センター等と役割り分担済み。
既にある機能は奪わず活かす。
・職種間、病院・施設間などの連携に関する相談に対応

研修会でよくある質問

○相談窓口は設置したが、どんな相談をうけたらよいかわからない。

○既存の相談窓口との違いは？

《課題解決支援を実施した相談事例》

相談者	内 容	相談	解決策実施
薬剤師会	薬剤師会が受託した国のモデル事業実施に係るチームかまいしの参画依頼	H27	H28
NPO法人	釜石医療圏のICT利用促進を目的とした課題抽出・分類に関する依頼	H28	H29
病院看護部	病院職員対象「退院支援」に関する研修開催に関する相談	H28	H28
病院連携室	患者家族等が介護申請を受け付けてもらえないことがある	H29	H29
薬剤師会	地域包括支援センターの保健師との連携を推進する事業を実施したい	H29	H29
病院連携室	連携実務者の多職種連携の会を結成したい（OKスクラムねっと）	H29	H29

岩手県立釜石病院職場研修会 《チームかまいし多職種連携支援事業》 ～なるほど! そうか! 地域連携～

日 時：平成28年10月24日（金）18時～20時
参加者：49名（医師6、リハ2、看護師17、事務18、MSW2）

主 催：県立釜石病院（研修委員会＆地域医療情報ネットワーク委員会）

目 的：地域連携の必要性と圏域の実情を理解する。シームレスな医療・介護の提供のため県立釜石病院の地域の中での役割を意識する。

①講演「地域包括ケア時代の連携」 講師：寺田尚弘
②グループワーク「健康を支える連携を考える」
ファシリテーター：小田島史恵

☆開催のきっかけは連携室からの相談・依頼
☆院内の医療介護連携に対する温度差解消の支援



《病院連携室との連携の歩み》

H25 9月	地域連携だより「Face to Face」連携室について取材及び記事掲載
H26 8月	病院連携室との一次連携 課題①…ケアマネとの連携
H27 2月	⇒解決策①二次連携「連携室 & ケアマネ意見交換会」実施
H28 5月	第2回一次連携 課題②病院間連携室連携 相談③地域医療に関する院内教育
8月	⇒解決策②入退院に関わる圏域6病院の職員情報交換会開催
10月	⇒解決策③職場研修会「なるほど! そうか! 地域連携」開催 相談④職員研修開催に協力してほしい…
H29 3月	⇒解決策④職員対象「退院支援アクションマークイング」及び多職種対象「地域包括ケア研修会」開催 講師：宇都宮宏子氏
6月	相談⑤要介護認定の申請時期等について
8月 & 3月	⇒解決策⑤介護認定係との二次連携 「情報交換会」

在宅医療連携拠点チームかまいし×釜石薬剤師会の打合せ会 〈一次連携〉

平成24年度	9/3、12/、1/16
平成25年度	7/30、1/15
平成26年度	7/25、1/29
平成27年度	8/31、9/16
平成28年度	4/21
平成29年度	4/13、4/20 (第1回病院薬剤師)
平成30年度	4/5
令和2~4年度	R2…8/4 R3…10/10
令和5年度	6/27、9/13、10/11



2012年 (H24) 当時は、
生活応援センター (H19～) や
地域包括支援センター (H18～)
が相談機関として浸透していなかつ
た?



厚生労働省「患者のための薬局ビジョン推進事業」(H28年度) 岩手県薬剤師会主催 「多職種連携による在宅医療における薬学的管理推進モデル事業」

- 市町村の地域包括支援センター等と連携を図りながら、薬剤管理に問題があると思われる患者に対し、**薬剤師と保健師等が同行訪問**を行うことにより、在宅患者への薬学的管理・服薬指導を実施し、在宅患者の薬に対する理解を深めるとともに、薬物療法の有効性及び安全性の向上を図ることを目的とする。

【事業の流れ】

- 包括支援センターにおいて「薬に問題がある」と思われる患者を選定する。
- 包括支援センターは、薬剤師の同行訪問に関する説明を行い、訪問許可を得る。
- 包括支援センター職員は、患者に希望する薬局を選んでもらう。
- 包括支援センターは、患者が希望する薬局の訪問日の日程調整を行う。
- 包括支援センターと薬局薬剤師が患者宅を訪問する。
- 第二回検討会(各患者の解決に向けてのアクションプランの作成)
- 包括支援センターと薬局薬剤師が患者宅を訪問する。

「チームかまいし」薬科連携から生まれた事業

釜石薬剤師会提供

チームかまいしと釜石薬剤師会の連携による課題解決に向けた事業

年度	H24課題	～課題解決策～	二次連携…◆、ほか協働事業…◇
H24		◇薬剤師居宅療養管理指導見学研修 実施 (対象:チームかまいし)	
H25	C D F G G E ★ C D F G ★ A B C D G	◆医科薬科在宅医療同行訪問研修実施 計3回 ◇釜石薬剤師会主催(多職種対象)研修協力 ◇三師会学術講演会協力 ◆ケアマネ薬科合同研修会実施	薬剤師×保健師 連携推進の取組 （リハ・カマ）
H26	C D F G G ★	◆医科薬科在宅医療同行訪問研修実施 計4回 ◆国立長寿主催「在宅医療先進地域情報フェスタ」シンポジウム	
H27	G ★ C D E F G	◇日本在宅薬学会 ポスター発表 ◆医科薬科在宅医療同行訪問研修実施 計4回	
H28	G G ★ B D G	◆薬リハ合同研修会実施 ◆滋賀県高島市主催研修対応 (薬・リハ・カマ) ◆患者のための薬局ビジョン推進事業検討会実施協力 計4回	医×薬在宅医療 同行訪問研修
H29	B D G	◆多職種研修会「地域包括ケアにおける薬剤師の役割」実施	
H30	E B D E G E G ★	◆薬葉意見交換会実施 ◆患者のための薬局ビジョン推進事業検討会・報告会実施協力 計6回 ◇厚労省主催「在宅医療・介護連携推進事業意見交換会」事例紹介	
R01	G ★ E G	◇日本老年薬学会学術大会 ポスター発表 ◆多職種対象「薬葉連携の現状」実施	
R03	G ★	◇「楽しく学ぼう!薬剤師さんのお薬教室」 市の生涯学習まちづくり出前講座メニューに掲載	
R05	B G B G	◆薬剤師×市保健師「脳卒中発症リスク軽減の普及啓発キャンペーン」 ◆薬局を起点とした社会的処方連携の取組	保健師 薬剤師

★…チームかまいしの役割周知、薬剤師会と行政の連携による取組、及び周知 等

※その他、視察対応への協力多数あり



釜石薬剤師会提供

「チームかまいし」との連携から得られた 釜石薬剤師会の変化

- ケアマネが来局して、薬で困っている患者の情報を持ってくるようになった。
- ケアマネと薬剤師が、ケアカフェ（真面目な雑談の場）を定期的に開催するようになった。
- 有志の若手の薬剤師の勉強会が活発に行われるようになった。
- 居宅療養薬剤管理指導の件数が増加した。
- 薬局薬剤師が、医療と介護の橋渡し役として認知されるようになった。（医師への情報提供が当たり前のように実施されている）
- 薬局薬剤師が、患者の生活に近い医療従事者として職能を發揮することが期待されている。
- 病院薬剤師と薬局薬剤師の連携が期待されている。
- ポリファーマシー問題を解決するには薬剤師の役割が重要と期待されている。



最も効果が大きく表れた二次連携～ケアマネ薬科合同研修会～

H26.3.10

【薬剤師との一次連携で抽出された課題】

ケアマネジャーの顔を知らない。サービス担当者会議に呼ばれない。

薬剤師の職能が理解されていない。連携に関する温度差がある。等

【解決策】ケアマネジャーと薬剤師がお互いの業務や可能性について理解する場を設ける。⇒研修会の実施



◆◆4部構成の研修実施内容◆◆◆◆

①職種別GW	【自分の職種を再確認】同じ職種同士で、自分たちの業務の可能性や他職種へのアピールポイントについて意見交換する。
②混合GW	【お互いを理解しよう】上記を参考に、グループごとに職種アピールタイム
③講演	「介護支援専門員・薬科間の課題と展望」講師：チームかまいしアドバイザー 寺田尚弘氏
④混合GW	【多職種連携・この地域の包括ケアのために】KJ法により、課題と解決策のアイデアについて意見交換する。
薬剤師課題：アピール不足痛感。顔が見えない関係になっている。ケアマネ業務わからない。相談できない。 ケアマネ課題：経験年数が長いと「知らない」と言えない。薬剤師の仕事知らない。相談できない。 共通アイデア：今回のような場を持つ。懇親会、飲み会を開催する。	

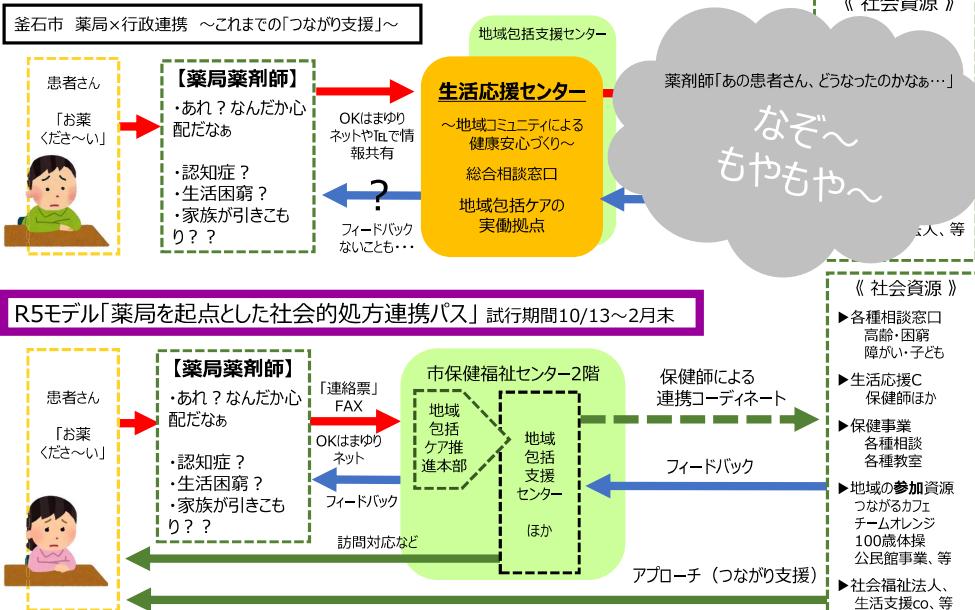
【成果】ケアマネジャーと薬剤師の連携始動!!

飲み会のグループ誕生 ⇒ケアカフェ開催 ⇒課題解決ための学習グループ誕生

- ◆ケアマネジャーと薬剤師との在宅患者への同行訪問 ◆ケアマネジャーは薬のことは薬局で質問するように…
- ◆薬剤師がサービス担当者会議に呼ばれるように…◆介護施設職員対象とした薬剤師の職能紹介

H31.3.13
釜石薬剤師会

令和5年度釜石市包括的支援の仕組みづくり事業～③薬局を起点とした社会的処方連携バス～



財源：厚労省保険局「令和4～5年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」（保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業分）

ケアマネ薬科合同研修会実施の波及効果 地域資源創出

二次連携から発展した連携の形
介護福祉連携グループ
「かだれ」の誕生!!

やっていることは飲み会ですが、ばっちり顔の見える関係が構築 まちの活性化に寄与していると いう自負あり。
釜石地域の人材不足解消のきっかけになればいいなあ…

by主宰者



H27「ケアカフェかまいし」

「ケアカフェ」は、多職種の顔の見える関係づくりや日頃のケアの相談場所として提案されています。

主宰者は「かだれ」と同じ薬剤師と介護支援専門員

アルコールを飲めない人でも参加できるものはないかと考え 行きついたのがケアカフェ



H28「かまいしユニゾン」

ケアカフェから出た多数の意見『多職種が集い、専門職の能力アップにつながる研修会』を実現する自主活動グループ

主宰者は、管理栄養士、薬剤師、介護支援専門員



「ささえる事例検討会」の様子

R3釜石市生涯学習まちづくり出前講座
課題解決のための薬剤師会と行政の協働による講座メニュー

【薬剤師会の課題】

薬剤師の職能が理解されていない。薬剤師会の出前講座が活用されない。

【行政の課題】

地域包括ケアシステムの「支え手側」の取組みや
多職種連携の取組みの重要性が「支えられる側」に伝わりにくい。



【解決策】◆◆行政と薬剤師会の協働による講座メニューを作成◆◆

「楽しく学ぼう!薬剤師さんのお薬教室」

・地域包括ケアシステムと在宅医療連携拠点チームかまいしについて

・薬剤師の活用法～かかりつけ薬剤師を持ちましょう～

※薬剤師会の立場からチームかまいしとの連携効果について紹介

【講座実施に係る役割分担】

住民	学びの場の設定、参加者への周知 会場設営、当日運営
薬剤師会	講師選出の調整、講師謝金 配付資料の提供、 行政との事前打ち合わせ
行政	住民への働きかけを含む周知、実施 に向けた各種調整、当日運営補佐、 前座の講師、アンケートとりまとめ



多職種連携?
自分たちが楽しいから
やってるだけでは?
一般住民に
メリットはあるの?

チームかまいしの地域包括ケア連携推進のまとめ

- 釜石市では、釜石医師会との連携によって患者や利用者の生活の質の向上のため **地域包括ケアシステム充実に向けた取組**を推進しています。
- チームかまいしでは、地域包括ケアの担い手となる各職種や組織ごとに、
 - ▶ヒアリング（職種の事情や職種にまつわる包括ケア連携の課題）
 - ▶顔の見える関係づくり（連携のフレームづくり）
 - ▶連携の課題の共有と解決策の検討
 - ▶解決策の実施の支援等を行ってたきた結果、
連携当事者(ケアの担い手)の**主体的な取組**が推進されています。
- チームかまいしでは、各主体の取組を地域の関係者や一般住民に
共有する場を設けるなど**取組の見える化**を行い、相互理解推進に
努めています。（三次連携、連携だより、Facebook、出前講座）



地域連携だより「Face to Face」の発行

- 相互理解を目的とした医療や介護の専門職向け情報誌
- コンセプトは、情報誌版「顔の見える会議」
- 紙ベースで圏域の関係機関に送付のほか、釜石市HPに掲載

<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2019121900159/>



《主な掲載内容》

チームかまいし主催・共催事業、新規オープン施設等・職員紹介、
職能団体主催研修の周知、地域包括ケアの充実に向けた地域の活動紹介、等



「取材」～拠点が資源を把握するためのツールとして有効～

『支えられる側(一般住民)』には見えにくい『支え手』の取組の見える化にも活用



《一次連携》職能団体等との打ち合わせ会～連携の土壤づくりとタネまき～

各職種の事情を言い出せる顔の見える関係づくり
会議ではなく**打ち合わせ**。笑いも絶えません(^^)b



一次連携は連携の基盤!
事業推進の土台です。

- ・薬剤師会
 - ・病院連携室（急性期）
 - ・病院連携室（慢性期）
 - ・訪問看護ステーション
 - ・地域包括支援センター
 - ・介護認定係（市・町）
 - ・介護施設連絡協議会
 - ・生活支援コーディネーター
 - ・地区生活応援センター所長
 - ・社会福祉協議会
 - ・市保健師
 - ・消防本部
- ※順不同

連携拠点の機能の周知の場にもなっています。

令和2年度チームかまいし在宅医療・救急医療連携推進事業「打ち合わせ会」

令和2年度在宅医療・救急医療連携
セミナー受講の様子



- GW：課題解決策の共有・役割分担
 ①終末期患者の病院×在宅リレーの円滑化
 担：病院、診療所
 ②人生会議の普及啓発
 担：行政、病院
 ③DNAR搬送に係るルールの検討など
 担：消防本部
 ④既存の資源の再確認（以外と知られてないことが判明）
 緊急医療情報キット、OKはまゆりネット
 地域メディカルコントロール協議会
 岩手県医師会のACPIに関する取組

令和2年度、岩手県では釜石市のほか、宮古市、奥州市が受講
**初のオンラインセミナー対応に
四苦八苦**

出席者：救急病院看護師2、消防本部2、診療所医師1、行政2～3

参考：2019年（令和元年）12月8日、中国武漢で新型コロナウイルス発生か。翌1月16日、日本国内で初の感染者（中国籍）が報告



【工】情報共有支援 【ク】市町の連携 かまいし・おおつち地域医療情報ネットワーク（OKはまゆりネット）

◆主な機能

県立釜石病院を中心とした患者の医療・介護情報を医療機関や施設間で共有
 ☆県立釜石病院（基幹病院）への診療・各種検査・栄養指導の予約
 ☆〃の検査画像・結果、診療記録、処方履歴、注射履歴、介護用文書等の共有
 ※職種別に制限有

◆加入施設（R5.9月末現在）

	加入施設数	加入率
病院診療所（6+18）	（6+12）	75.0%
歯科診療所（17）	10	58.8%
調剤薬局（21）	17	81.0%
介護事業所等（55+1）	29	51.8%
行政・医師会（4）	4	100.0%
計（122）	76	63.9%



事務局運営会議構成員

医師会、保健所、釜石市、大槌町、基幹病院

◆利用者数（R5.9月末現在）7,073人 ※キーコード発行件数

◆運営主体 ※法人設立以前は行政が事務局の任意団体として運営。現在はオブザーバー

NPO法人釜石・大槌地域医療連携推進協議会

設立：平成28年4月28日 会長：小泉嘉明（医師会長） 事務局：釜石医師会

会員：16名（釜石医師会7、釜石歯科医師会3、釜石薬剤師会3、

釜石広域介護支援専門員連絡協議会2、釜石リハビリテーション療法士会1）

セミナー事業
より改めて認
識された資源

緊急医療情報キット（2010年～）

～命のきずなカプセル～



【緊急時情報カード】A4両面

～主な記載情報～

- ・氏名、生年月日、血液型、住所、TEL
- ・緊急連絡先
- ・受診している医療機関名、TEL、担当医師名
- ・現在治療中の病名
- ・内服薬の有無、アレルギーの有無と内容
- ・介護事業所名、TEL、担当ケアマネジャーの氏名
- ・情報共有等に関する同意



カプセルを冷蔵庫に保管
ステッカーを玄関と冷蔵庫に貼付

R3年度 チームかまいし在宅医療・救急医療連携推進事業

R3打ち合せ会の様子

（二次連携）



►介護支援専門員等を対象としたACPに関するアンケート結果の共有

►前年度の取組と役割分担・地域の方向性の再確認を行った。



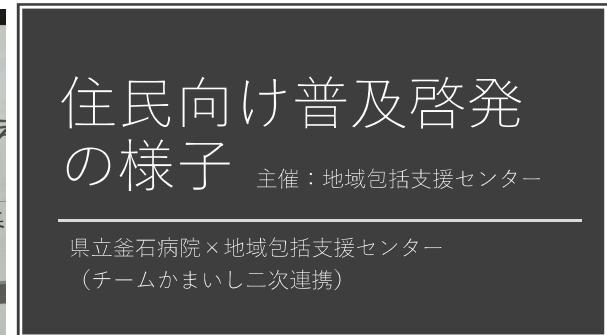
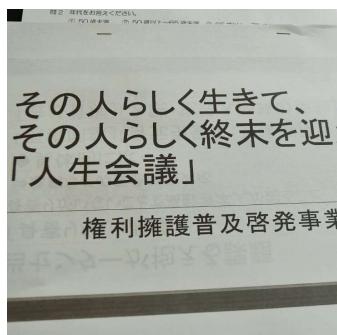
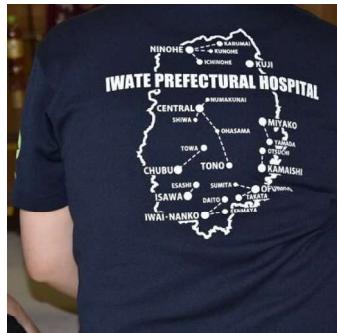
釜石市 令和4年度行程表

実施日	実施内容	備考
5/25	在宅医療連携拠点事業推進協議会	
5/27	地域包括支援センター(直営)×県立釜石病院 ACP等普及啓発に関する事業実施に向けた打ち合わせ会	二次連携
6/17	住民対象「人生会議」普及啓発実施 (釜石地区) ※権利擁護普及啓発事業	包括C、病院 地ケア本部
7/25～	上記を初回として、市内8地区(計9か所～)で実施予定	包括C、病院
9/1	地域包括支援センター(直営)×県立釜石病院 住民向け、専門職向け研修会打ち合わせ会	二次連携
10/7	地域包括支援センター(直営)×県立釜石病院 専門職向け研修会打ち合わせ会	二次連携
12/20	介護支援専門員ほか多職種対象 「人生会議」普及啓発研修会	地域包括支援C、病院、 消防本部、地ケア本部





二次連携 (打ち合わせ会の様子)



地域包括支援センター主催事業を開催支援

連携だより第46号より抜粋

令和4年度釜石市権利擁護研修会～「人生会議」から考える権利擁護～

12月20日、釜石PITでハイブリッド形式による権利擁護研修会が開催され、介護支援専門員のほか医療・介護・福祉等のケアの担い手となる関係職員の参加がありました。

研修カリキュラム

1.講演：アドバンス・ケア・プランニング

～最期までその人らしく生きるために私達ができること～

講師：県立釜石病院 緩和ケア認定看護師 西明子氏

2.講演：ACP「人生会議」とDNAR*の関連性について

講師：釜石大槌地区行政事務組合消防本部 消防課長 菊池俊氏



ACP=アドバンス・ケア・プランニング（愛称：人生会議）は、意思決定能力が低下する場合に備えて、終末期を含めた今後の医療や介護等について、最後まで自分が思い描く生活を送れるよう、前もって話し合う事や、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスです。本人が「蘇生措置の拒否」を希望しても、意思が共有されずに救急搬送されるという課題もあります。ACPは今後の課題となっています。

演習では、自分にとって大事なことは何なのかを考える「もしバナゲーム」の実践講習が行われました。もしも、突然余命半年と言われたら…。これをテーマに参集した多職種が共に考える機会となりました。

*DNAR…Do Not Attempt Resuscitation 蘇生処置の拒否

※チームかまいし二次連携「病院×消防本部×地域包括支援センター」

千葉市における 在宅医療・救急医療連携 について

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

I 本日の目的

高齢者の在宅療養における連携の課題として、医療と介護、消防（救急）の円滑な連携に努め、急変時の適切な対応に繋げることが必要となっている。

現状では、新型コロナウイルス感染症が収束しても、引き続きひつ迫する千葉市の救急体制の実態があるなか、頻回救急要請を行う不安定な要支援者への対応、後見や代理権のないケアマネジャーへの同乗要請など課題が多い。

これまで、消防局救急課を中心に、基幹相談支援センター、あんしんケアセンター、精神保健福祉課、在宅医療・介護連携支援センターなどの関係者が集まり、救急需要対策連携会議を開催し、課題に対する取り組みを検討してきた。

課題解決に向けて、まずは、消防も含めた医療・介護関係者の相互理解を図り、顔の見える関係づくり進めるため、当面の取り組みについて多職種・多機関で話し合うことを目的とする。

2 現状の課題

(1) 消防サイド

- (ア) 救急体制に関する市内医療・介護専門職への周知不足
- (イ) 各種医療・介護・福祉制度や、医療・介護専門職の役割（職掌）などを学ぶ機会がない

(2) 専門職サイド

- (ア) 社会資源としての救急体制の現状に関する理解不足
- (イ) 自分たちの機能・役割を正確に周知できていない

3 課題への対応策

(1) 消防サイド

- (ア) 救急体制に関する市内医療・介護専門職への周知不足
- (イ) 各種医療・介護・福祉制度や、医療・介護専門職の役割（職掌）などを学ぶ機会がない

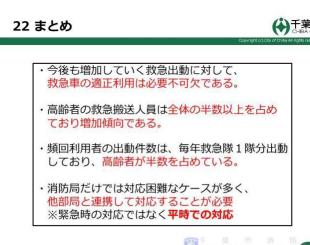
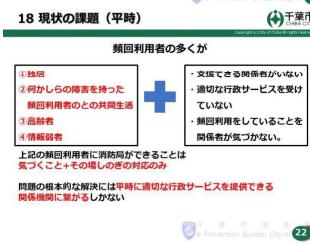
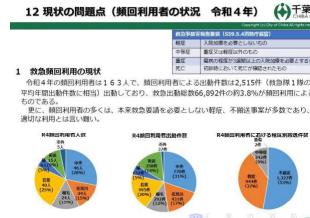
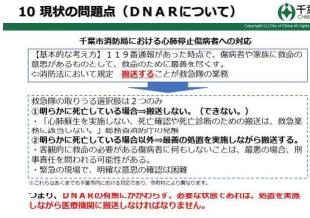
(2) 医療・介護専門職サイド

- (ア) 社会資源としての救急体制の現状に関する理解不足
- (イ) 自分たちの機能・役割を正確に周知できていない

多職種連携会議などで救急体制との連携を取り上げる。

救急隊員の制度理解向上に向けて、忙しい隊員でも無理なく学べるよう、オンデマンド配信用の学習コンテンツを作成する。
例) あんしんケアセンターの紹介動画

千葉市の救急業務について

千葉市消防局救急課
福島 洋

4 取り組み方向性

(1) 多職種連携会議等で救急体制を取り上げる

令和5年度は、中央区と花見川区の多職種連携会議で救急体制を取り上げることとしている。次年度以降も、他の圏域に広めていく。

(2) オンライン学習コンテンツの作成

「あんしんケアセンター」、「障害者基幹相談支援センター」、「訪問看護ステーション」、「ケアマネジャー」、「在宅での薬剤師の役割」といったテーマでオンライン学習コンテンツを作成する。

各職能団体や相談支援機関と在宅医療・介護連携支援センターが協力して動画を作成する。



この後のグループワークでは、職能団体や相談支援機関ごとに、5～10分程度の短い動画コンテンツで、「自分たちの機能や役割を理解してもらうために、どのような内容を入れたいか」、「短い時間で自分たちの役割を紹介する際にどのような工夫をしてきたか」といったテーマで話してください。

【第2部 附属資料】

セミナー資料（全国を対象としたオンラインセミナー）

【人口動態】 2040年頃に65歳以上人口のピークが到来する

- 我が国の人口動態を見ると、現役世代（生産年齢人口）の減少が続く中、いわゆる団塊の世代が2022年から75歳（後期高齢者）となっていく。
- その後も、2040年頃まで、65歳以上人口の増加が続く。

令和5年度在宅医療・救急医療等の連携にかかるオンラインセミナー

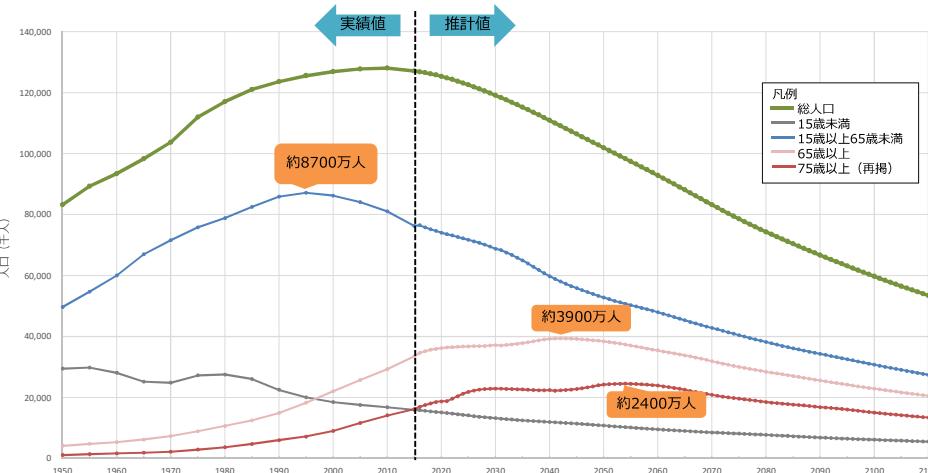
急変時における在宅医療の体制整備について

厚生労働省 医政局地域医療計画課
外来・在宅医療対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【医療需要の変化】 在宅患者数は、多くの地域で今後増加する

- 全国での在宅患者数は、2040年以降にピークを迎えることが見込まれる。
- 在宅患者数は、多くの地域で今後増加し、2040年以降に203の二次医療圏において在宅患者数のピークを迎えることが見込まれる。



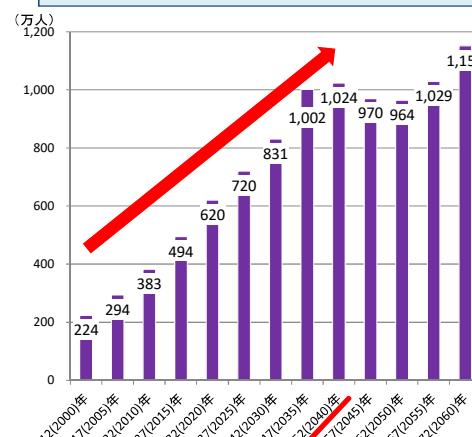
在宅・介護施設の要介護高齢者の増加

- 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に、85歳以上で上昇する。
- 85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加が見込まれており、在宅・介護施設の要介護高齢者の増加が見込まれる。

年齢階級別の要介護認定率



85歳以上の人口の推移



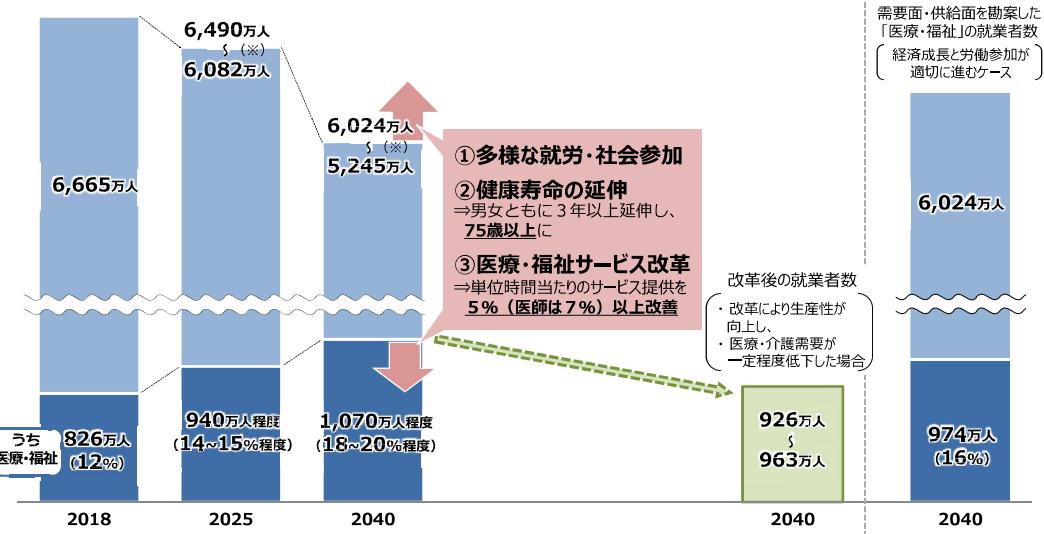
出典：2020年9月末認定者数（介護保険事業状況報告）及び2020年10月1日人口（総務省統計局人口推計）から作成

マンパワー 2025年以降、人材確保がますます課題となる

第7回 第8次 医療計画
等に関する検討会 資料
令和4年3月4日 1改

- 2040年には就業者数が大きく減少する中で、医療・福祉職種の人材は現在より多く必要となる。

需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移



※総就業者数は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2019年3月）による。

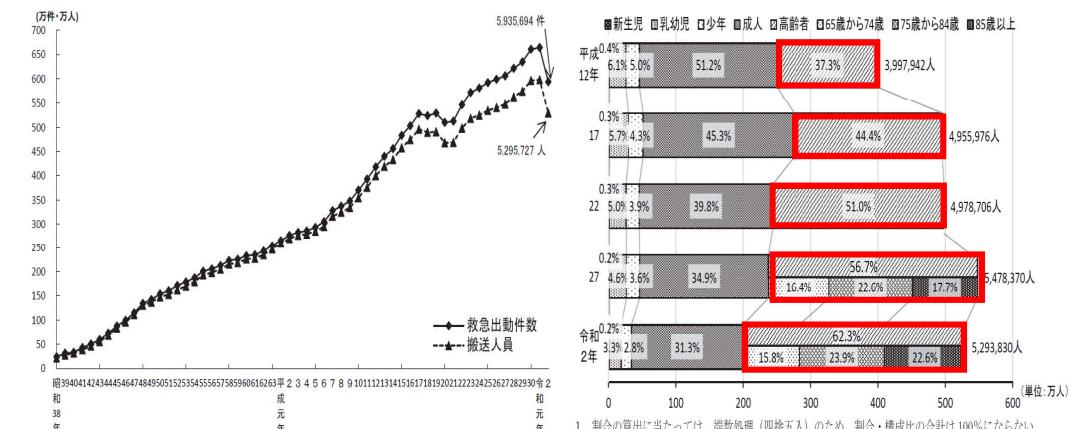
総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。

※2018年度の医療・福祉の就業者数は推計値である。

救急出動件数及び搬送人員、年齢区別の推移

第4回救急・災害医療提供体制等
に関するワーキンググループ 資料
令和4年4月28日 1改

- 救急出動件数及び搬送人員数は、令和2年は新型コロナの影響等により若干減少しているものの、年々増加傾向である。
- 高齢者の搬送割合の中でも、特に75歳から84歳、85歳以上の割合が増加傾向にある。



（注）1 平成10年以降の救急出動件数及び搬送人員についてはヘリコプター出動分を含む。

2 各年とも1月から12までの数値である。

（出典）令和3年版 救急・救助の現況（総務省消防庁） 第16図より一部改変

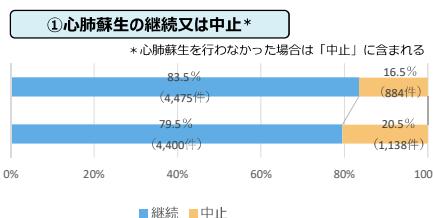
（出典）令和3年版 救急・救助の現況（総務省消防庁） 第30図

6

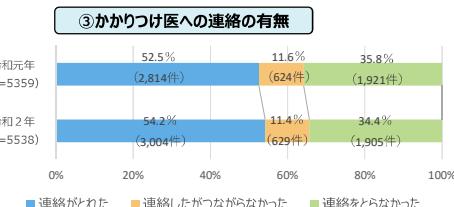
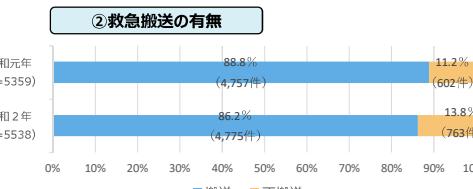
救急現場における傷病者の意思に沿った対応

第1回 第8次 医療計画
等に関する検討会 資料
令和4年8月4日 1改

- 消防庁によると、救急隊が出動した後、心肺機能停止状態の傷病者が「心肺蘇生を拒否する意思表示」をしていたことを医師や家族等から伝えられた事案は、令和元年で5,359件、令和2年で5,538件であった。
- その中で「心肺蘇生の継続」、「搬送」となった割合は相対的に高いものの、「心肺蘇生の中止」、「不搬送」となった件数は増加傾向にある。



（参考）
全救急出動件数：6,639,767件（令和元年）
5,935,694件（令和2年）
出典：「令和3年版 救急・救助の現況（総務省消防庁）」



（※出典：「心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数調査」
平成31年1月1日～令和2年12月31日に全国の消防本部に調査を実施。）

在宅療養患者の救急搬送に関する取組の状況

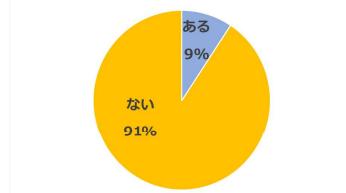
第1回 第8次 医療計画
等に関する検討会 資料
令和4年8月4日 1改

厚生労働省が都道府県に対し、市区町村の在宅療養患者の救急搬送ルール等に関する支援体制を調査した結果は以下のとおりであった。

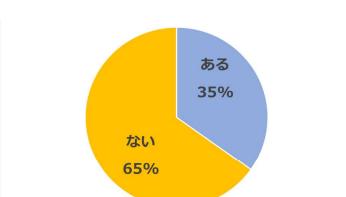
①在宅療養患者本人の診療・DNAR等の情報を関係職種で共有できるようなルールやツール等の作成の有無 (n=43)



②在宅療養患者における救急搬送について受入医療機関の指定等を含むルールの作成の有無 (n=43)



③消防機関と都道府県との間で、DNAR等の方針が示されている在宅療養患者の救急搬送の取り決めの有無 (n=43)



【作成している搬送ルール（例）】

- 脳卒中患者は県内を4ブロックにわけてその中で急性期病院に搬送するルールが消防と共有できている。
- 二次医療圏ごとに、各病院の機能分化を進めており、それぞれ関係団体で共有されている。
- 傷病者の状態に応じて受け入れ実施基準等に基づいて搬送先医療機関を選定している。

（※出典：在宅療養・救急医療連携にかかる調査・セミナー事業報告書（令和3年度 厚生労働省委託事業）
令和4年1月に、47都道府県に調査を実施。（有効回答率：91.5%））

8

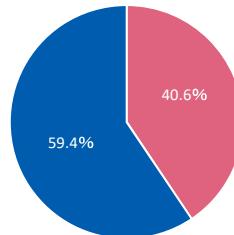
二次医療圏に設置された協議の場の構成員について

第7回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ
令和4年10月14日 資料

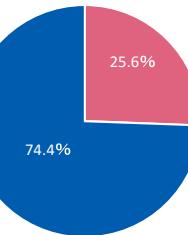
- 地域医療構想調整会議や地域医療対策協議会等の枠組み内の開催を含め、在宅医療に係る協議の場が二次医療圏に設置されている場合において、各所属団体の委員が協議の場に参加している割合は、在宅療養支援病院、後方支援病院が各々40.6%、25.6%であり、消防機関からの参加は9.4%であった。

二次医療圏に設置された在宅医療に係る協議の場に参加する構成員の割合 (N=255)
(※ 在宅医療に係る協議の場には、地域医療構想調整会議や地域医療対策協議会等の枠組み内の協議を含める)

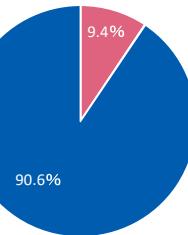
在宅療養支援病院



在宅療養後方支援病院



消防機関



*都道府県調査

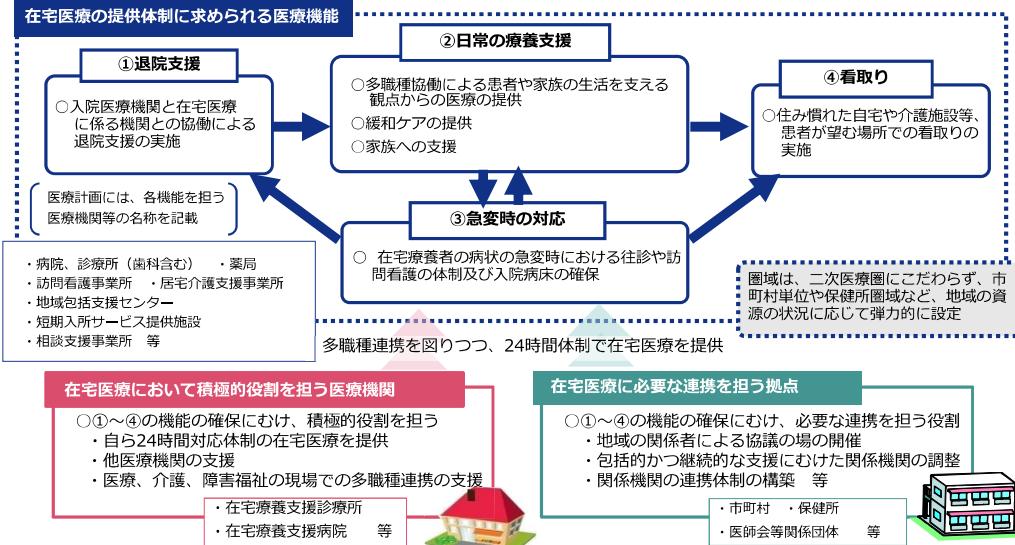
- ・全二次医療圏 (n=335) のうち、地域医療構想調整会議や地域医療対策協議会等の枠組み内の開催を含め、在宅医療に係る協議の場を設置している二次医療圏 (n=255) を対象。
- ・在宅医療の協議の場を構成している委員を所属している団体・事業者別に集計。
- ・各団体・事業者毎の集計数を255で除し、在宅医療の協議の場に各団体・事業者毎の委員が含まれる割合 (%) を算出。

医政局地域医療計画課調べ（令和3年11月） 9

在宅医療の体制について

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載する。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ～



[出典] 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日一部改正))

検討部会の報告書を踏まえた対応

第4回救急・災害医療提供体制等に関するワーキンググループ
令和4年4月28日 資料3改

「平成30年度救急業務あり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について (令和元年11月8日付け消防救205号消防庁救急企画室長通知)

<報告書の要点>

①基本的な認識

- ・ 救急隊は救命を役割とし、心肺停止状態の傷病者については速やかに心肺蘇生を実施することを基本に活動している。

- ・ 一方で厚生労働省は、平成30年3月、ACP(アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」)の考え方を「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に盛り込むなど、本人の意思を尊重しながら、医療・介護従事者、家族等も参加して、生き方・逝き方を探る努力がなされている。
- ・ 救急現場等においても、時間的情報的な制約がある中ではあるが、医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の生き方・逝き方は、尊重していくものと考える。

②現場での対応等

- ・ 救急現場等では、救急要請に至る経緯や、傷病者が心肺停止になった経過、傷病者と心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲、傷病者の意思等を記した書面の有無、書面がある場合には署名の有無など、千差万別な状況である。

- ・ 加えて、救急現場等は緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場感はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的な制約がある。

③今後の方向性

- ・ 実態調査の結果、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案の実態が必ずしも十分に明らかになったとは言えないところであり、今後、事案の実態を更に明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた、事案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると考えられる。
- ・ 患者本人や家族等がどのような最後を迎えるかを考え、かかりつけ医等を要とする医療従事者、介護従事者とも話し合い、準備を進め、ACPIに取り組んでいくことが重要である。

<今後、消防機関に求められること>

- 地域包括ケアシステムやACPIに関する議論の場への参画
- 救急隊の対応の検討等

- ① 在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、メディカルコントロール協議会等における十分な議論
- ② 具体的な対応件数の集計及びメディカルコントロール協議会における事後検証の検討

10

在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

概要

- ・ 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- ・ 在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- ・ 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

在宅医療の提供体制



急変時・看取り、災害時等における整備体制

- ◆ 在宅医療における急変時対応に係る機関として消防機関や後方支援を行なう医療機関を明確化するとともに、地域の在宅医療の協議の場への参加を促す。
- ◆ 災害時においては、各関係機関での連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業等も活用しながら、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。

在宅医療における各職種の関わり

- ◆ 訪問看護について、退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備や、事業所間の連携、業務効率化等について取組を進める。
- ◆ 歯科診療所と後方支援機関を有する歯科医療機関との連携や医科歯科連携の体制構築を進めるとともに、歯科衛生士の機能・役割や訪問歯科診療への関わりについて明確化する。
- ◆ 多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの対応等の観点から、在宅医療に係る薬剤師の資質向上に取り組み、麻薬や無効製剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進め、在宅医療に必要な医薬品等の供体制を構築する。
- ◆ 在宅療養患者の状況に応じた生活機能の回復・維持に対する観点からリハビリテーション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について明確化する。
- ◆ 在宅療養患者の状況に応じた栄養管理を充実させるために、管轄栄養士が配置されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食事指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について明確化する。

12

在宅医療の体制構築に係る指針（急変時、看取り、災害時）

令和5年度第1回医療政策研修会 資料
令和5年5月24日 13改

<在宅医療の体制構築に係る指針（令和5年3月31日）より抜粋>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(3) 急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】

② 在宅医療に係る機関に求められる事項

- ・患者の病状急変時にその症状や状況に応じて、円滑に入院医療へ繋げるため、事前から入院先として想定される病院・有床診療所と情報共有を行う、急変時対応における連携ルールを作成する等、地域の在宅医療に関する協議の場も活用し、消防関係者も含め連携体制の構築を進めることが望ましい

③ 入院医療機関に求められる事項

- ・特に、在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院においては、地域の在宅医療に係る機関と事前から情報共有を行う等連携することで、円滑な診療体制の確保に努めること

(4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】

② 在宅医療に係る機関に求められる事項

- ・本人と家族等が希望する医療・ケアを提供するにあたり、医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、最期を支えられる訪問看護の体制を整備すること

- ・麻薬を始めとするターミナルケアに必要な医薬品や医療機器等の提供体制を整備すること

第3 構築の具体的な手順

3 連携の検討

- ・(4) 災害時においても、医療機関間や訪問看護事業所間等、また、医療機関、薬局、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等の関係機関間、さらに市区町村や都道府県との連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業等も活用しながら、**業務継続計画（BCP）の策定**を推進すること。

第8次医療計画における「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について

第8次医療計画への向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を医療計画に位置付けることとし、記載内容について整理した。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能との連携

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記（1）から（4）までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けること。また、在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援病院、在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置づけられることが想定される。

なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

①目標

- ・在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと

②在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

- ・医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ・臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ・地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受け入れを行うこと

* 赤字は第8次医療計画への向けた指針において新たに記載された内容

【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））14

第8次医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

第8次医療計画への向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付けることとし、記載内容について整理した。また、在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携について記載した。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記（1）から（4）までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院・診療所・訪問看護事業所・地域医師会等関係団体、保健所・市町村等の主体のいすれかが在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携が重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることを可能である。

①目標

- ・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ・在宅医療に関する人材育成を行うこと

- ・在宅医療に関する普及啓発を行うこと
- ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

②在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握・災害時に対する応急対応を連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること

- ・地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行なうこと

- ・質の高い在宅医療により効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること

- ・在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと

- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

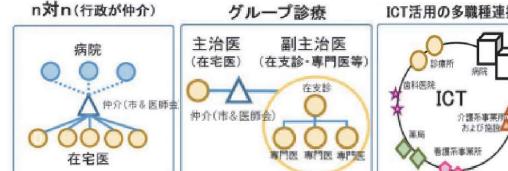
* 赤字は第8次医療計画への向けた指針において新たに記載された内容

地域で有効に機能している在宅医療連携モデル

第1回 第8次医療計画に関する検討会 資料
令和4年8月4日 1改

○ 診療のバックアップ体制や夜間輪番制等の在宅医療を担う医師による相互協力や多職種連携に基づく水平連携と、急変時に入院を要する在宅療養患者のための垂直連携の仕組みを構築している地域がある。

訪問診療を行う医師のグループ形成によるバックアップ (千葉県柏市)



→柏市と医師会が中心となり、地域の多職種も巻き込みつつ、体制を構築。

○垂直連携 (柏市が事務局として実施)

- ・病院連携：急性増悪時等における病院のバックアップ体制の確保

○水平連携 (主に、柏市と柏市医師会にて実施)

- ・診療連携：かかりつけ医のグループ形成によるバックアップ
- ・多職種連携：情報共有システムの利活用

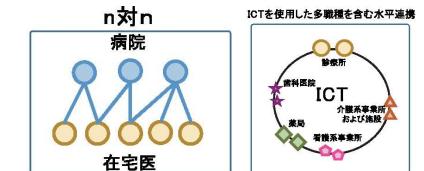
在宅医、多職種向け研修会の開催

○市民への在宅医療の支援：柏市地域医療連携センター※ (柏市が設置)

- ・在宅主治医がいない市民の方に対して紹介
- ・多職種への「在宅医療多職種連携研修会」等の実施

※土地提供は柏市、建物は柏市医師会、柏歯科医師会、柏薬剤師会の寄附により建立。

患者急変時のICTを活用した患者情報連携 (新潟県長岡市)



→医師会が中心となって、長岡市の協力を得て、医師と訪問看護師グループの連携が実現。

○垂直連携 (医師会及び市内10病院で実施)

- ・救急医療機関との後方支援体制や地域の医療機関とのバックアップ体制を構築。
- 長岡地域急救懇談会 (事務局：消防署、2ヶ月に1回程度) において、病院関係者・医師会・市役所・警察署・弁護士会・報道機関が参加し、地域の救急体制について議論を実施。

○水平連携 (長岡市・医師会・訪問看護ステーション協会にて実施)

- ・ICTを利用した、多職種間で患者情報を連携 (医師会)
- 長岡フェニックスネットワーク協議会 (事務局：医師会、年2回程度) で、長岡市、訪問看護ステーション協会、歯科医師会、薬剤師会の各団体が参加し、連携ルールの構築や課題等について協議。

出典：H29年度医政局委託事業 在宅医療連携モデル構築のための実態調査報告書

(取組の効果)

- ・ICT登録患者の増加により、病状や生活の変化等の情報共有が円滑化した。

(取組の効果)

- ・救急連絡時の病院への連絡について円滑化した。
- ・救急隊の現場所要時間が短縮した。

救急医療情報収集・搬送ルールに関する取り組み例

第4回救急・災害医療提供体制等に関するワーキンググループ
資料1改
令和4年4月28日

東京都八王子市

【救急医療情報（キット）】

東京都八王子市の救急医療情報キットでは、「もしもの時に医師に伝えたいことがあるは、チェックしてください」との設問を設け、「できるだけ救命」「延命してほしい」「苦痛をやわらげる処置なら希望する」「その他の回答欄を設けている」

(在宅療養・救急医療連携にかかる調査セミナー事業報告書
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-1080000/000549806.pdf>)

～記入例～ 救急医療情報

八高連から 65歳以上の方へ「救急医療情報」のお知らせ

【八王子市】八王子市は、65歳以上の高齢者の方へ「救急医療情報」を配布しています。この情報は、もしもお身体が急に悪化したときに、お子さんやご家族が医療機関に連絡する際に役立つものです。

【八王子市】八王子市は、65歳以上の高齢者の方へ「救急医療情報」を配布しています。この情報は、もしもお身体が急に悪化したときに、お子さんやご家族が医療機関に連絡する際に役立つものです。

愛知県岡崎市

【119医療情報伝達カード】救急要請・搬送時のルール

氏名や緊急連絡先他、疾患やアレルギーの状況、ならびにDNARについての記載欄に記しておく。

(出典：愛知県岡崎市ホームページ
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1572/1653/p020461.html>)

119医療情報伝達カード

（出典）令和3年度版・連携ルール策定等に関する市区町村等支援の手引き（一部改変）

在宅医療・救急医療連携セミナー

令和6年度予算案（令和5年度当初予算額）：14百万円（17百万円）

1 事業の目的

<背景・課題>

- 国民の多くのが、自宅等の住み慣れた環境での療養を希望している。しかし、実際には、あらかじめ家族等や医療・ケアチームと話合いを行っていないこと等から望まない救急搬送が行われることや、また、生命の危険が迫った状態では多くの人が自らの意思を表明できない状態で救急搬送されることから、救急現場や医療現場での対応に課題が生じているとの指摘がある。
- そのため、地域において、本人の病状や希望する医療・ケアや療養場所、延命措置に対する要望等、本人の意思を共有するための関係機関間の連携体制の構築が必要となっている。

<対策> 本人の意思を関係機関間で共有するための連携ルール等の策定支援

- 先進自治体では、在宅医療関係者と救急医療関係者の協議の場を設け、在宅療養者等に関する救急搬送についての情報共有ルールの策定や、人生の最終段階の医療・ケアをどのように考えていくか等についての住民向け普及・啓発に取り組んでいる。
- このような取組を参考に、複数の自治体を対象とした研修セミナーを実施し、必要な連携ルール等の策定するための工程が進むよう、重点的な支援を行う。また、本取組について全国的な横展開を推進していくことで、人生の最終段階において本人の意思が尊重されるための環境整備を進める。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

問題意識

- ・看取り期における本人の意思に沿わない搬送
- ・生命の危機が迫った状態で自らの意思表明できない状態での搬送
- ・救急現場や医療現場も医療現場での対応に課題が生じている

対策の方向性

- ・自治体、救急医療（消防）、在宅医療機関関係者が、地域の実情に応じ、本人の意思を共有するために必要な情報や連携するためのルール等を策定していく工程の支援を実施

平成29年度～令和元年度

市町村版セミナーの実施

- ・有識者や先進自治体（市町村）の支援のもと、連携ルールの検討等に必要な工程表の策定について、講習やグループワークを実施。
- ・（対象：自治体職員、在宅医療関係者、救急医療関係者等）
- ・既に連携ルール等を運用している先進自治体（市町村）の取組（連携ルールの運用に至る工程、課題等）※を調査
- ※（例）
- ・救急現場や医療機関等における本人の疾病等や療養に関する希望等の把握・共有する方法
- ・救急要請時の搬送に関するローラークルールの策定・運用
- ・入院が必要な際のスムーズに受け入れるための連携体制や病院側が必要とする患者情報
- ・在宅療養に戻る際に在宅医療関係者が必要とする患者情報等
- ・実施後の報告書には、今後、他の市町村で取り組めるようマニュアルを作成し、新たな課題等に応じて改訂する。

令和2年度～

都道府県版モデル事業の実施

- ・都道府県（2か所程度）に管下市町村の連携ルール作りに取り組んでもらう。
- ・この際、過去の当セミナーの内容を参考にしつつ、シンクタンク等業者が事業実施を支援。
- ・実施後、シンクタンク等業者は事業の効果等を検証し、報告書にまとめる。また、都道府県が管下市町村を指導するためのマニュアルを作成し、新たな課題等に応じて改訂する。

将来の目標

- ・各都道府県が管下市区市町村と協力し、MC協議会と在宅医療機関の橋渡し
- ・地域での本人の意思の共有手法の協議等を実施する。

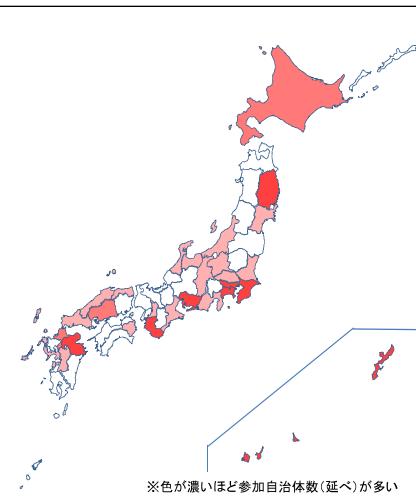
実施主体

- ・委託事業：コンサルや研究機関等を想定

（参考）過去のモデル都道府県・セミナー参加自治体

令和4年度	北海道 大分県	北海道北見市 大分県中津市 大分県臼杵市 大分県津久見市 大分県由布市
令和3年度	徳島県 広島県	徳島県小松島市 広島県広島市佐伯区 広島県広島市安佐南区
令和2年度	岩手県 沖縄県	岩手県奥州市 岩手県金石市 岩手県宮古市 沖縄県宜野湾市 沖縄県南城市 沖縄県八重瀬町
令和元年度	北海道 岩手県 石川県 静岡県 三重県 島根県 長崎県 沖縄県	北海道 遠別町 岩手県 北上市 東京都 練馬区 東京都 八王子市 石川県 能美市 静岡県 熟海市 三重県 四日市市 島根県 出雲市 長崎県 長崎市 沖縄県 那霸市

平成30年度	岩手県 茨城県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 大阪県 大坂県 和歌山県 福岡県 熊本県	岩手県 久慈市 茨城県 つくば市 群馬県 前橋市 埼玉県 本庄市 東京都 豊島区 神奈川県 相模原市 新潟県 新潟市 長野県 長野市 岐阜県 美濃加茂市 静岡県 篠田市 愛知県 岐阜市 大阪県 堺市 和歌山県 湯浅保健所 福岡県 久留米市 熊本県 荒尾市
平成29年度	宮城県 千葉県 神奈川県 東京都 富山県 長野県 愛知県 石川県 静岡県 愛知県 石川県 静岡県 愛知県 石川県 静岡県 福岡県	宮城県 大崎市 千葉県 柏市 千葉県 木川市 神奈川県 白井市 神奈川県 横浜市 神奈川県 横須賀市 東京都 小金井市 富山県 富山市 長野県 松本市 愛知県 豊田市 愛知県 明富市 和歌山県 田辺保健所 和歌山県 御坊保健所 鳥取県 日野郡日野町 山口県 下関市 福岡県 古賀市



地域の救急体制において 消防機関が果たす役割

－在宅医療・救急医療等の連携に向けて－

総務省消防庁 救急企画室
救急専門官 飯田龍洋

一目次一

- 1 消防機関における救急業務の現況
- 2 メディカルコントロール体制による消防・医療連携
- 3 救急隊員等が行う観察・処置等
- 4 消防機関における新型コロナウイルス感染症対応
- 5 緊急性度判定体系（トリアージ）等について
- 6 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生

総務省消防庁の組織体制

FDMA
消防とともに

- 消防の任務は、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることであり、救急分野が一領域に含まれる。



消防業務に関する国・県・市町村の役割分担

FDMA
消防とともに

国(総務省消防庁)

- > 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要的ある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。(消防組織法第4条第1項)

都道府県(危機管理・防災部局)

- > 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
 - 2 消防統計及び消防情報に関する事項
 - 3 市町村の行う救急業務の指導に関する事項 など (消防組織法第29条)

市町村(消防本部)

- > 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。
(消防組織法第6条)
> 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。
(消防組織法第7条)

救急業務と救急隊員について

○「救急業務」とは

【消防法(昭和23年法律第186号)】

第2条 第9項

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故(中略)による傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、(中略)搬送すること(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間ににおいて、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。)をいう。

→消防法に基づき「救急隊」が行う搬送業務

○「救急隊員」とは

【消防法施行令(昭和36年政令第37号)】

第44条 第1項

救急隊は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもって、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもって編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもって編成することができる。

第44条 第5項

救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防吏員をもって充てなければならない。

1 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了したもの

2 救急業務に關し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定めるもの(医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士)

→「救急業務」を行う消防職員

救急業務の位置づけと実施体制

○ 救急業務の位置づけ

- 昭和38年:救急業務の法制化(消防法第2条第9項)
- 昭和61年:疾病等による傷病者の搬送と救急隊員による応急処置を明記(消防法第2条第9項)
- 平成3年:救急救命士法が制定
- 平成21年:消防の任務及び消防法の目的に傷病者の搬送を適切に行うことを明記(消防組織法第1条、消防法第1条)

○ 消防本部数 722本部(単独434本部、組合288本部)(令和5年4月1日現在)

○ 救急業務実施体制(令和5年4月1日現在)

・ 救急業務実施市町村数 1,719市町村のうち1,690市町村(東京都特別区は1市として計上)

いわゆる「役場救急」 29町村

・ 救急隊数 5,359隊	平成25年	5,004隊	7.1%増
・ 救急隊員数 66,616人	平成25年	60,383人	10.3%増
・ 救急救命士資格者数 43,788人	平成25年	29,197人	50.0%増
・ 運用救急救命士数 30,371人	平成25年	22,870人	32.8%増
・ 救急自動車数 6,591台	平成25年	6,073台	8.5%増

うち高規格救急車6,479台

6

救急業務の実施体制

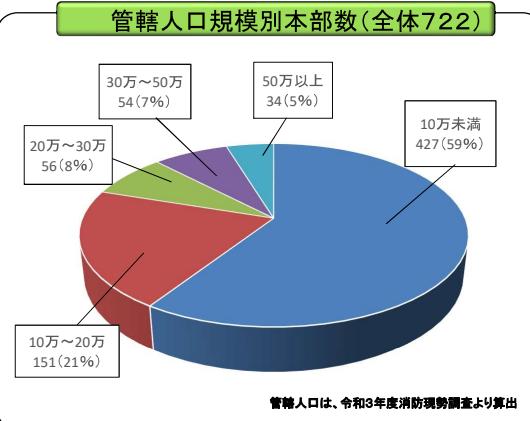
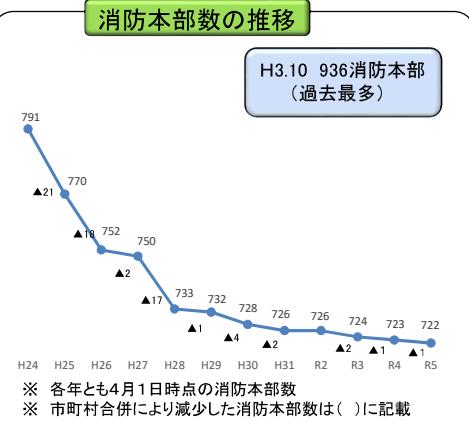
○ ほぼ全ての地域で救急業務が実施されている

(各年4月1日現在)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市町村数	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
市町村実施率(%)	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(備考)「救急年報報告」により作成

消防本部数及び人口規模別本部数



救急業務の位置づけと実施体制

○ 救急業務の位置づけ

- 昭和38年:救急業務の法制化(消防法第2条第9項)
- 昭和61年:疾病等による傷病者の搬送と救急隊員による応急処置を明記(消防法第2条第9項)
- 平成3年:救急救命士法が制定
- 平成21年:消防の任務及び消防法の目的に傷病者の搬送を適切に行うことを明記(消防組織法第1条、消防法第1条)

○ 消防本部数 722本部(単独434本部、組合288本部)(令和5年4月1日現在)

○ 救急業務実施体制(令和5年4月1日現在)

・ 救急業務実施市町村数 1,719市町村のうち1,690市町村(東京都特別区は1市として計上)

いわゆる「役場救急」 29町村

・ 救急隊数 5,359隊	平成25年	5,004隊	7.1%増
・ 救急隊員数 66,616人	平成25年	60,383人	10.3%増
・ 救急救命士資格者数 43,788人	平成25年	29,197人	50.0%増
・ 運用救急救命士数 30,371人	平成25年	22,870人	32.8%増
・ 救急自動車数 6,591台	平成25年	6,073台	8.5%増

うち高規格救急車6,479台

6

救急救命士制度の概要

救急救命士とは

- 平成3年の救急救命士法(厚生労働省所管)の施行により制度創設
- 救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、「救急救命処置」を行ふことを業とする者。(救急救命士法第2条)

救急救命士が行う業務範囲

【場所の制限】

救急救命士が行う救急救命処置は、病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は病院若しくは診療所に到着し入院するまでの間に限られている。(救急救命士法第2条第1項)
※救急救命士法改正(R3.5.28公布、同10.1施行予定)により、「病院若しくは診療所に到着し入院するまでの間」が追加された。

【対象者の制限】

救急救命士が行う救急救命処置の対象は、重度傷病者に限られている。(救急救命士法第2条第1項)

【処置の制限】

救急救命士が行う救急救命処置は、医師の指示の下に行うこととされており、また、その範囲も限定されている。(救急救命士法第2条第2項、第44条第1項)
※救急救命処置には、医師の包括的指示によるものと、医師の具体的指示が必要な特定行為(救急救命士法第44条第1項)がある。

救急救命士有資格者数

①令和5年4月30日 厚生労働省調べ
②令和4年4月1日 総務省消防庁調べ

①全国の救急救命士登録者数 **71,495名**

②消防機関に所属する救急救命士 **42,475名**

③救急隊として運用されている救急救命士 **29,389名**

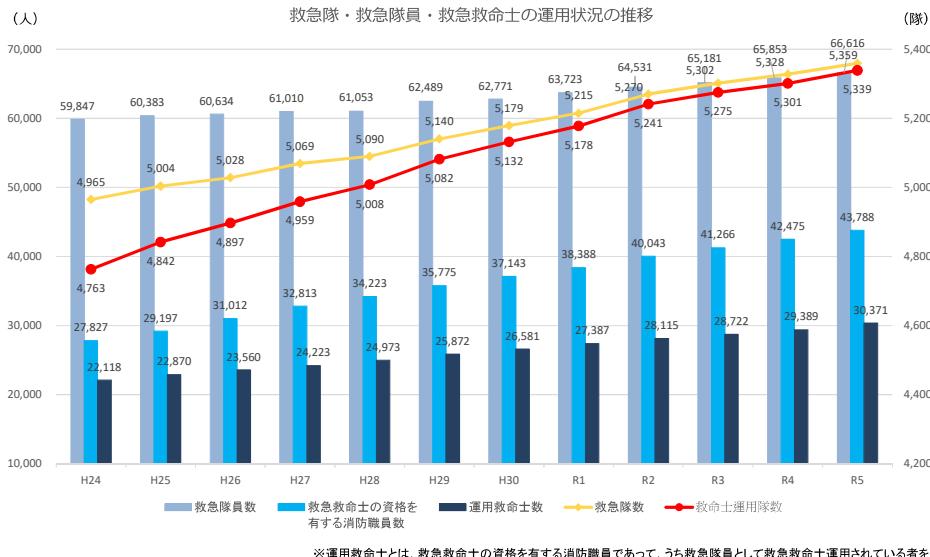
【参考】

- ①のうち②に含まれない者
…自衛隊、海上保安庁、医療機関に所属している
救急救命士 等
- ②のうち③に含まれない者
…消防署の管理職・ボンブ隊員、消防本部の救急担当課、指令室員 等

8

救急隊・救急隊員・救急救命士の運用状況

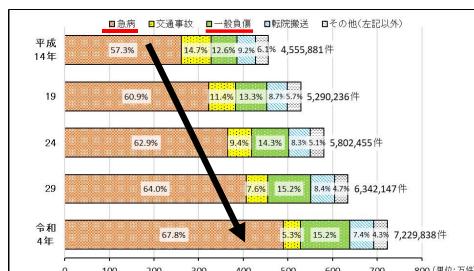
- 消防庁では、各救急隊に救急救命士が1人以上配置される体制を目標に救急救命士の養成を進めており、令和5年4月1日現在、5,359隊中5,339隊(99.6%)で救急救命士が配置・運用されている



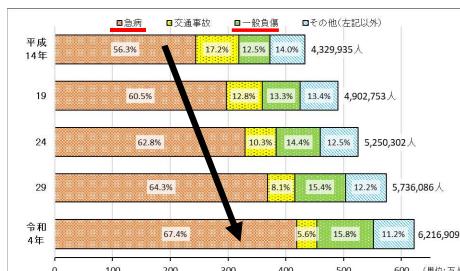
9

- 救急自動車による出動作件数及び搬送人員ともに急病・一般負傷は増加し、交通事故は減少傾向

事故種別の救急出動作件数と5年ごとの構成比の推移

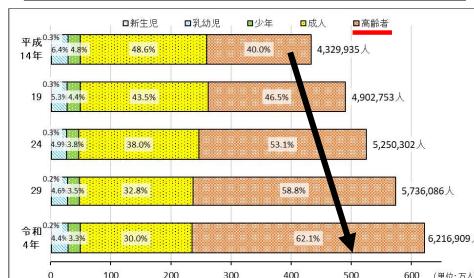


事故種別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移

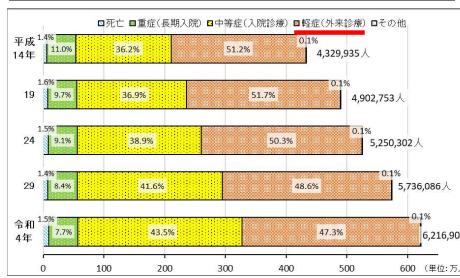


- 年々、高齢者の搬送割合が増加する一方で、軽症(外来診療)者の割合は減少傾向

年齢区分別搬送人員と5年ごとの構成比の推移



傷病程度別搬送人員と5年ごとの構成比の推移

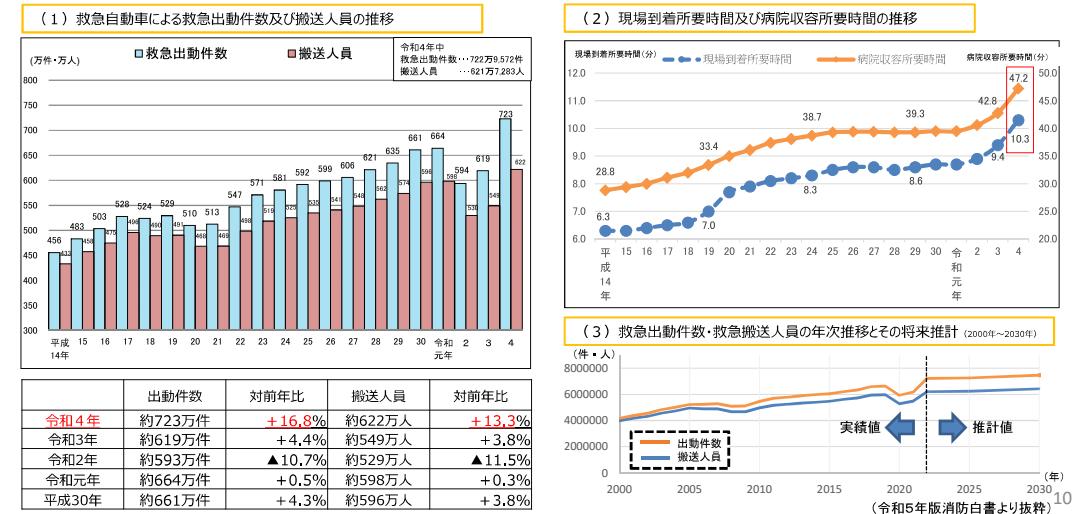


令和4年中の救急出動件数等の状況

○ 令和4年中の救急自動車による救急出動件数・救急搬送人員は、対前年比で増加し、集計以来最多となった。
 【救急出動件数】約723万件(対前年比+16.8%) 【救急搬送人員】約622万人(対前年比+13.3%)

○ また、令和4年中の救急自動車による現場到着所要時間は、全国平均で10.3分(対前年比0.9分増)となっており、病院収容所要時間は全国平均で47.2分(対前年比4.4分増)となっている。新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行したものの、今後も高齢化の進展等を背景に、引き続き救急需要の増大が懸念される。

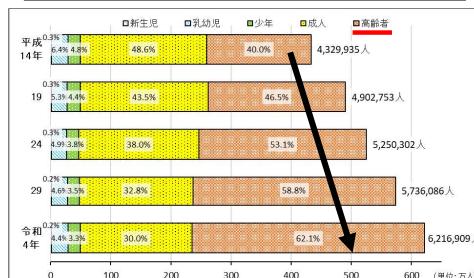
○ 消防庁としては、引き続き、各地域の消防機関が救急搬送を適切に行えるよう、必要な対応を進めてまいりたい。



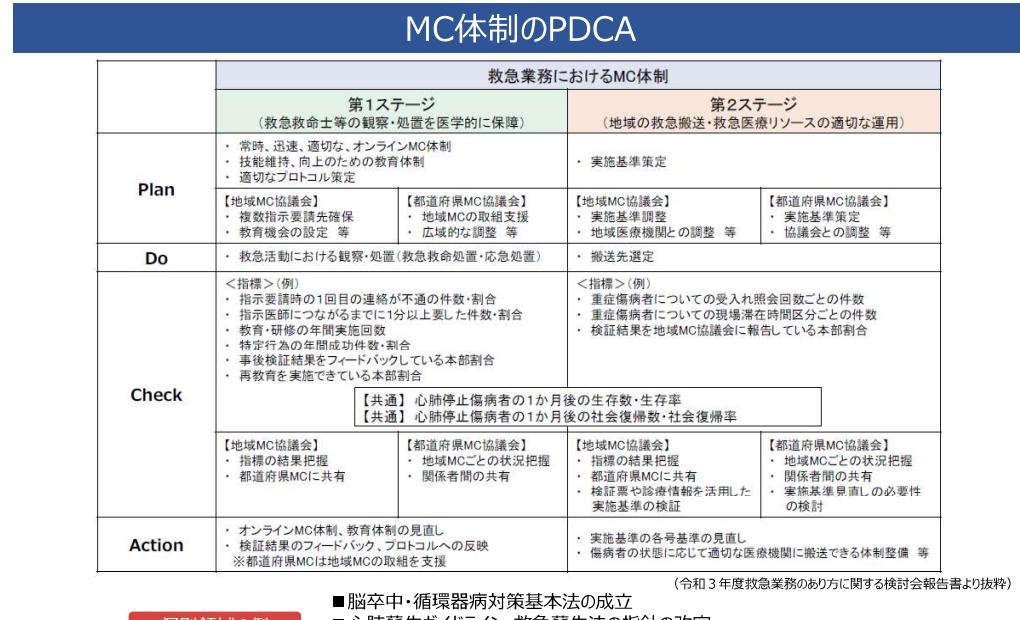
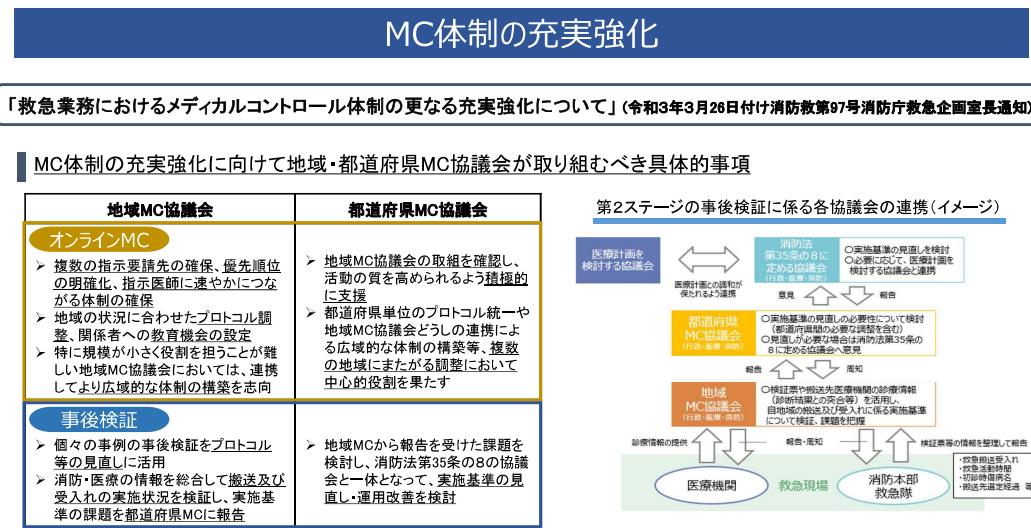
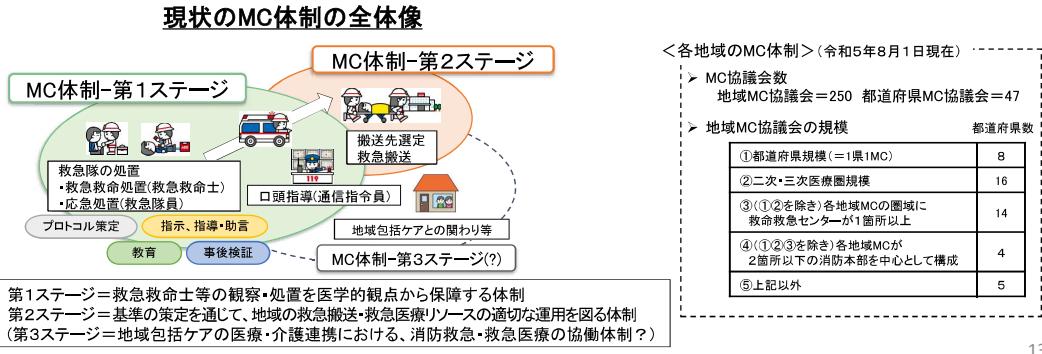
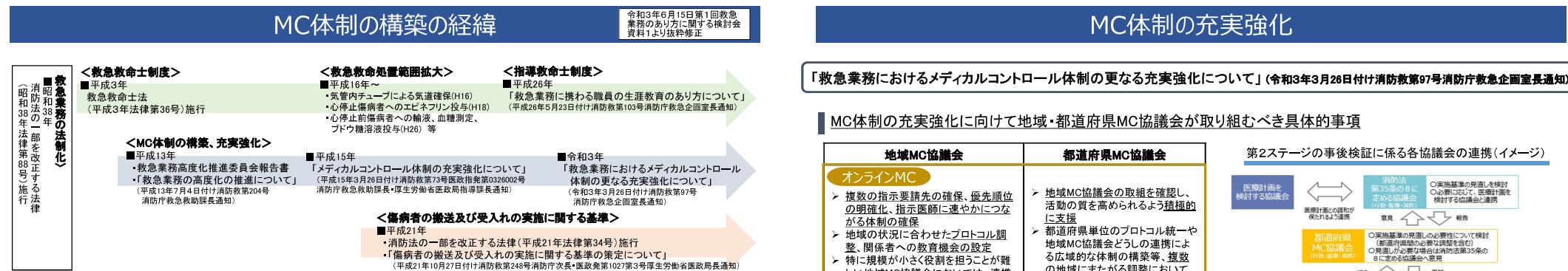
一目次

- 1 消防機関における救急業務の現況
- 2 メディカルコントロール体制による消防・医療連携
- 3 救急隊員等が行う観察・処置等
- 4 消防機関における新型コロナウイルス感染症対応
- 5 緊急性度判定体系（トリアージ）等について
- 6 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生

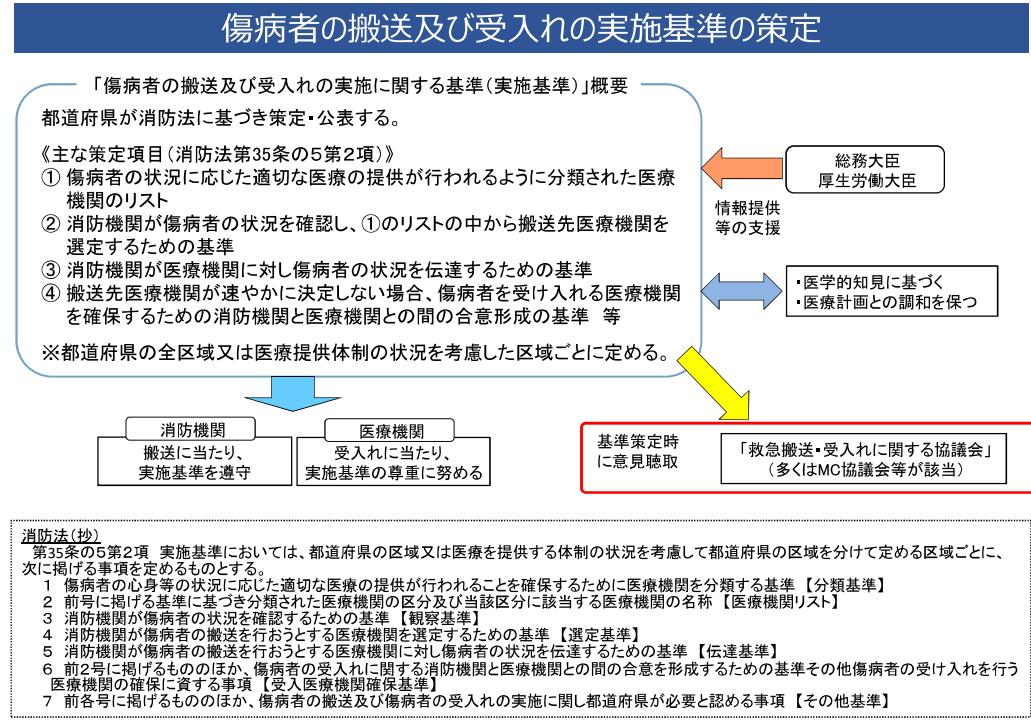
年齢区分別搬送人員と5年ごとの構成比の推移



11



MC協議会は、救急医療に関連する個別領域の法令、ガイドライン、指針の改定等を踏まえ、適切にプロトコル、教育体制、事後検証体制等に反映(Plan)し、関連指標の測定(Check)を通じて、体制の改善を図る(Action)ことが求められる。



救急隊員等が実施可能な観察・処置等

▶救急隊員等が行う観察・処置等については、「救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年7月1日消防庁告示第2号)に観察項目12区分及び応急処置項目8区分が定められている。

■救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和53年7月1日消防庁告示第二号)第6条抜粋

一目次一

- 1 消防機関における救急業務の現況
- 2 メディカルコントロール体制による消防・医療連携
- 3 救急隊員等が行う観察・処置等
- 4 消防機関における新型コロナウィルス感染症対応
- 5 緊急救度判定体系(トリアージ)等について
- 6 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生

区分	方法	(一) 気道確保、呼吸に付随する処置										注記
		(ハ) その他	(イ) 体温保	(ニ) 体位	(ミ) 血圧の測定及び心拍	(ク) 脊柱に対する保護	(ク) 脊髄に対する保護	(メ) 対する処置	(オ) 外出血止血処置による処置	(シ) 出血止血処置による処置	(シ)	

→応急処置とは、救急隊が、緊急やむを得ないものとして行う応急の手当をいう。

18

救急救命士制度の概要

再掲

救急救命士とは

- 平成3年の救急救命士法(厚生労働省所管)の施行により制度創設
- 救急救命士とは、**厚生労働大臣の免許**を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、「**救急救命処置**」を行うことを業とする者。(救急救命士法第2条)

救急救命士が行う業務範囲

【場所の制限】

救急救命士が行う救急救命処置は、病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は病院若しくは診療所に到着し入院するまでの間に限られている。(救急救命士法第2条第1項)
※救急救命士法改正(R3.5.28公布、同10.1施行予定)により、「病院若しくは診療所に到着し入院するまでの間」が追加された。

【対象者の制限】

救急救命士が行う救急救命処置の対象は、重傷傷病者に限られている。(救急救命士法第2条第1項)

【処置の制限】

救急救命士が行う救急救命処置は、医師の指示の下に行うこととされており、また、その範囲も限定されている。
(救急救命士法第2条第2項、第44条第1項)
※救急救命処置には、医師の具体的指示によるものと、医師の具体的指示が必要な特定行為(救急救命士法第44条第1項)がある。

救急救命士有資格者数

- ① 令和5年4月30日 厚生労働省調べ
- ② 令和4年4月1日 総務省消防庁調べ

① 全国の救急救命士登録者数 71,495名

② 消防機関に所属する救急救命士 42,475名

③ 救急隊として運用されている救急救命士 29,389名

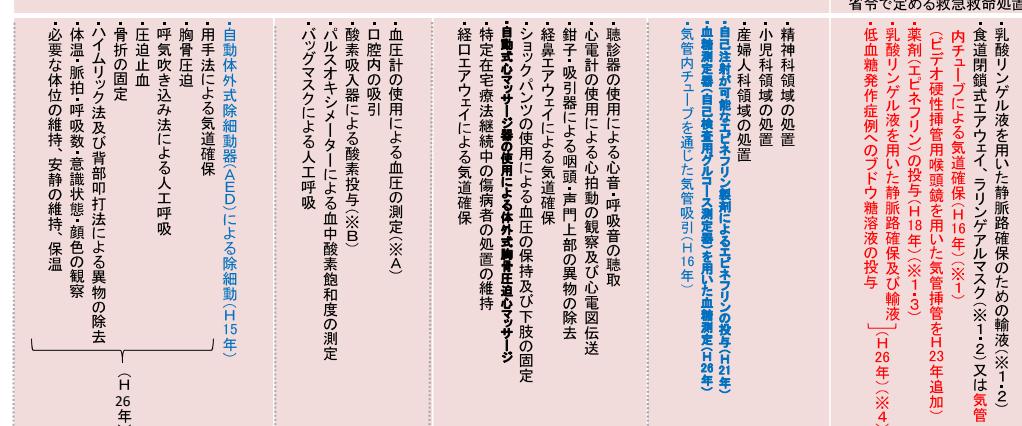
【参考】

- ①のうち②に含まれない者
…自衛隊、海上保安庁、医療機関に所属している救急救命士 等
- ②のうち③に含まれない者
…消防署の管理職・ボンブ隊員、消防本部の救急担当課・指令室員 等

19

応急処置と救急救命処置

医師の包括的な指示(救急救命士のみに該当する)



応急処置等(准救急隊員)

応急処置等(救急救隊員)

・赤字、青字は救急救命法施行以降に救急救命士の処置範囲拡大に伴い変更又は追加された処置(括弧内は変更や追加された時期)

救急救命処置(救急救命士)

- ※1 心臓機能停止 又は 吸気機能停止の状態に対して行うことができる処置
- ※2 心臓機能停止 又は 呼吸機能停止の状態に対して行うことができる処置
- ※3 心臓機能停止の状態に対して行うことができる処置
- ※4 心臓機能停止前の中止の状態に対して行うことができる処置

20

救急救命士の処置範囲拡大の経緯

平成3年

救急救命士法施行

1. 医師の具体的な指示で行うもの(特定行為)

- 半自動式除細動器による除細動
- 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液
- 食道閉鎖式エアウェイ又はラリンゲアルマスクによる気道確保

2. 医師の包括的な指示で行うもの

- 精神科領域の処置
- 小児科領域の処置
- 産婦人科領域の処置
- 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
- 血圧計の使用による血圧の測定
- 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図電送
- 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
- 経鼻エアウェイによる気道確保
- パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
- 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ
- 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
- 口腔内の吸引
- 経口エアウェイによる気道確保
- バッグマスクによる人工呼吸
- 酸素吸入器による酸素投与

平成15年

「自動体外式除細動器(AED)による除細動」を1. 医師の具体的な指示で行うものから2. 包括的な指示で行うものに変更

平成16年

「気管内チューブによる気道確保(気管挿管)」を1. 医師の具体的な指示で行うものに追加

平成18年

「薬剤(エビネフリン)の投与」を1. 医師の具体的な指示で行うものに追加

平成21年

「自己注射が可能なエビネフリン製剤によるエビネフリンの投与」を2. 医師の包括的な指示で行うものに追加

平成23年

「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管」を1. 医師の具体的な指示で行うものに追加

平成26年

「乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液」「低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」を1. 医師の具体的な指示で行うものに追加、「血糖測定器を用いた血糖測定」を2. 医師の包括的な指示で行うものに追加

「他の応急手当」を2. 医師の包括的な指示で行うものに追加(※救急救命士法第二条第一項「救急救命処置の範囲について」の26~33の処置)

(参考)特定行為等の救急活動プロトコルの一例

- 都道府県MC・地域MCは、地域の実情に応じて救急救命士が行う特定行為等のプロトコルを作成する。
- 救急救命処置の範囲拡大等が行われる際は、検討の留意事項等を通知として発出している。

■「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」プロトコール(例)

1 基本的な事項

- 各地域のショックなどに対する活動プロトコルに組み込んで活用する。
- 状況によって、処置の実施よりも迅速な搬送を優先する。

2 対象者

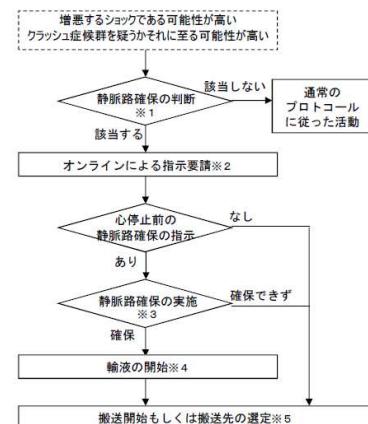
- 次の2つともに満たす傷病者(※1)
 - 増悪するショックである可能性が高い。
もしくは、クラッシュ症候群を疑うか、それに至る可能性が高い。
 - 15才以上である(惟々も含む)。
 - ※ただし、心原性ショックが強く疑われる場合は処置の対象から除外する。

3 留意点

- ショックの増悪因子としては、出血の特徴、意識障害の進行、アナフィラキシー、熱中症などによる脱水などがあげられる。(※1)
- 狭圧(重器材、器械、土砂等)に身体が挟まれ圧迫されている状況などによるクラッシュ症候群を疑うかそれに至る可能性の高い場合も処置の対象となる。(※1)
- 「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」は特定行為であり、医師の具体的な指示を必要とする。(※2)
- 救急救命士は、可能性の高いショックの病態、傷病者の観察所見、状況等を医師に報告する。(※2)
- 医師は適切を確認し、具体的な指示(輸液量、滴下速度等)を救急救命士に与える。
- 静脈路確保にいたずらに時間を費やすないように留意し、静脈路確保が困難であると判断された場合は、搬送を優先してよい。(※3)
- 穿刺針の大きさ(ゲージ)は傷病者の状態等により選択する。(※3)
- 急速輸液(救急車の最も高い位置に液体バッグをぶら下げ、クランメを開いて得られる輸液速度)を原則とするが、医師の指示によって維持輸液(1秒1滴程度)を行う。(※4)
- 傷病者の状況、観察所見、実施した処置、その結果等をオンラインMCの医師、もしくは搬送先医療機関の医師等に報告する。(※5)

※「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」(平成26年1月31日付け消防第13号・医政指免令131号・消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局指導課長通知)より抜粋

フロー図(例)



一目次一

- 消防機関における救急業務の現況
- メディカルコントロール体制による消防・医療連携
- 救急隊員等が行う観察・処置等
- 消防機関における新型コロナウイルス感染症対応
- 緊急性判定体系(トリアージ)等について
- 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生

21

22

消防機関における新型コロナウイルス感染症対応について

- これまで、消防庁より、都道府県消防防災主管部局及び全国の消防本部に対して、以下の内容を含む新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を累次にわたって発出。

(1) 救急隊員への注意喚起等

○ 救急隊員の行う感染防止対策など具体的手順の徹底

- 手指衛生 及び 個人防護具(マスク、ゴーグル、感染防止衣、手袋等)の適切な着脱
- 救急車内の消毒
- 救急隊員の健康管理 等

「救急隊の感染防止対策マニュアル」の改訂
「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.1.0)」(平成31年3月)について、最新の医学的知見及び新型コロナウイルス感染症患者への対応の実験を踏まえて改訂を行い、「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.0)」として、令和2年12月に公表されました。「N95マスクの例外的取扱いについて」の廃止等に伴い、令和4年2月に「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.1)」として一部改訂

○ 救急隊の感染防止資器材確保支援

- 令和元年度予備費、令和2年度補正予算、令和3年度当初予算・補正予算、及び令和4年度補正予算を活用し、救急隊員が使用するマスク、感染防止衣等の感染防止資器材について、緊急的な措置として消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に迅速に提供する形で支援を実施

(2) 保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築

○ 保健所等が行う移送への協力

- 保健所等が行う新型コロナウイルス感染症陽性患者等の移送に対する消防機関による協力
- その他、関連事案発生時における対応に係る役割分担や具体的な手順の確認、密な情報共有及び連絡体制の構築 等

(3) 救急搬送困難事案への対応

○ 「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査」の継続実施・関係機関との情報共有・必要な連携協力

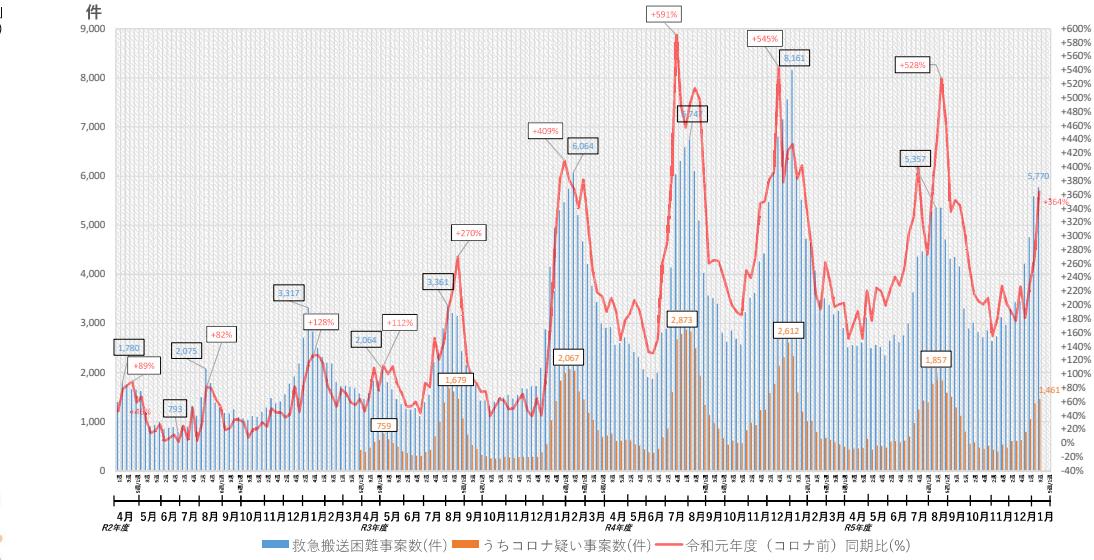
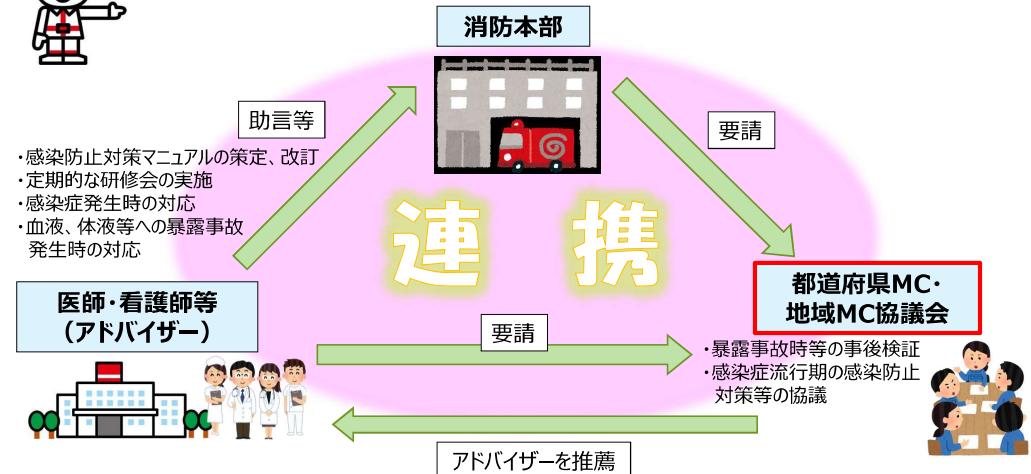
- 救急現場においても感染者数の増加等に伴う救急搬送困難事案発生状況の変化を的確に把握し、関係機関と情報を共有
- 各都道府県調整本部等が行う新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制整備に際し、消防関係者も適切に関与
- 救急搬送困難事案の抑制に向けた各地域における具体的な取組状況は、総務省消防庁としても継続的に情報収集し、適切に対応 等

24



消防機関における感染防止管理に係る医学的な質の保障

医学的な質の保障や最新の知見に基づいた定期的なアップデートが求められるため、医療関係者との協力体制を構築することが重要



※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」のものと定めて、各消防本部から総務省消防庁へ報告のあたる事案となる。これらの中、医療機関への搬送ができるとした事案はない。
 ※2 都道府県消防一部 政令指定都市消防本部、地方消防本部及び各都道府県の代表消防本部、計52本部
 ※3 コロナ疑い事案：指揮官コロナウイルス感染症に係る症例（体温37.5度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案（5類移行により保健所等による医療機関への受入れ照会が行われず、消防機関において照会を行った新型コロナ陽性者に係る事案を含む）

※4 医療機関の受入れ体制確保に向け、厚生労働省及び都道府県等と状況を共有。

※5 この数値は速報値である。

※6 本調査には保健所等により医療機関への受入れ照会が行われたものは含まれない。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について（医療体制等）

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日をもって、その感染症法上の類型を「新型インフルエンザ等感染症」（2類相当）から「5類感染症」に変更された。また、令和6年3月末までの間、医療提供体制等が通常の体制に段階的に移行されることになった。これらに伴う、発生動向の把握や医療体制等の見直しについては、以下のとおり。

新型インフルエンザ等感染症（2類相当）	
発生動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表 ○医療提供の状況は自治体報告で把握
医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○入院措置等、行政の強い関与 ○限られた医療機関による特別な対応
患者対応	<ul style="list-style-type: none"> ○法律に基づく行政による患者の入院措置等 ○入院・外来医療費の自己負担分を公費支援
感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ○法律に基づき行政が様々な要請や関与をしていく仕組み ○基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種法に基づき、特別臨時接種として自己負担なく接種

※厚生労働省資料「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけの変更について」より一部引用、作成

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について（消防機関）

5類移行後に伴う消防機関の対応

新型インフルエンザ等感染症（2類相当）

医療機関の選定

- 感染症法に基づく都道府県（保健所）の業務
 - ・コロナ患者の医療機関への移送
 - ・コロナ患者の入院調整

財政措置

- 救急隊の感染防止資器材の購入及び感染性廃棄物処理に係る費用等については、感染症予防事業費等国庫負担金（1/2補助）や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（補完的支援）の補助対象とされていた。

5類感染症

- 他の疾病と同様に消防機関（救急隊）が救急業務として医療機関の選定や搬送を行う。
- 都道府県の実情に応じて、当面「入院調整本部」等の枠組みを残すことを可能とされている。

- 5月8日以降は、救急隊の感染防止資器材の購入及び感染性廃棄物処理に係る費用については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象となった。このことから、左記の国庫負担金は終了となり、臨時交付金については対象外となつた。
- 10月1日以降は、救急隊の感染防止資器材の購入に係る費用のみが対象になる。（令和6年3月末までの対応）

消防庁としての対応



緊急度判定体系（トリアージ）等について

令和5年7月3日 第1回救急業務のあり方に関する検討会資料2より抜粋修正

一目次一

- 1 消防機関における救急業務の現況
- 2 メディカルコントロール体制による消防・医療連携
- 3 救急隊員等が行う観察・処置等
- 4 消防機関における新型コロナウイルス感染症対応
- 5 緊急度判定体系（トリアージ）等について
- 6 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生

■ 緊急度判定体系に係るこれまでの経緯

- ・平成17年度、緊急度に応じた救急対応を選択する緊急度判定体系の検討を開始（総務省消防庁「救急需要対策に関する検討会」）
- ・平成21年度まで、「119番通報時」及び「救急現場」における緊急度・重症度の判定・選別について検討
- ・平成22年度、家庭での自己判断ツールとして救急車利用マニュアルを作成し、住民に対しても緊急度判定体系の概念の普及を推進
- ・平成25年度以降、緊急度判定プロトコールを策定し、緊急度判定体系の普及啓発に関するコンテンツや、住民が緊急度判定を行えるような支援ツールを作成
- ・平成29年度、全消防本部に対し緊急度判定の実施状況の実態を調査し、課題を整理
- ・平成30年度、前年度の検討結果を踏まえ、対応マニュアルの策定及び教育体制のあり方にについて検討し、モデル地域における実施・検証に向けた準備
- ・令和元年度、モデル地域における実施・検証により、緊急度判定の有用性、精度等の観点から詳細な検討を行い、緊急度判定の導入及び運用手引書及び緊急度判定PRペーパーを作成
- ・令和5年度、総務省消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」において、救急車の適時・適切な利用（適正利用）の推進を検討。



30

緊急度判定体系（トリアージ）等について

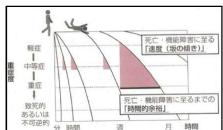
令和5年7月3日 第1回救急業務のあり方に関する検討会資料2より抜粋修正

■ 緊急度判定体系とは

【目的】救急需要と供給の不均衡が生じる状況でも、救急医療を必要とする人が、「順番」のために遅れることなく、緊急性の高い傷病者を確実に選定し、直ちに適切な医療機関へ搬送すること。
➡ 119番通報時は、PA連携といった部隊運用の強化、又は医療リソースの迅速な要請を可能とする。
➡ 救急現場は、緊急度に応じた救急活動（観察・処置及び医療機関選定）を可能とする。

▶ 「緊急度」とは

緊急度は、時間経過が生命の危険性を左右する程度のことをいい、時間の経過による症状の変化の度合いに着目した概念である。一方で、重症度は時間の概念を含まない。



出典:
日本臨床救急医学会雑誌
委員会報告

▶ 緊急度の類型とその定義

緊急度は、3段階に色分けして類型化され、各段階は医学的観点に基づき定義される。緊急性が高い順から赤（緊急）→黄（準緊急）→緑（低緊急）。医療を必要としない状態は「白（非緊急）」となる。

緊急度 定義	
緊急	既往の病歴や現状に危険性がある状態
準緊急	既往の病歴や現状に危険性がある状態
低緊急	既往の病歴や現状に危険性がない状態
非緊急	既往の病歴や現状に危険性がない状態

(注1)緊急度判定プロトコルVer.1
策定時の検討に基づく。
(注2)119番通報時、救急現場における緊急度は、より詳細なサブカテゴリを設定している。

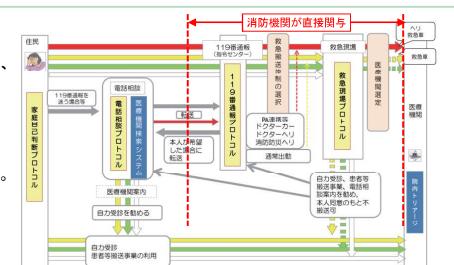
▶ 緊急度判定体系の全体像

傷病者が医療機関へ救急搬送されるまでの間、緊急度判定を行う場面は、4段階（家庭自己判断、電話相談、119番通報、救急現場）ある。そのうち2段階（119番通報、救急現場）は、消防機関が直接判定を行う。

緊急度判定プロトコルによる判定後の運用としては、高緊急に対する救急搬送体制（PA連携、ドクターカー要請等）等の選択、低緊急・非緊急に対する救急搬送以外（電話相談、患者等搬送事業者の案内等）の選択がある。

これまで各段階毎に異なる緊急度判定プロトコルが開発されている。

（注）プロトコルの精度向上は、救急搬送時と医療機関搬送後の情報を突合し、救急事案の集積による医学的検証に基づいて行われる。



※平成28年度救急業務のあり方に関する検討会報告書より抜粋改変（当初想定図）

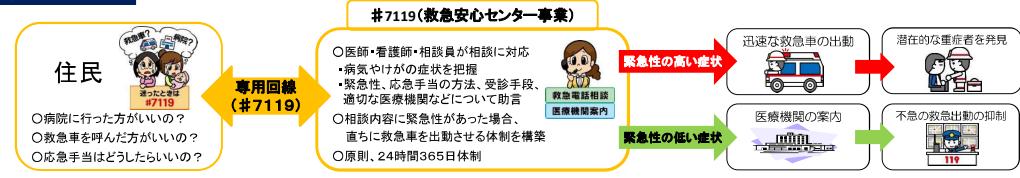
31

救急安心センター事業（#7119）について

FDMA

○ 住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることのできる救急安心センター事業（#7119）の導入を強力に推進。

#7119とは？



普及状況

全国24地域で実施
エリア人口：全国 7,373万人
人口カバー率：58.4%（令和4年末時点47.5%）



32

傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生

令和3年11月30日 第2回救急業務のあり方に関する検討会
参考資料より抜粋修正

一目次一

- 1 消防機関における救急業務の現況
- 2 メディカルコントロール体制による消防・医療連携
- 3 救急隊員等が行う観察・処置等
- 4 消防機関における新型コロナウイルス感染症対応
- 5 緊急性度判定体系（トリアージ）等について
- 6 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生

「平成30年度救急業務あり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討会」報告書について
(令和元年11月8日付け消防第205号消防庁救急企画室長通知)

★報告書の要点

①基本的な認識

- ・救急隊は救命を役割とし、心肺停止状態の傷病者について心肺蘇生を実施することを基本に活動している。
- ・一方で厚生労働省は、平成30年3月、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、愛称「人生会議」の考え方を「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に盛り込むなど、本人の意思を尊重しながら、医療・介護従事者、家族等も参加し、生き方・逝き方を探る努力がなされている。
- ・救急現場においても、時間的情報的な制約がある中ではあるが、医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の生き方・逝き方は、尊重されているものと考える。

②現場での対応等

- ・救急現場等では、救急要請に至る経緯や、傷病者が心肺停止になった経過、傷病者と心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲、傷病者の意思等を記した書面の有無、書面がある場合には署名の有無など、差異がある。
- ・加えて、救急現場等は緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的な制約がある。

③今後の方向性

- ・実態調査の結果、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案の実態が必ずしも十分に明らかになつたとは言えないところであります。今後、事案の実態を更に明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じて、事案の集積による、救急隊の対応についての意見の蓄積が必要であると考えられます。
- ・患者本人や家族等がどのような最後を迎えるかを考え、かかりつけ医等を要する医療従事者、介護従事者とも話し合い、準備を進める、ACPに取り組んでいくことが重要である。

★今後、消防機関に求められること

地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場への参画

- ①在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、MC協議会等における十分な議論
②具体的な対応件数の集計及びMC協議会における事後検証の検討

★消防機関に対する消防庁の依頼

心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数の調査

対応の手順等を定めた場合の消防庁への情報提供

(参考)関連する調査研究事業

- 平成28年度消防庁消防災科学技術推進制度「地域包括ケアシステムにおける高齢者救急搬送の適正化及びDNAR対応に関する研究(代表研究者:伊藤重彦)」
 - ・心肺停止高齢者のDNAR対応に関する医療関係者の意識調査
 - ・介護施設における心肺停止時のDNAR対応に関する指針、マニュアルの提言
- 令和4年度厚生労働省老人保健政策増進等事業「自宅や介護保険施設等における要介護高齢者の急変時対応の負担軽減および円滑化するための調査研究事業」
 - ・居宅サービス事業所や介護保険施設等で急変時等の搬送手順等について事前に検討し、関係者と調整を行うことが出来る体制整備を目的とする
 - ・自宅や介護保険施設等における要介護高齢者の急変時対応について、居宅サービス事業所、介護保険施設、消防本部等へのアンケートやヒアリングを実施

34

①「心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数の調査」結果

(1)調査概要

- 調査対象 全国の消防本部
- 報告対象調査期間 平成31年1月1日～令和2年12月31日

(2)調査結果

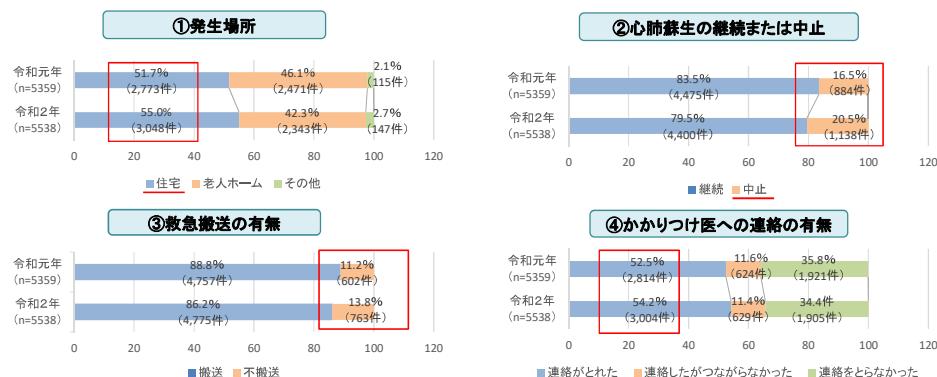
◎心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数：5,538件(令和2年)、5,359件(令和元年)

○発生場所別では、在宅での事案発生が増加している。

○心肺蘇生の継続または中止では、中止している事案が増加している。

○救急搬送の有無では、不搬送としている事案が増加している。

○かかりつけ医への連絡の有無では、連絡がとれた事案が増加している。



②「救急業務体制の整備・充実に関する調査」結果

(1)調査概要

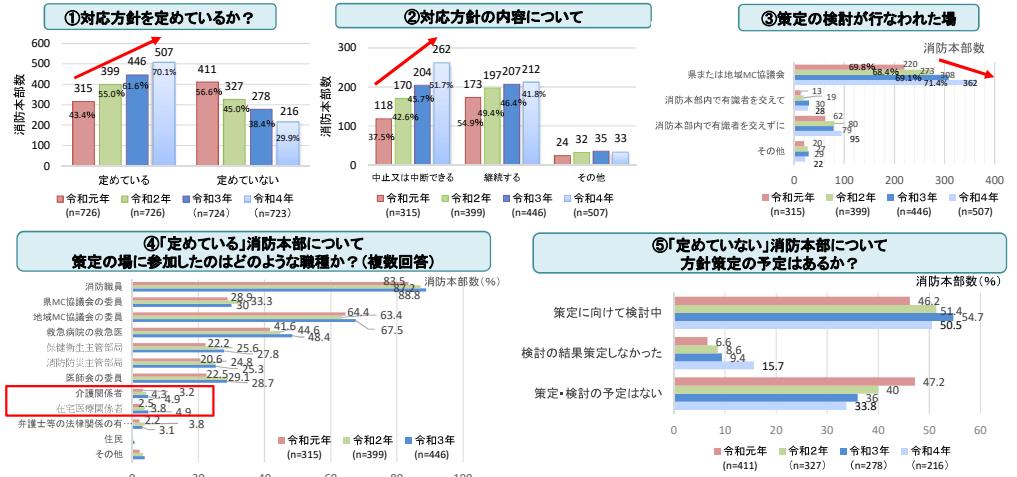
- 調査対象：全国の消防本部
- 調査基準日：毎年8月1日(令和元年度～令和3年度)

(2)調査結果(抜粹)

○ 対応方針を定めている、内容が「心肺蘇生を中止又は中断できる」である消防本部が増加。

○ 策定の検討が、「県または地域MC協議会」の場で行われた消防本部が増加。

○ 策定の場に参加している「介護関係者、在宅医療関係者」の割合が徐々に増加しているものの、水準は低い。



消防機関は、迅速な救急救命を
基本に活動しています。今後の
課題意識を共有するため、一緒に
議論を深めましょう。

ご静聴ありがとうございました。



日本のおすすめ 「在宅医療と救急医療の一つの病院連携」 から見えてきた解決法

小豆畠病院理事・病院長 兼 救急・総合診療科部長
日本在宅救急医学会 理事
小豆畠丈夫（あずはたたけお）

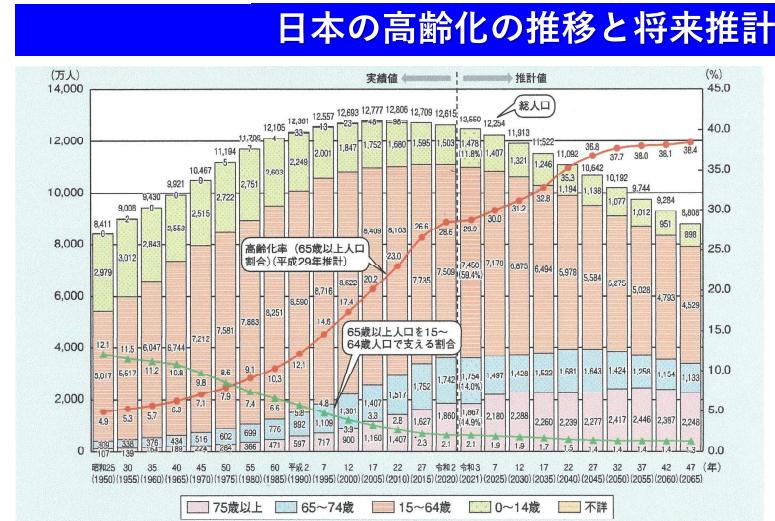
共同研究者：日本在宅救急医学会 横田裕行・会田薰子・照沼秀也

はじめに

日本の高齢化と 在宅医療の現状と課題

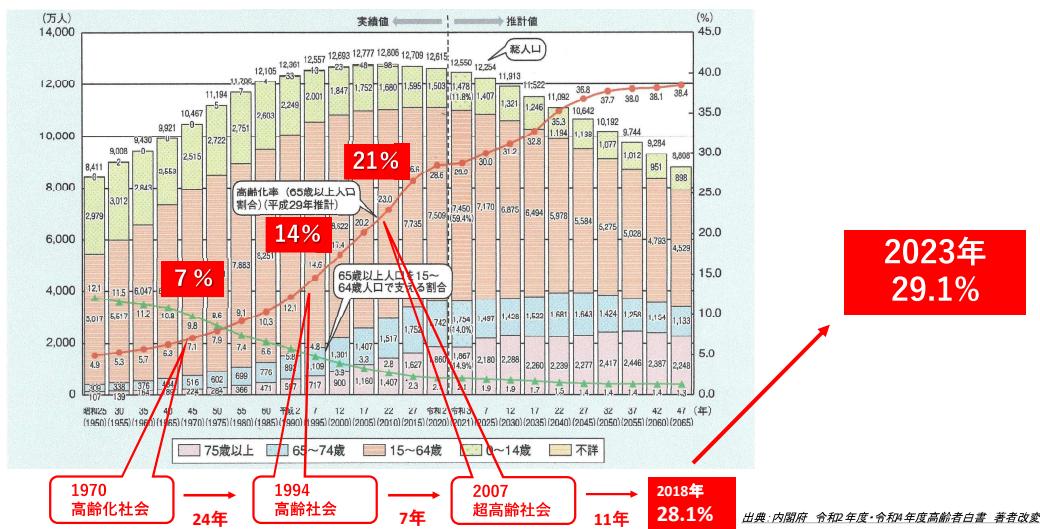
本日の内容

- はじめに：日本の高齢化と在宅医療の現状と課題
- 在宅救急医療とAdvance Care Planning (ACP)
- 在宅医療と救急医療の一つの病院連携
- 総括

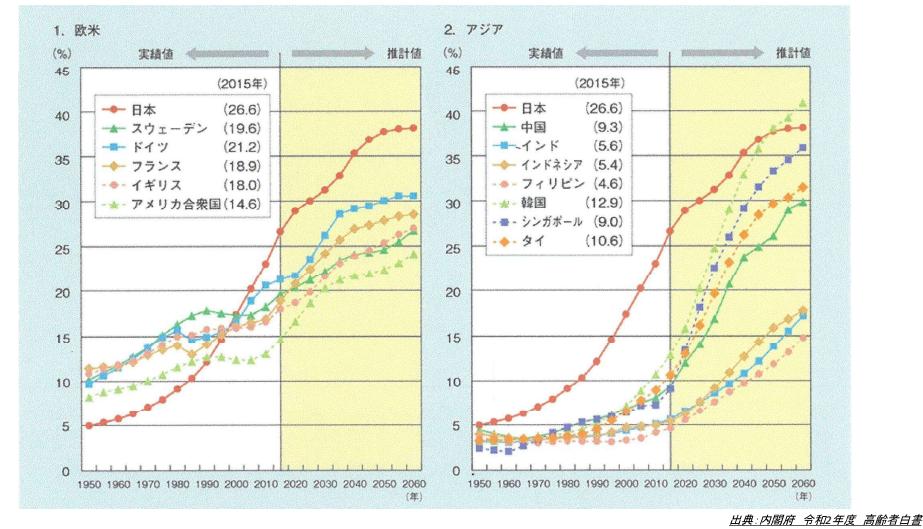


出典：内閣府 令和2年度・令和4年度高齢者白書 著者改変

日本の高齢化の推移と将来推計



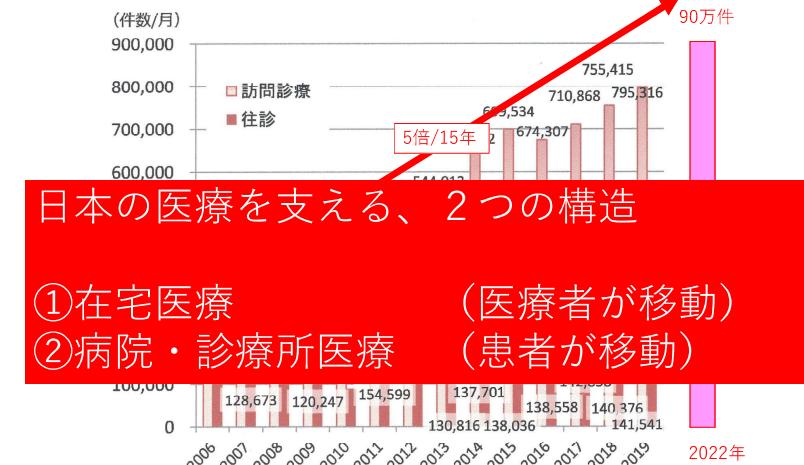
世界の高齢化の推移



日本の在宅患者訪問診療・往診の件数の推移 2023年

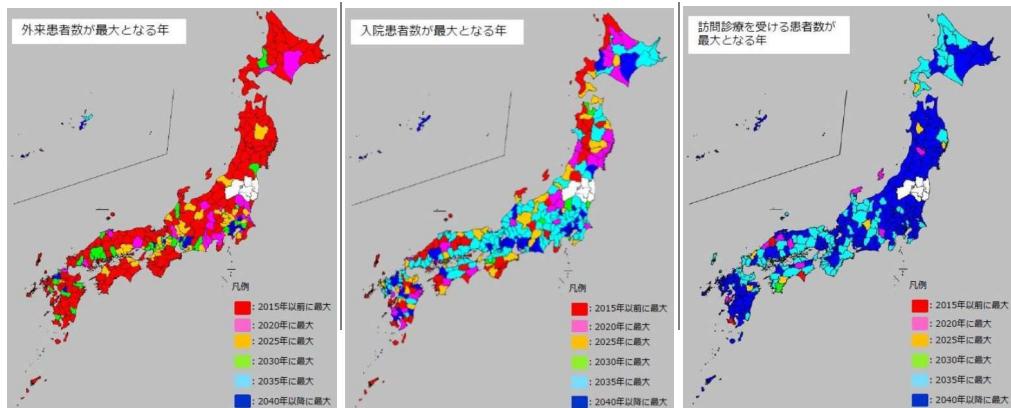


日本の在宅患者訪問診療・往診の件数の推移 2023年



日本の医療需要の推移予想 2023年

「厚生労働省：在宅医療の体制整備について 令和5年度第1回医療政策研修会(R5.5.24)」資料より



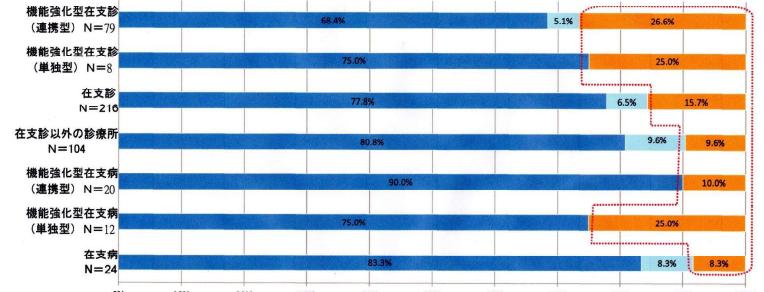
在宅医療の問題点：患者の急変対応

平成28年度診療報酬改定

緊急時の入院

中医 協 総 - 1
2 5 . 6 . 2 6

【平成24年4月以降、在宅患者を連携医療機関に緊急入院させようとして入院できなかつた経験の有無】



出典:H24検証部会調査(在宅医療)

緊急時に在支診/病であっても、緊急入院させようとしても入院できなかつたことが複数回ある医療機関が一定程度存在する。

32

日本の高齢化と、在宅医療の現状と課題

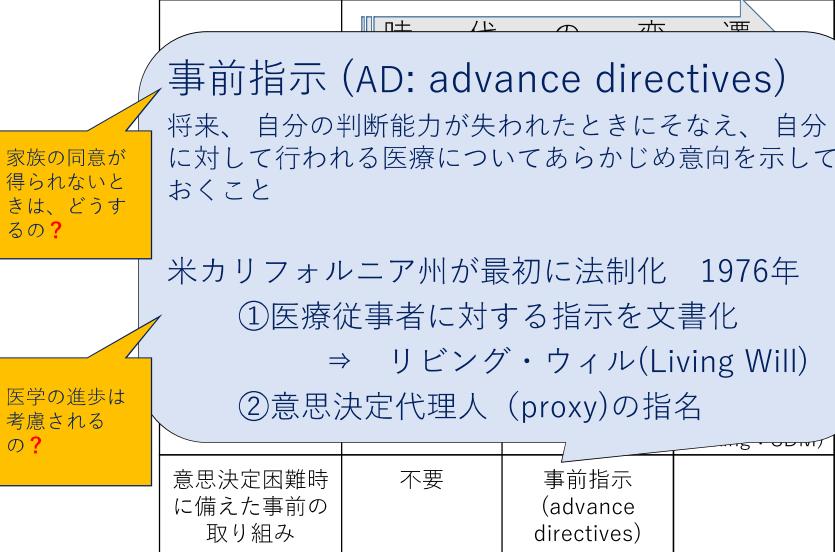
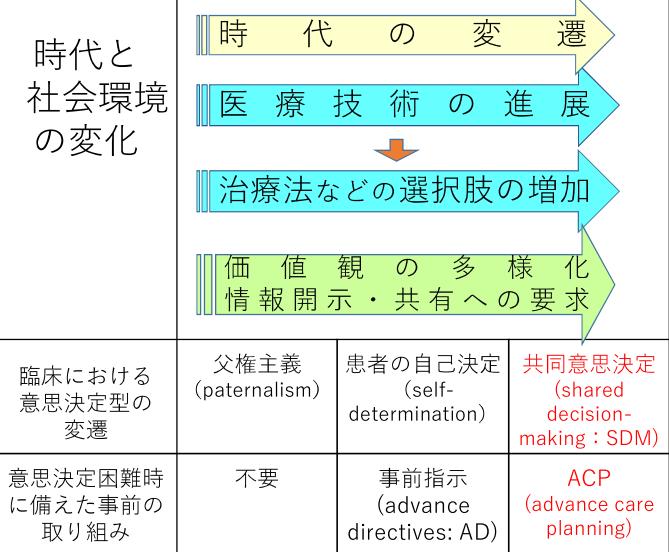
- ・日本の高齢化は著しく、高齢者医療の手本となる国はない
- ・高齢社会に対応するためには、病院医療だけではなく、在宅医療の充実化が必要である
- ・在宅医療の課題は、患者急変時の救急対応にある

在宅救急医療 と Advance Care Planning (ACP)

患者・医療者間の
<望まれる関係性>
の変化

東京大学死生学教室
会田薰子先生による整理
2018年

会田薰子先生よりスライド
をお借りしました。



人の気持ちは
変わらない
の？

自己判断に必
要な、医療情
報。社会福祉
情報を本当に
提供できる
の？

会田薰子先生より
スライドをお借り
しました。

以下、会田薰子先生のご講演より小豆畑が改変させていただきました。

日本老年医学会 ACPの定義

ACPは将来の医療・ケアについて、本人を人として尊重した意思決定の実現を支援するプロセスである

ACPは、ADの反省から生まれた概念である。

- Living Will (医療従事者に対する指示書) を残すための物ではない
→DNAR指示とは全く別な概念
- 本人、家族、医療従事者間で継続的な対話をすること
- 非言語の患者意思も汲み取ること
- 言語化された意思表明も、本心かどうか慎重に扱う

点(AD) → 線(ACP)の
意思決定支援へ

2023年の日本で、ACPが正しく理解され、
行われているか？

在宅医療と 救急医療の 一つの病院 連携

茨城県における、「在宅医療と救急医療の1つの病院連携」

在宅医療グループ

茨城県（県北・県央地域）に5診療所・訪問看護ステーションを有する在宅



- 医師数 常勤17名
非常勤23名
- 昨年（平成27年）一年間
- 訪問回数 15255回
- 看取り件数 216件
- 患者数 約1600人
- 診療所
- 訪問看護ステーション
- 訪問介護事業所

- 救急医療**
- 救急告示病院
 - 在宅療養支援病院
 - 救急・総合診療科
 - 救急科専門医 4名

茨城県における、「在宅医療と救急医療の1つの病院連携」

1つの病院連携：

病院の都合ではなく、在宅患者のニーズに応えることを目的とした連携

- 必ず、医師同士で患者情報の交換
- 簡易な両方向患者紹介システム
- 数多くの集まり
- 一人の患者に、合同ケースカンファレンスを開催。
- 退院後のケアについて、両施設で検討

我々は、2016年1月より、2次救急を行っている在宅療養支援病院と広域在宅療養支援グループが「1つの病院」という認識の基に在宅一救急連携を構築した。

茨城県における、「在宅医療と救急医療の1つの病院連携」

簡単な在宅→病院紹介状

くじ附(1)
青燈会小豆畠病院（救急告示病院）

お住まいの医療機関とあなたにきついときに来られたものがござれば、お話ししてください。
入院での対応をご希望の場合、あらかじめお電話でお問い合わせください。

TEL: 029-256-0311 FAX: 029-256-0322

1 連携病院といたし、ビリタリ医療門診室：医師室 小豆畠 大典
医療連携病院：災害医療センター（小豆畠病院）・災害・難民・被災者・被災地被災者等の治療・
内因性疾患の治療・小豆畠・ひたちなか・常陸太田・日立・東海・大洗町・南相馬市・外傷・外傷・
災害医療施設：救急・アマコール・難民などの医療チーム・その他

2 内科：糖尿病科、消化器科、心臓血管科、心筋梗塞科、心臓呼吸器科、心臓・心肺复苏装置・呼吸機能検査、
心臓・心肺蘇生法、心電図検査、心臓カテーテル検査、心臓カテーテル治療、心臓起搏器・除細動器検査、
心臓起搏器・除細動器治療、心臓カテーテル治療

3 病理検査科、検査科、放射線科、心臓血管科、心筋梗塞科、心臓呼吸器科、心臓・心肺复苏装置・呼吸機能検査、
心臓・心肺蘇生法、心臓カテーテル検査、心臓カテーテル治療、心臓起搏器・除細動器検査、
心臓起搏器・除細動器治療、心臓カテーテル治療

4 産科・婦人科、小豆畠、大典

5 お産検査科、産科検査科、心臓血管科、心筋梗塞科、心臓呼吸器科、心臓・心肺复苏装置・呼吸機能検査、
心臓・心肺蘇生法、心臓カテーテル検査、心臓カテーテル治療、心臓起搏器・除細動器検査、
心臓起搏器・除細動器治療、心臓カテーテル治療

6 亂脈疾・重症心筋梗塞・心臓呼吸器科：日立駅前病院（日立駅前）・日立病院（東日本大震災）、
日立駅前病院（日立駅前）・日立駅前病院（日立駅前）

7 分院外来 中心、日立駅前病院（日立駅前）

就診料	平成	年	月	日
受診料	平成	年	月	日
就診料	平成	年	月	日
受診料	平成	年	月	日
就診料	平成	年	月	日
受診料	平成	年	月	日
就診料	平成	年	月	日
受診料	平成	年	月	日
就診料	平成	年	月	日
受診料	平成	年	月	日
就診料	平成	年	月	日
受診料	平成	年	月	日



病院・在宅医療のスタッフ
および家族が参加する、退院時
カンファレンス

病院と在宅医療スタッフの 合同勉強会



「1つの病院連携」 検討項目

(検討1)

在宅と救急の連携：

在宅：いばらき会いばらき診療所

救急：青燈会小豆畠病院

連携前の2015年(1/1-12/31)

連携後の2016年(1/1-12/31)

以下の項目を比較 (t-検定、Fisher検定)

患者数（外来・入院）、年齢、性別、来院時SOFA score、入院期間、入院回数、
在宅復帰率、転帰、急性期病院の病床利用率・在院日数

(検討2)

連携を開始してから12ヶ月経過時に、在宅診療グループの医師を対象に以下の項目のアンケート調査を行った。

- 急性期病院に期待すること
- 連携により、紹介時のストレスが軽減したか
- 連携により、患者紹介が円滑化したか
- 連携病院の対応に満足できたか
- これからも連携病院に患者を紹介したいか

「1つの病院連携」 連携前後の比較

	連携前2015年	連携後2016年	p-value
紹介患者数（人）	37	97	
入院患者数（人）（入院率%）	34 (92%)	66 (68%)	
年齢（歳）	83.6 ± 6.0	83.1 ± 8.5	0.73
性別 M:F (rate of male)	16:18 (0.47)	18:24 (0.27)	0.073
入院患者			
来院時SOFA score	10.2 ± 4.1	5.2 ± 2.7	<.0001*
入院期間（日）	35.7 ± 17.7	21.6 ± 14.9	<.0001*
入院回数（回）	1.1 ± 0.32	1.8 ± 1.2	0.0005*
在宅 非復帰:復帰（復帰率）	11 : 23 (68%)	6 : 60 (91%)	0.0051*
転帰 死亡:生存（生存率）	6 : 28 (82%)	2 : 64 (92%)	0.018*

全ていばらき会いばらき診療所から青燈会小豆畠病院へ紹介された患者
*: p-value <0.05

「1つの病院連携」

連携前後の比較アンケート調査

連携後の紹介の円滑化	
円滑化した	60%
やや円滑化した	30%
どちらとも言えない	10%
やや煩雑化した	0%
煩雑化した	0%

連携後の紹介ストレス	
軽減した	70%
やや軽減した	20%
どちらとも言えない	10%
やや増加した	0%
増加した	0%

連携救急病院への満足度	
満足できた	60%
やや満足できた	20%
どちらとも言えない	10%
やや不満足だった	10%
不満足	0%

この次も連携救急病院へ紹介したいか	
紹介したい	50%
患者の病態次第紹介したい	50%
紹介したくない	0%
どちらでもない	0%

連携救急病院に期待すること（2つ選択）	
素早い対応	50%
紹介するまでの気楽さ	25%
診療の緻密さ	15%
患者が在宅医療に戻ってくること	10%
診療報告の充実	0%
その他	0%

症例提示 ①

90歳 男性

脳梗塞後遺症で在宅診療を受けていた。「左足が痛い」との強い訴えがあり、在宅医が訪問した。身体所見にて非還納性鼠径ヘルニアと診断され、在宅療養支援病院へ救急搬送となった。

問題点：

患者家族は、在宅療養支援病院の医師からは、「手術をしないと死んでしまうこと、また手術のリスク」の説明を受けた。家族は患者が高齢であることから手術を心配し、手術を受ける決心が付かなかった。

在宅医と救急医の対応：

在宅で7年以上にわたり、同患者を訪問診療している医師が電話で家族と相談。訪問医より、年齢の割には心機能・呼吸機能がしっかりしていること、在宅療養支援病院の医師がこのような手術に精通していることを説明してくれた。その結果、家族は手術を決心した。

症例提示 ②

92歳 男性

度重なる脳梗塞でほぼ寝たきり状態。糖尿病合併、慢性心不全、慢性腎不全を合併。家族の献身的な努力で、なんとか経口摂取を行っていた。以上の病態で、訪問診療を受けていた。今回は誤嚥性肺炎を併発。リザーバーマスク10L/minの酸素投与でSpO2:80%を維持する状態で在宅療養支援病院へ救急搬送。

問題点：

患者家族は、在宅療養支援病院の医師から、「人工呼吸器を装着すれば救命の可能性がある」との説明を受けた。また、「肺炎が治って救命できたとしても、気管切開が必要になるであろうこと、人工呼吸器から離脱できない可能性」の説明も受けた。結果、家族は今まで献身的に患者のために尽してきたが、これ以上の処置を行うべきか判断ができなかった。

在宅医と救急医の対応：

在宅で5年以上にわたり患者を診てきた在宅医が急遽、病院に来院。家族・在宅医・救命医の三者で人工呼吸器装着を行うかどうかを相談。在宅医から「今まで何度も脳梗塞で倒れて辛い闘病生活を送ってきたこと、まだ、話せたころの患者から、ただ生きているだけの状態で命をつなぐことは望まないことを在宅医が聞いていたこと」の話があり、家族も気持ちの整理が付いた。人工呼吸器は装着しなかった。

「1つの病院連携」 連携前後の比較 まとめ

「在宅医療と救急医療の1つの病院連携」は、在宅から救急への紹介ストレスを軽減し、在宅急変患者は重症化する前に急性期病院へ紹介されていた。

その結果、患者の**在院日数が短縮され、在宅復帰率の上昇、生存転帰の改善**に寄与したものと考える。

また、患者の医療に対する希望を医療機関が変わっても引き継ぎ、**線としてのACP**を可能とした可能性がある。

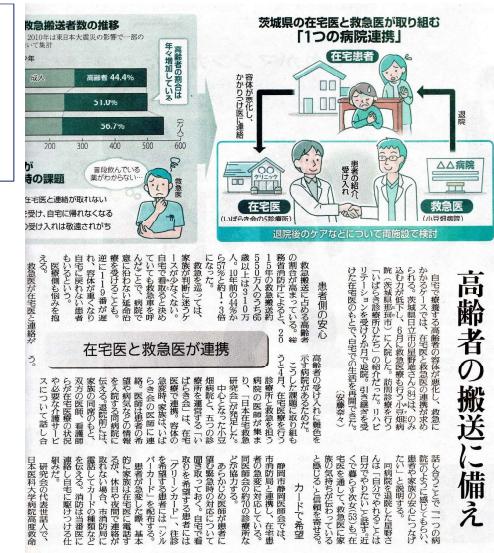
総 括

日本の医療は、病院医療（患者が移動する医療）と在宅医療（医療者が移動する医療）の2つの構造で成り立っている。しかし、現在、患者がこの2構造間をシームレスに移動することに課題が残っている。その結果、本当の意味で患者にとって望ましい医療が提供できない可能性がある。

これからの日本の医療を支えるために、在宅医療と救急医療（病院医療）は「一つの病院」のように連携して地域の人達の生活と生命を守っていくことを、医療者・行政担当者は意識的に取り組んで行かなくてはいけないと考える。

読売新聞全国版2017.12.27

在宅医と救急医の 「1つの病院連携」



- ・ 在宅医療と病院医療をシームレスに繋ぐ
- ・ 在宅急変患者の転帰が改善
- ・ 患者の意向が、施設を超えて共有
- ・ ACPを「点→線」で行う

うすき石仏ねと

令和5年度在宅医療・救急医療等の連携にかかるオンラインセミナー



佐賀市医師会立コスモス病院

舛友 一洋

「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」の調査内容及び結果の概要

調査の概要

- 一般国民及び医師・介護従事者の人生の最終段階における医療・ケアに対する意識やその変化を把握することを目的として、平成4年度以降、約5年ごとに調査を実施しており、前回の平成29年度調査から5年経過した令和4年度（令和4年11月22日～令和5年1月21日※1）に、一般国民・医師・看護師・介護支援専門員※2を対象に調査※3を行った。
- 全対象者向け調査（一般国民）の回収率は、一般国民50.0%（平成29年度：16.2%）、医師32.5%（同：24.2%）、看護師42.7%（同：27.0%）と、平成29年度調査と比べて全体的に上回った。介護支援専門員については、回収率は58.4%であった。

※1 平成29年度調査とは調査期間が異なる
※2 平成29年度調査の対象は介護職員
※3 令和4年度調査から郵送に加え、Webによる回答も可能とした

結果の概要①（人生会議（アドバンス・ケア・プランニング＜ACP＞）について知っていたか。）

- 人生会議の認知度について、一般国民では平成29年度調査と大きな変化はなく、「よく知っている」と回答した者の割合は5.9%（平成29年度：3.3%）、「聞いたことはあるがよく知らない」と回答した者の割合は21.5%（同：19.2%）、「知らない」と回答した者の割合は72.1%（同：75.5%）であった。
- 医師・看護師で、人生会議について「よく知っている」と回答した者の割合はそれぞれ45.9%（平成29年度：22.4%）、45.8%（同：19.7%）であり、平成29年度調査と変化がみられた。介護支援専門員で「よく知っている」と回答した者の割合は47.5%であった。

※平成29年度調査とは調査期間や回収率等が異なる点に留意する必要がある。また、介護従事者については、平成29年度調査では介護職員、令和4年度調査では介護支援専門員を対象としている。

厚生労働省 令和4年度人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査

2

「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」の調査内容及び結果の概要

結果の概要②（人生の最終段階における医療・ケアについて考えたことがあるか。）

- 人生の最終段階における医療・ケアについて考えたことがあるかとの設問について、一般国民の51.9%（平成29年度：59.3%）が考えたことがあると回答し、47.5%（同：37.8%）が「ない」と回答した。
- 医師・看護師で、考えたことがあると回答した者の割合はそれぞれ82.2%（平成29年度：88.6%）、85.3%（同：81.7%）、介護支援専門員では85.1%であり、いずれも一般国民より高かった。



結果の概要③（人生会議を進めることについて、どう思うか。）

- 人生会議を進めることについて、「賛成である」と回答した者の割合は、一般国民57.3%（平成29年度：64.9%）、医師76.1%（同：75.9%）、看護師87.0%（同：76.7%）、介護支援専門員81.8%であり、医療・介護従事者において「賛成である」と回答した者の割合は一般国民と比較して高かった。なお、「わからない」と回答した者も一定数おり、一般国民41.1%（同：30.7%）、医師22.2%（同：21.5%）、看護師12.6%（同：21.0%）、介護支援専門員17.6%であった。



*平成29年度調査とは調査期間や回答率等が異なる点に留意する必要がある。また、介護従事者については、平成29年度調査では介護職員、令和4年度調査では介護支援専門員を対象としている。

家族に迷惑かけたくない

食べれないなら死んだ方が

施設もいいか

助かるなら何でも

きついのはいや

もう十分生きた

死ぬのは怖い

延命は望まない

たたみの上で死にたい

胃癌はいや

尊厳が守られた豊かな人生を送るための

本人の人生観・価値観・死生観

聞く
集める
記録する
積極的待機

「本人の意向」

「人生会議」の実践を担う人材

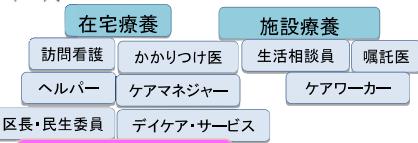
医師・看護師・訪問看護師・MSW、
介護支援専門員（ケアマネジャー）、
高齢者施設の生活相談員ら



実践方法

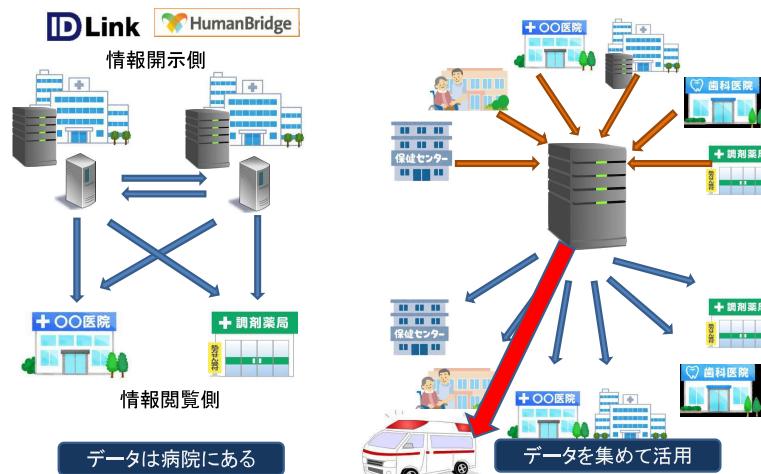


連携方法



市民への普及啓発

一方向の情報閲覧と双方向の情報共有



5



石仏があなたを守って下さる



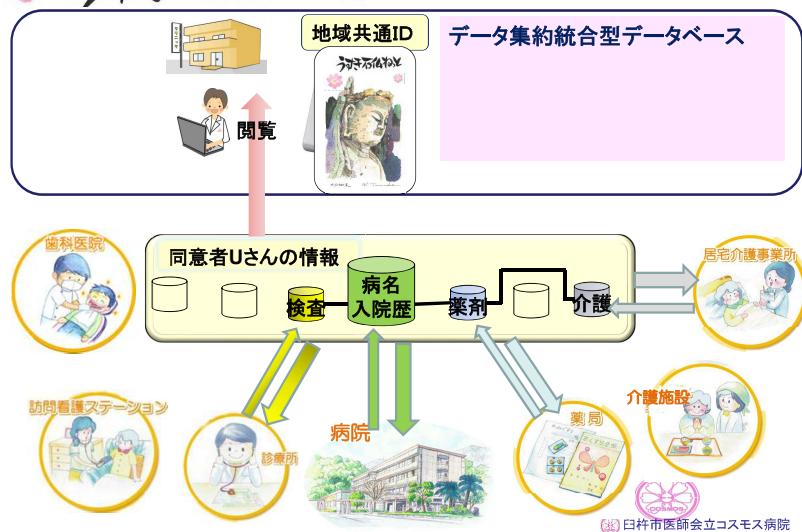
「うすき石仏ねっと」とは、
臼杵市内の医療・介護機関を結ぶ情報ネットワークです。



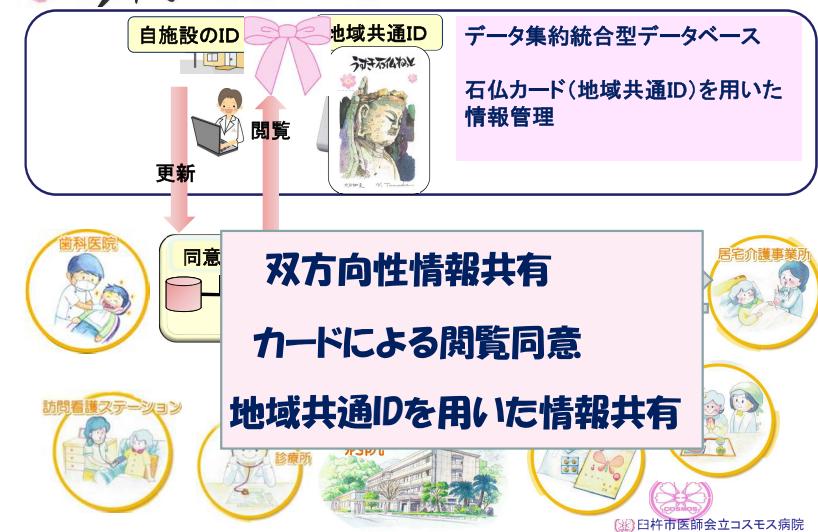
皆様に「石仏カード」を提示していただくことで、様々な機関にあるデータを共有することができるようになります。



6



7



8



消防署通信指令室 閲覧画面

10 (10009777) 平成 22年1月1日(6歳) 0972-62-5615
臼杵 太郎 (ウチグチ タロウ) 大分県臼杵市戸室

救急用アラート項目

- 低血糖 (赤)
- 出血傾向 (赤)
- 認知症 (赤)
- アレルギー (赤)

既往歴・病名

- 種原病
- 右大腿骨頸部骨折
- 慢性硬膜下血腫

コスマス病院 外来受取歴

日付	木村 成志	内科
2015-09-17	-	
2014-12-19	舛友 一洋	整形
2014-10-10	舛友 一洋	整形
2011-06-28	瀧木 真一	整形
2011-06-24	竹中 隆一	整形
2011-06-17	竹中 隆一	整形
2011-06-09	舛友 一洋	整形
2011-05-24	瀧木 真一	整形

コスマス病院 入退院履歴

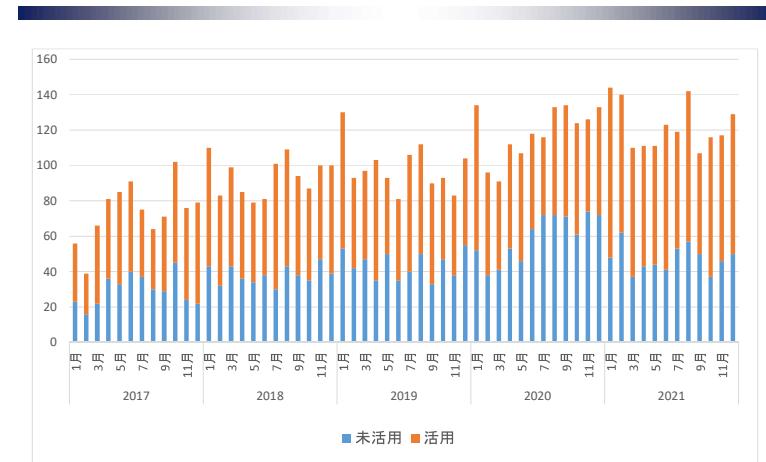
日付	舛友 一洋	内科
2008-09-10	2008-09-10	

メモ

調剤情報より自動判定

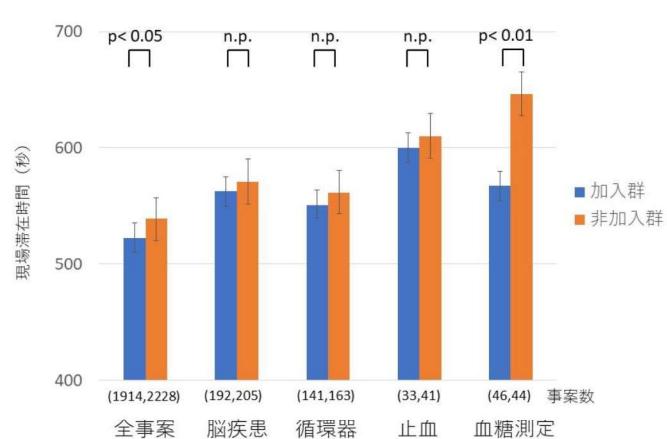
13

情報利活用の推移 一通信指令室一



14

現場滞在時間の短縮



15

消防署通信指令室 閲覧画面

10 (10009777) 平成 22年1月1日(6歳) 0972-62-5615
臼杵 太郎 (ウチグチ タロウ) 大分県臼杵市戸室

救急用アラート項目

- 低血糖 (赤)
- 出血傾向 (赤)
- 認知症 (赤)
- アレルギー (赤)

既往歴・病名

- 種原病
- 右大腿骨頸部骨折
- 慢性硬膜下血腫

コスマス病院 外来受取歴

日付	木村 成志	内科
2015-09-17	-	
2014-12-19	舛友 一洋	整形
2014-10-10	舛友 一洋	整形
2011-06-28	瀧木 真一	整形
2011-06-24	竹中 隆一	整形
2011-06-17	竹中 隆一	整形
2011-06-09	舛友 一洋	整形
2011-05-24	瀧木 真一	整形

コスマス病院 入退院履歴

日付	舛友 一洋	内科
2008-09-10	2008-09-10	

メモ

DNAR
ACP
人生最終段階希望

介護度 (2016-06-30)
自立度 (2016-06-30)
C1 I

ADL (2016-06-30)

食事	一部介助	排泄	オムツ
車椅子	可	意思伝達	不可

かかりつけ医

- 丸岡脳外科 丸岡 伸比古
- 三好泌尿器 三好 優行
- 丸岡脳外科 丸岡 伸比古
- 元村整形外科 元村 順次
- コスマス病院 小川 聰
- 藤野看護師 藤野 寿雄

16

救急用アラート項目

低血糖	
出血傾向	
認知症	
アレルギー	

救急用アラート項目

低血糖	
出血傾向	
認知症	
アレルギー	

メモ

2022-02-10 (工藤)
ALS終末期の患者です。
気管挿管は望まれておりません。
心肺停止時の救命処置は、本人
は望まれておりません。
2022年2月10日にご家族の同意
も得ております。

2022.2.10 内科 工藤記載

メモ

2016-02-15 (甲斐)
救急要請時は、コスモス病院受
入対応可。

メモ

2020-12-04 (舛友)
心不全末期です。患者は在宅看
取りを希望しておりDNARの書
面にサインももらっています。
しかし、家族は救急車を呼ぶ可
能性があります。CPA時はCPR
開始後、コスモス病院に対応相
談してください。

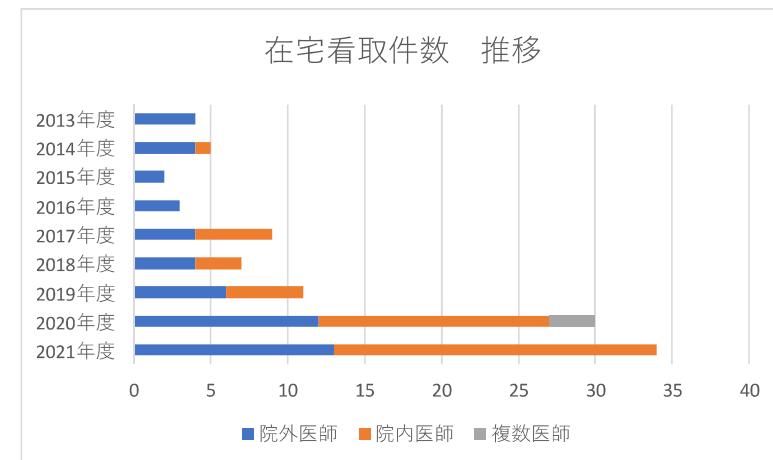
メモ

2020-10-01 在宅看取りに関しては、当院ルールに従って行うよう
終末期。コスモス病院が対応します
ケア患者。主な対応出来ない場合、当直医の先生にお願いするこ
とがあるかと存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。
明書発行。死亡診断書の記載については以下ご参照いただけます
と幸いです。

メモ

2020-12-03 内科 工藤
肺癌終末期の～死亡診断書の記載について～
AR対応です。I (ア) 筋萎縮性側索硬化症 2020年12月発症
管内挿管は行

17



よく話し合っていれば家族は救急車を呼ばない

18

本人の意向 画面

本人の希望

本人・家族の言葉

本人・家族の言葉	希望しない 本人・家族
人工的 栄養摂取	希望する 本人・家族
詳細	H25年（2013年）発症から8年経過

病気や予後について
多系統萎縮症は進行していく病気で予後は発症から6年～10年程度と認識

人生の次になること

意思決定のオーバーソン
大きな問題に直面した時の行動
本人：気にしやすい

病状説明と受け止め方

- 2013年発症の多系統萎縮症徐々に症状進行
- 今年の6月より経口栄養困難となっている
- 今後入院治療4回目になり、最近は嚥下性肺炎、経管栄養は継続できており、唾液試験による肺炎の可能性が高い
- 抗生素投与により症状が改善。
- 今後誤嚥による肺炎などの可能性も増加
- 呼吸切迫し気管チューブを挿入した方が喉嚢吸引はしやすい
- 気管チューブ挿入するしゃべれなくなるし、状態悪化時には人工呼吸が行いやすくなる
- 気管切開についてはかかる費用してないが今度変わらないか？

本人
気管切開はしない。
今度はお宅で過ごしたい。

家族
病気は発症して6年、子供にも棘らす自分が全部してきた。自分も生活があるため書いていかないといけない。全部が全部夫の思うようにはいかない。気管切開をしたらお宅は難しくなる。今のレスレイ（トイレ入浴）とお宅での生活がちょうど良いバランス。呼吸が止まっているのを見失したら訪問看護へ連絡し看護師を受ける。但し目前で痰が詰まつたりしての急変時など前の前での急変時では救急車を呼ぶこともあるかもしれない。

19

記録用紙

大分県

中津市 Nakatsu City

宇佐市 USA City

日田市 Hita City

竹田市 Takeo City

情報シート

登録番号: 竹・竹・久・直 (No. 未登録番号は消防本部)

個人情報について
車を運転する場合のみに使用し、消防署で救急車に係る
市消防本部に車両登録されるときに理解をお願いします!

月 日

記入者氏名

① 基本情報

住所 氏名
生年月日 電話
自宅 誰番

② 緊急救連絡先

救急車で運ばれた時に連絡してほしい人

氏名	ご関係	電話番号	住所
医師名	□	□	□
病院名	□	□	□
担当ケアマネジャー	□	□	□
氏名	□	□	□
事業所	□	□	□

③ 利用中の居宅介護支援事業所

介護サービスを利用している方のご記入ください。

事業所名	電話番号	□
ケアマネジャー 氏名	□	□

キット



ツールは作るだけではダメ

家族に迷惑かけたくない
食べれないなら死んだ方が
施設もいいか
助かるなら何でもして
きついのはいや
もう十分きた
死ぬのは怖い
延命は望まない
たたみの上で死にたい
胃癌はいや

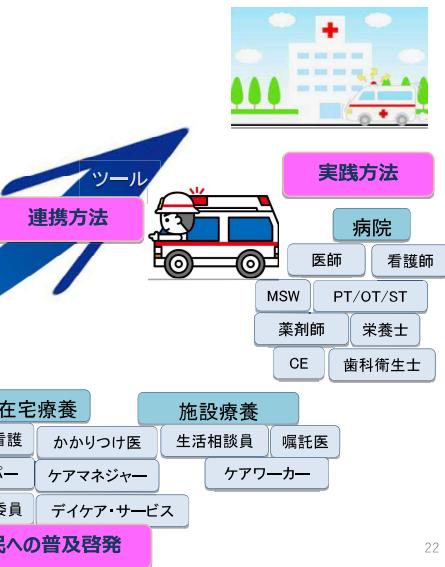
尊厳が守られた豊かな人生を送るための

本人の人生観・価値観・死生観

聞く
集める
記録する
積極的待機

「本人の意向」

「人生会議」の実践を担う人材
医師、看護師、訪問看護師、MSW、介護支援専門員(ケアマネジャー)、高齢者施設の生活相談員ら



22

豊かな人生を送るために 「人生会議」の 普及啓発を推進する条例

大分県議会では、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指し、「豊かな人生を送るために『人生会議』の普及啓発を推進する条例」を制定しました。

「人生会議」の普及啓発を推進する条例の制定は、**全国初**となります。

「人生会議」とは?

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めてたり望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え方、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

この取組を「人生会議」と呼びます。

(出典 厚生労働省作成リーフレット)

大分県議会

条例の概要

【普及啓発の推進等】

○県は、リーフレットの配布、セミナーの開催等、広く県民に対し人生会議の普及啓発を行います。
○普及啓発を推進するに当たっての留意事項
・人生会議の取組を行う又は行わないことを強制しない
・知りたくない考えたくないなどの各人の意思に十分配慮

【人材の育成】

○県は、地域における人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、市町村と関係機関の職員などに対し、知識の習得、理解の促進のための研修など必要な取組を行っています。

○市町村と関係機関は、県が実施する人生会議に関する普及啓発に連携・協力するとともに、各自創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとします。

○関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供するなどの支援を行うよう努めるものとします。

*「関係機関」とは、医療機関、老人福祉施設、その他の関係する機関・施設をいいます。

施行期日：令和2年7月8日

お問い合わせ先

【この条例について】

●大分県議会事務局政策調査課 TEL:070-0022 大分市大手町3-1-1
TEL: 097-506-5032 FAX: 097-506-1785
MAIL: a21000@pref.oita.lg.jp

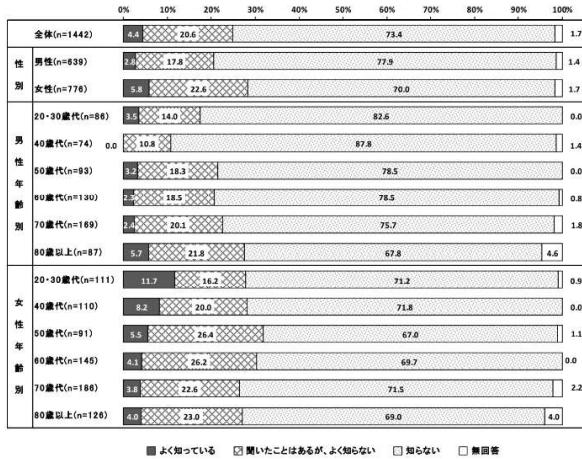
【人生会議の普及啓発の取組について】

●大分県福祉保健部医療政策課 TEL: 070-8503 大分市内町3-10-1
TEL: 097-506-2652 FAX: 097-506-1734
MAIL: a12600@pref.oita.lg.jp



23

問14 あなたは、「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」について、これまで知っていましたか？（1つだけ○）

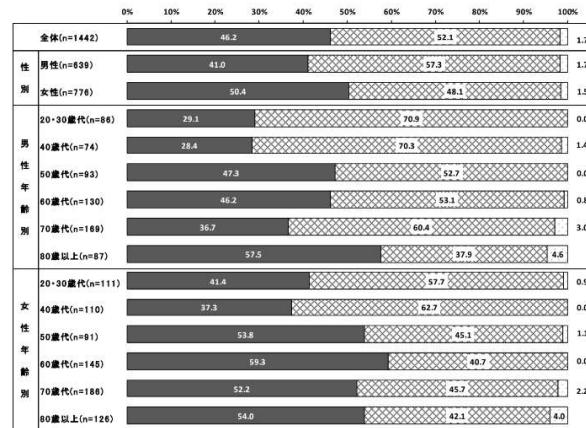


■よく知っている □聞いたことはあるが、よく知らない □知らない □無回答

大分県在宅医療に関するアンケート調査報告書（2023年9月）

25

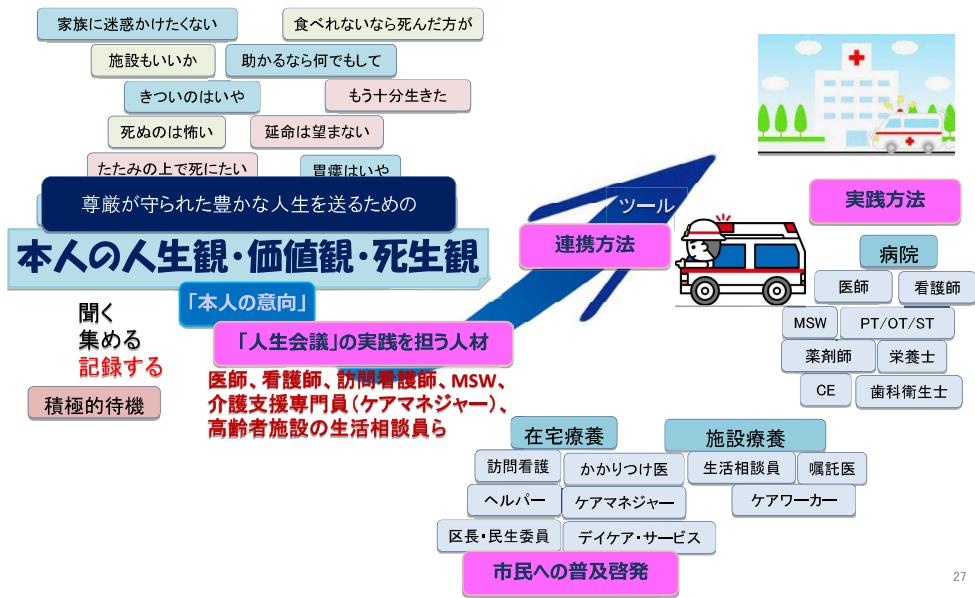
問15 あなたは、ご自身やご家族の望む医療やケア等について、これまでに考えたことがありますか。（1つだけ○）



■ある □ない □無回答

大分県在宅医療に関するアンケート調査報告書（2023年9月）

26



27

「人生会議」を考える大分県民の会

・参加団体

- ・大分県医師会（会長）
- ・大分大学
 - ・医学部救急医学・高度救急救命センター（副会長）
 - ・大学医学部総合診療・総合内科学講座
 - ・福祉健康科学部・基盤教育センター
- ・大分県看護協会
- ・大分県訪問看護ステーション協議会
- ・大分県医療ソーシャルワーカー協会
- ・大分県介護支援専門員協会
- ・大分県障害者相談支援事業推進協議会
- ・大分県救急医学会
- ・大分県
- ・医療政策課・高齢者福祉課・消防保安室

会長
副会長
事務局

井上雅公
安部隆三
小野隆宏
舛友一洋

2023年6月9日発足

28

どう生きてきたのか？

人生

どう生きているのか？

生活

どう生きていきたいか？

生命

あなたの LIFE だれにゆだねますか？

医療DXとは

DXとは

DXとは、「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える（Transformする）ことである。（情報処理推進機構DXスクエアより）

医療DXとは

医療DXとは、保健・医療・介護の各段階（疾病的発症予防、受診・診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報をデータ化し、全体最適化された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることと定義できる。



『第1回(令和4年9月22日)「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料』より

29

沖縄方言

・あちまてい、ゆんたくひんたく
(集まってたくさん話そう)



お年寄りの生き方に耳を傾けよう
私たちの生き方を聞いてもらおう

沖縄県 [おしゃべり](#) [Q](#) [S](#)

・まくとうーそーけーなんくるないさ
(きちんとしていれば
なんとかなるさ)

医療DXの方向性

背景

世界に先駆けて少子高齢化が進む我が国において、国民の健康増進や切れ目のない質の高い医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を進め、保健・医療情報（介護含む）の利活用を積極的に推進していくことは非常に重要。

また、今般の新型コロナウイルス感染症流行への対応を踏まえ認識された課題として、平時からのデータ収集の迅速化や収集範囲の拡充、医療のデジタル化による業務効率化やデータ共有を通じた医療の「見える化」の推進等により、次の感染症危機において迅速に対応可能な体制を構築できることとしておくことが急務。

方向性

国民による自らの保健・医療情報（介護含む）への容易なアクセスを可能とし、自らの健康維持・増進に活用いただくことにより、健康寿命の延伸を図るとともに、医療の効率的かつ効果的な提供により、診療の質の向上や治療等の最適化を推進。

また、今般の新型コロナウイルス感染症流行に際し開発された既存のシステムも活用しつつ、医療情報に係るシステム全体として、次の感染症危機において必要な情報を迅速かつ確実に取得できる仕組みを構築。

さらに、医療情報の適切な利活用による創薬や治療法の開発の加速化により、関係する分野の産業振興につながることや、医療のデジタル化による業務効率化等により、SE人材を含めた人材のより有効な活用につながること等が期待される。

骨格

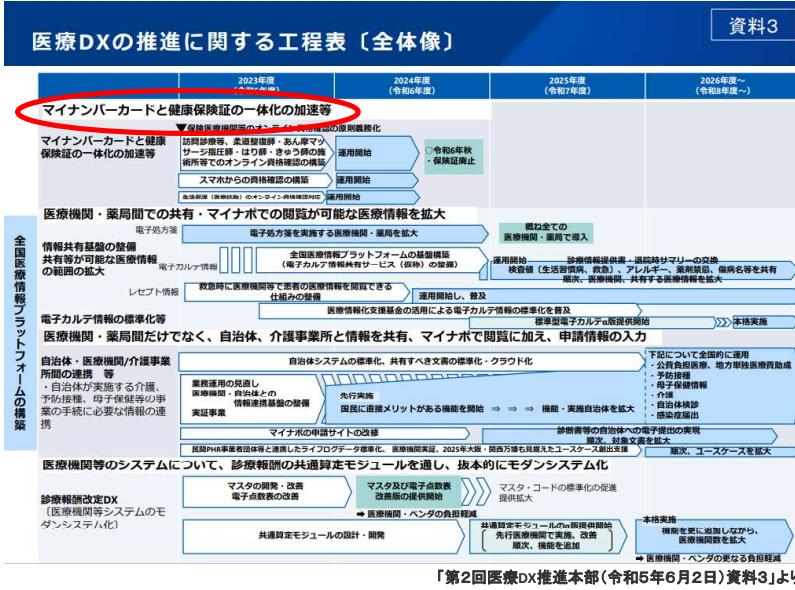
1. 「全国医療情報プラットフォーム」
2. 電子カルテ情報の標準化、標準型電子カルテの検討
3. 「診療報酬改定DX」

「第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料」より

31

30

32



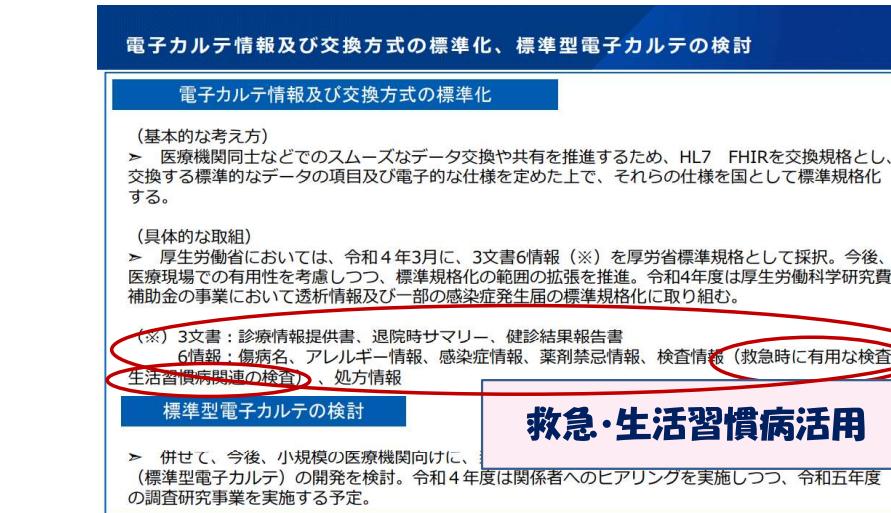
33

「全国医療情報プラットフォーム」(将来像)



6

「第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料」より



7

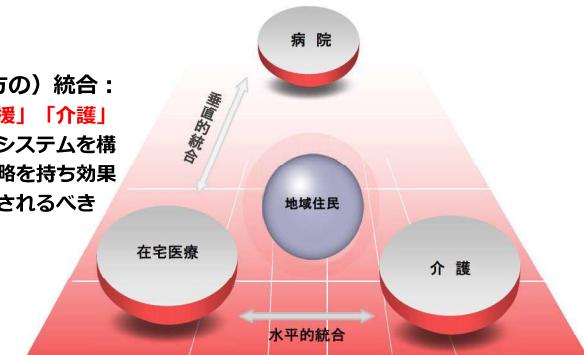
「第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料」より

35

Leutz1999



規範的（考え方の）統合：
「住まい」や「生活支援」「介護」「医療」「予防」などシステムを構成する要素が一定の戦略を持ち効果的に組み合わせて提供されるべき



36

2023年12月時点でのコンセンサス

- ・「人生会議」の実践を担う人材育成するためのプログラムを作成
- ・本人の意向の集め方、送り方まで考える
- ・ACPの実践まで視野にいれる
- ・市町村を巻き込む
- ・市町村・地域 {小医療圏（中核病院圏内・医師会圏域）} ごとに開催
- ・在宅医療・ケア・病院スタッフが一緒にグループワーク
- ・ケアマネや施設相談員は協力体制にあるかかりつけ医や嘱託医とともに参加してもらう
- ・参加者の一部は次のファシリになってもらう
- ・誰がファシリになってもできるプログラム=メインプログラムは録画動画+事前学習動画
- ・大切なkey wordやkeyスライドが含まれるプログラム
- ・病院スタッフ向けプログラム、ヘルパー・デイスタッフ・一般市民向けプログラムはいずれ考慮
- ・将来的にはICT（おおいた医療ネットワーク）活用を目指す

令和5年度在宅医療・救急医療等の連携にかかるオンラインセミナー

八王子市

人口 561,344 186万km²

令和3年 高齢化率 27.5% (全国平均28.8%)

平成27年 中核市
平成29年 市政100年

八王子市におけるご当地高齢者救急の取り組み ～八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会～

ベッドタウン・学園都市・森林面積46% (高尾山)

医療法人永寿会 陵北病院
田中裕之



八王子消防署

1消防署、1分署、6出張所

車両 ポンプ車18台、はしご車2台、

救急車10台 (都内最大)

化学車1台、救助車1台、照明車1台、指揮車2台

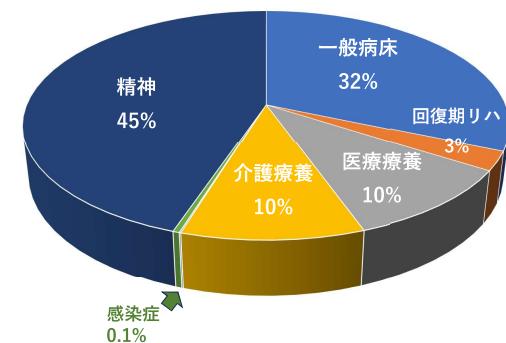


平成23年 八王子市内病床数、種別 (計9,106床)

一般病床	2896
回復期リハ	246
医療療養	957
介護療養	939
感染症	8
結核	34
精神	4124
合計	9106

一般病床数 全国平均の 66%

療養病床数 全国平均の 120%
(人口あたり)



八王子市内の救急医療機関

2次医療機関

- 1 東海大学医学部付属八王子病院
- 2 右田病院
- 3 仁和会総合病院
- 4 南多摩病院
- 5 清智会記念病院
- 6 野猿峠脳神経外科病院
- 7 北原国際病院
- 8 みなみ野循環器病院

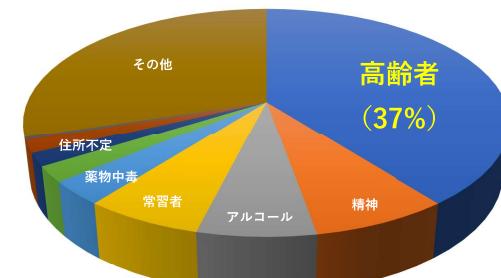


3次医療機関 東京医科大学八王子医療センター

平成22年 八王子市における救急搬送状況

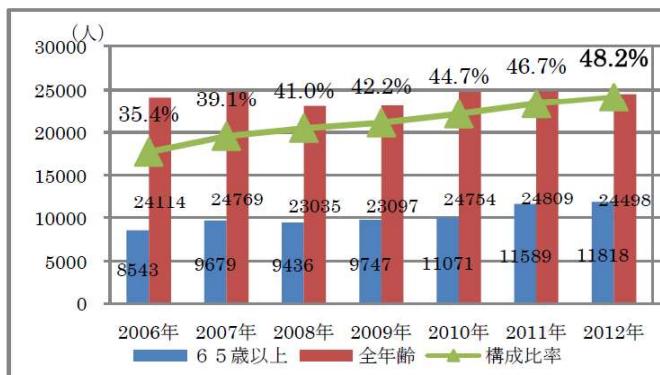
期間：平成21年8月31日～平成22年12月31日 調査対象：八王子消防署救急隊(9隊) n=22,936

医療機関選定困難事案理由 (287例)



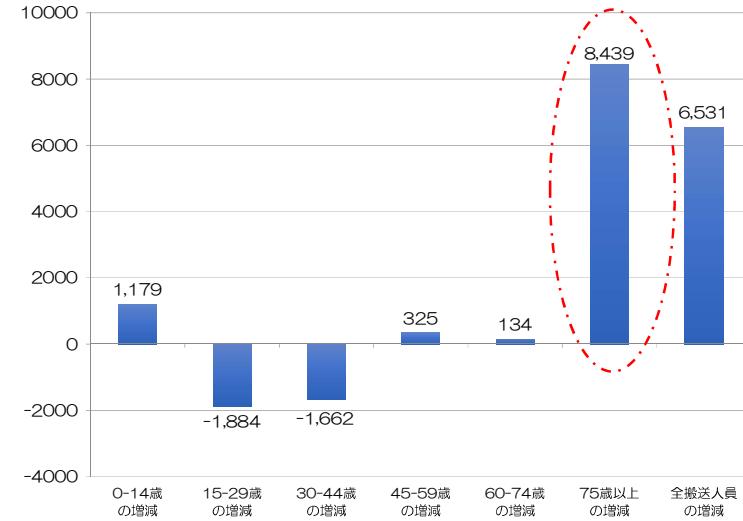
■高齢者 ■精神 ■アルコール ■常習者 ■薬物中毒 ■住所不定 ■外籍 ■痴・特殊疾患 ■人工透析 ■その他

八王子市における高齢者搬送人員

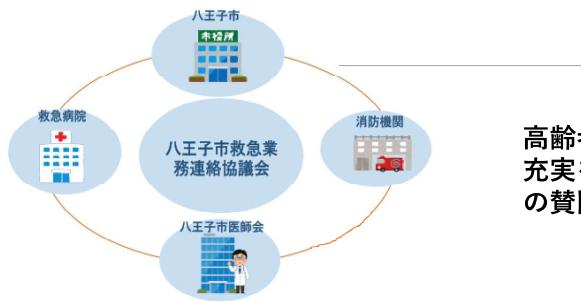


平成22年

八王子市内年代別搬送人員の対前年比較 (平成22年、23年)



八王子市の救急医療体制



高齢者に特化した救急医療体制の充実を求める意見が出され、多くの賛同を得る。

八高連の設立へ

八高連発足時構成会員（15団体 147機関）

- (1) 八王子市救急業務連絡協議会会員（14医療機関 院長）
- (2) 救命救急センター・救急センター（2大学病院 センター長）
- (3) 介護療養型病院（6医療機関 院長）
- (4) 医療療養型病院（10医療機関 院長）
- (5) 八王子施設長会（67施設 施設長）
- (6) 八王子社会福祉法人代表者会（10施設 施設長）
- (7) 八王子特定施設連絡会（2有料老人施設 施設長）
- (8) 精神科病院（15医療機関 院長）
- (9) 八王子介護支援専門員事業所連絡協議会
- (10) 八王子介護保険サービス事業者連絡協議会
- (11) 八王子市地域包括支援センター（15圏域 センター長）
- (12) 八王子市医師会（医師会長）
- (13) 八王子市町会・自治会連合会
- (14) 八王子市
- (15) 八王子消防署

- 現在 (16) 八王子薬剤師会
 (17) 八王子市老健施設協議会
 (18) 八王子市赤十字奉仕団
 (19) 八王子市民生委員児童委員協議会
 (20) 八王子市社会福祉協議会



八高連発足時構成会員（15団体 147機関）

- (1) 八王子市救急業務連絡協議会会員（14医療機関 院長）
- (2) 救命救急センター・救急センター（2大学病院 センター長）
- (3) 介護療養型病院（6医療機関 院長）
- (4) 医療療養型病院（10医療機関 院長）
- (5) 八王子施設長会（67施設 施設長）
- (6) 八王子社会福祉法人代表者会（10施設 施設長）
- (7) 八王子特定施設連絡会（2有料老人施設 施設長）
- (8) 精神科病院（15医療機関 院長）
- (9) 八王子介護支援専門員事業所連絡協議会
- (10) 八王子介護保険サービス事業者連絡協議会
- (11) 八王子市地域包括支援センター（15圏域 センター長）
- (12) 八王子市医師会（医師会長）
- (13) 八王子市町会・自治会連合会
- (14) 八王子市
- (15) 八王子消防署

- 現在 (16) 八王子薬剤師会
 (17) 八王子市老健施設協議会
 (18) 八王子市赤十字奉仕団
 (19) 八王子市民生委員児童委員協議会
 (20) 八王子市社会福祉協議会

オール八王子



八高連立ち上げ時の話し合い

入り口問題の検討

なぜ高齢者は
搬送困難に？

- 第一分科会 急性期医療の入り口問題
- 第二分科会 急性期医療出口問題（慢性期の対応、施設在宅の支援体制等）
- 慢性期病院の代表者会議

平成23年7月～10月
第一分科会3回、第二分科会3回、療養型代表者会議2回開催

平成23年11月12日 総会にて了承
試験運用スタート

各分科会を開催するにあたり、前準備として話し合いを計27回行った

- ・病状把握が困難である（複数疾患、老老介護）
- ・普段の医療情報（既往歴、内服薬など）の把握困難
- ・家族の有無、連絡先が分からない
→ 医療同意が得られるか分からない
- ・蘇生処置・延命処置に対する意向が分からない
- ・かかりつけ医の情報が分からない

出口問題の検討

療養型病床を有する病院の代表者会議

- ・高齢傷病者は元のADLに回復しないことが多い
→ 家族の介護力、施設の対応、経済的問題、制度上の問題が発生
- ・医療機能の点から慢性期病院とのマッチングが難しい
- ・介護認定に時間がかかる
- ・急性期病院にはケアマネージャーが少ない

- ・可能な限り（特に日中）救急患者を受け入れ
- ・急性期病院の外来でトリアージ後、入院を受け入れ
- ・急性期入院治療が終了次第、速やかに受け入れ
- ・終末期についての研修会を開催
- ・病院ごとに可能な医療処置、特徴を明らかに

成果物

- 1 救急情報シート
- 2 療養型病院における受入れ可能疾患一覧表
- 3 八高連審議結果
→ それぞれの立場での行動目標

成果物

- 1 救急情報シート
- 2 療養型病院における受入れ可能疾患一覧表
- 3 八高連審議結果
→ それぞれの立場での行動目標

～記入例～ 救急医療情報
(八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会)

住 所	八王子市 芹木郷 町 三丁目 24番 1号		
ふりがな	まちあづま まちあづま	氏名	年齢 70歳 (平成24年 8月 10日現在)
生年月日	昭和・大正 17年 1月 1日	性 別	男 女
連絡先	0422-626-3111(自宅) 090-XXXX-XXXX(妻の携帯)	備考欄	両親のご健在がいちら しの場合はご記入ください。
お持込みするお薬に関するご質問			
現在治療中の病気 過去に既往歴 言われた病気			
服用している薬 病院名: 八王子消防病院 ※お持ちの1年以内に受診歴のある病院 住所: 八王子市上野町33 電話番号:			
かかりつけの病院 もしもの際は、状況に応じて「□」の中にチェックして下さい □ できるだけ救命、延命をして欲しい □ 苦痛をやわらげる処置なら希望する □ なるべく自然な状態で見守ってほしい □ その他 ()			
□ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター) 名 称 電話番号			
作成日 平成24年 8月 10日 更新日 平成27年 4月 1日 更新日 平成 年 月 日 更新日 平成 年 月 日 更新日 平成 年 月 日 更新日 平成 年 月 日			

救急情報シート

- ・1秒でも早く搬送するため
- ・救急病院の受け入れ時に必要な項目
- ・119番の前にまずかかりつけ医に連絡すること！

もしもの時に

- できるだけ救命、延命をして欲しい
- 苦痛をやわらげる処置なら希望する
- なるべく自然な状態で見守ってほしい
- その他 ()

本人、家族の意向を尊重するため！

裏面（お薬手帳のサイズに合わせて）



普及のためのポスター



救急情報シートの普及活動

The website features a logo for '八高連' (Hachioji Senior Emergency Response System) and a main banner with the text 'みんなで連携し、八王子市の高齢者を守ろう！' (Everyone works together to protect the elderly in Hachioji City!) and '限られた医療資源を効率的に循環させよう！' (Let's circulate medical resources efficiently!). It includes sections for 'INFORMATION' (with news about events like a performance on December 7, 2022), '八高連会員専用' (for members), and contact information for various hospitals.

救急情報シートの普及活動

八王子市役所ホームページ

The page displays the '救急医療情報（用紙）のご利用を' (Using the emergency medical information sheet) section, which includes a table of statistics for the city's emergency medical services and a sidebar with tips for emergency response.

八王子消防署ホームページ

The website features a large image of the fire station building and a sidebar with tips for emergency response, such as '協力病院との連携体制が整っていないこと' (Lack of a coordinated system between partner hospitals) and '入所者の容体が変化し、緊急を要する場合のご家族への連絡体制が確立されていないこと' (Failure to establish a communication system with family members when the condition of a resident changes and becomes urgent).

救急情報シートの普及活動

八王子駅前ロータリー シティビジョン



災害訓練時の普及活動

救急情報シートの普及活動

市役所・市民センター



広報はちおうじ毎年11月号に掲載



成果物

計画と実行

1 救急情報シート

2 療養型病院における受入れ可能疾患一覧表

3 八高連審議結果

→ それぞれの立場での行動目標

療養型医療機関における受け入れ可能疾患

急性期病院から慢性期病院へスムーズな移行を目的に

慢性期病院 療養型医療機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
三愛病院	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	△	×
城山病院	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△
相武病院	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南八王子病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
聖バウロ病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上川病院	△	○	○	×	○	○	×	○	△	○	○	○	○
陵北病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八王子北部病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉橋胃腸病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仁和会総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
眞宮病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平川病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

慢性期病患 療養型医療機関														
受け入れ可能な 疾患(医療処置)														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
1 人工呼吸器	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×
2 人工透析	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△
3 高力ロリ一輸液(TPN)	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 気管切開	△	○	○	○	×	○	○	×	△	○	○	○	○	○
5 COPDなどの呼吸不全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 ALSなどの神経疾患	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 鼻腔栄養	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 胃ろう	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 腸ろう	△	×	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
10 バルーンカテーテル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 人工肛門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

成果物

計画と実行

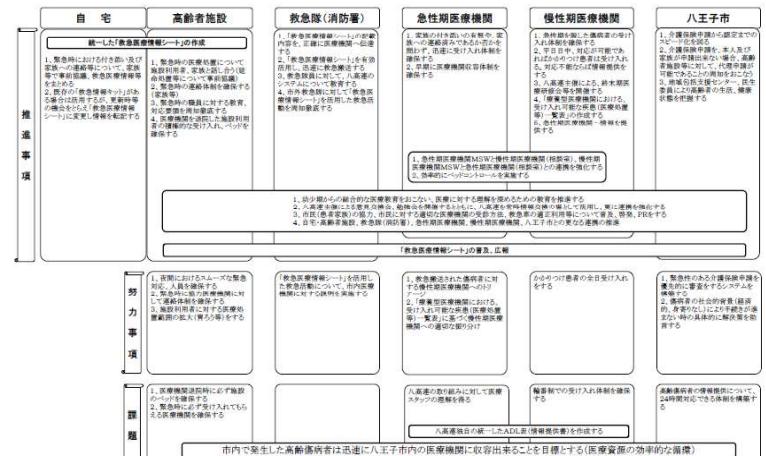
1 救急情報シート

2 療養型病院における受入れ可能疾患一覧表

3 八高連審議結果

→ それぞれの立場での行動目標

八高連審議結果



八高連審議結果

自宅

緊急時の家族の連絡先、付き添いについて話し合っておく
救急情報シートを作成、変更

八高連審議結果

自宅

緊急時の家族の連絡先、付き添いについて話し合っておく
救急情報シートを作成、変更

高齢者施設

緊急時の医療処置（蘇生処置・延命処置）について事前協議
緊急時対応の職員教育
救急情報シートの作成、変更
退院時の積極的受け入れ

八高連審議結果

自宅

緊急時の家族の連絡先、付き添いについて話し合っておく
救急情報シートを作成、変更

高齢者施設

緊急時の医療処置（蘇生処置・延命処置）について事前協議
緊急時対応の職員教育
救急情報シートの作成、変更
退院時の積極的受け入れ

救急隊

救急情報シートの有効活用、迅速な搬送
市外救急隊へ八高連の取り組みの周知

八高連審議結果

自宅

緊急時の家族の連絡先、付き添いについて話し合っておく
救急情報シートを作成、変更

高齢者施設

緊急時の医療処置（蘇生処置・延命処置）について事前協議
緊急時対応の職員教育
救急情報シートの作成、変更
退院時の積極的受け入れ

救急隊

救急情報シートの有効活用、迅速な搬送
市外救急隊へ八高連の取り組みの周知

急性期病院

家族の付き添いの有無、連絡の有無を問わず迅速に受け入れる
早期の収容体制を確保する

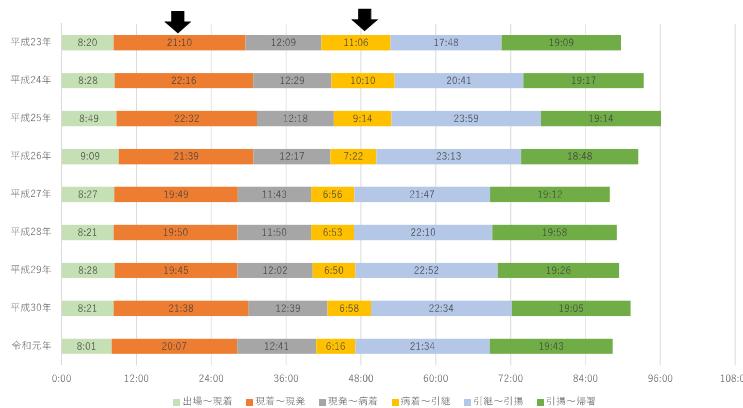
八高連審議結果

自宅	緊急時の家族の連絡先、付き添いについて話し合っておく 救急情報シートを作成、変更
高齢者施設	緊急時の医療処置（蘇生処置・延命処置）について事前協議 緊急時対応の職員教育 救急情報シートの作成、変更 退院時の積極的受け入れ
救急隊	救急情報シートの有効活用、迅速な搬送 市外救急隊へ八高連の取り組みの周知
急性期病院	家族の付き添いの有無、連絡の有無を問わず迅速に受け入れる 早期の収容体制を確保する
慢性期病院	急性期を脱した患者の 早期受け入れ体制 平日日中、 かかりつけ患者の受け入れ をする

八高連審議結果

自宅	緊急時の家族の連絡先、付き添いについて話し合っておく 救急情報シートを作成、変更
高齢者施設	緊急時の医療処置（蘇生処置・延命処置）について事前協議 緊急時対応の職員教育 救急情報シートの作成、変更 退院時の積極的受け入れ
救急隊	救急情報シートの有効活用、迅速な搬送 市外救急隊へ八高連の取り組みの周知
急性期病院	家族の付き添いの有無、連絡の有無を問わず迅速に受け入れる 早期の収容体制を確保する
慢性期病院	急性期を脱した患者の早期受け入れ体制 平日日中、かかりつけ患者の受け入れをする
市役所	介護認定のスピード化 、代理申請の周知 地域包括支援センター、民生委員による高齢者の健康状態の把握

八王子市内65歳以上の救急活動時間



平成23年と令和1年の比較)
現着～現発 -1分 3秒
病着～引継 -4分50秒

八王子市内の救急事案における八王子市内収容率

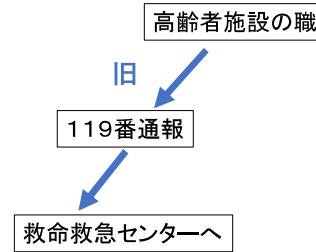


65歳以上 八王子市内収容率 平成22年と令和1年の比較
71.9% → 83.7%

八王子市内3次救急医療機関におけるCPA搬送数

東京医科大学八王子医療センター救命救急センター 新井隆男氏作成スライドより一部改変

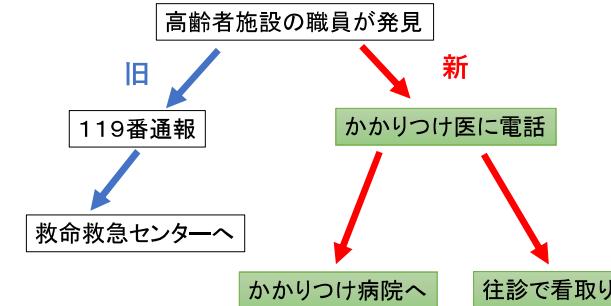
平成22年 305件 → 平成26年 209件



八王子市内3次救急医療機関におけるCPA搬送数

東京医科大学八王子医療センター救命救急センター 新井隆男氏作成スライドより一部改変

平成22年 305件 → 平成26年 209件



救急情報シート運用上での課題

(意見交換会・アンケート結果より)

「もしもの時に」

- ・本人と家族、家族同士の意向が違う
- ・最終段階になり家族の意向が変化し救急搬送に至る
- ・本人の意向が不明＝フルコース？
- ・具体的な医療処置の記載を望む意見



ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及、促進
「新」救急情報シートの作成

救急情報シートの改定に向けて

救急情報シートの更なる普及

ACPの意義を医療・介護・福祉関係者、八王子市民と共有

医療処置の具体的記載（POLST）の運用



「新」救急情報シート



更なる高齢者救急搬送の適正化へ

まとめ 八高連の本質と効果

オールハ王子での継続的な水平な議論による
「顔のみならず腹の見える連携」の実現



在宅・施設→急性期病院への円滑な搬送

急性期病院→慢性期病院との連携強化

高齢傷病者の市内収容率の向上

慢性期病院の救急受け入れ数増加

在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議 設置の経過と取り組み

過年度セミナー参加地域から学ぶ取組状況・成果とこれからの課題

令和5年度在宅医療・救急医療等の連携にかかるオンラインセミナー

北海道北見市
北見市保健福祉部 主幹 地域包括ケア推進担当
大貫 幸代
北見市医療・介護連携支援センター
閑 建久

在宅医療・救急医療 ワーキングチーム会議設置の経過

北見市保健福祉部 主幹
地域包括ケア推進担当
大貫 幸代

1

2

北見市の基本情報

◆人口:112,041人(R5.9末)

(うち65歳以上:38,693人、75歳以上:21,304人)

◆高齢化率:34.5%

◆要介護認定率:20.9%(R5.9末)

◆面積:1427.41km²

◆日常生活圏域数:9圏域

◆地域包括支援センター数:7か所(委託)

◆北見市医療・介護連携支援センター(委託)



R5.9末現在

北見市	
人口	112,041人
65歳以上	38,693人
うち75歳以上	21,304人
高齢化率(65歳以上)	34.5%

セミナーで挙げられた課題と解決に向けた対策案

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発

- 退院時等に医療従事者から普及啓発する仕組みづくりが必要。
- ACPについての普及啓発・理解浸透していく仕組みづくり・機会づくり（退院時等）が必要。
- ACPや救急搬送に対する関係者の理解とその普及啓発をしていくことが重要。

意思決定された情報の共有方法づくり

- 救急搬送時には、あらかじめ決められたルールで対応（トリアージ）できるようにすることが重要。
- 北まるnet(北見市の医療・介護情報共有システム)での情報共有の推進が必要。施設入所、かかりつけ医についても情報連携できることが望ましい。
- 北まるnetを活用する関係機関・関係者（介護施設・かかりつけ医）の情報共有推進と拡大を図る。

会議体の検討について

- 北まるnetの会議体の一部を拡大し、広く関係機関・関係者を集める会議体が必要。
- 会議体設置にあたっては、今後関係する可能性のある機関・関係者を加えて、議論していくことも検討する必要がある。
- 日常の療養支援と緊急時の対応について関係者がトリアージできるルールを定めることが望ましい。

3

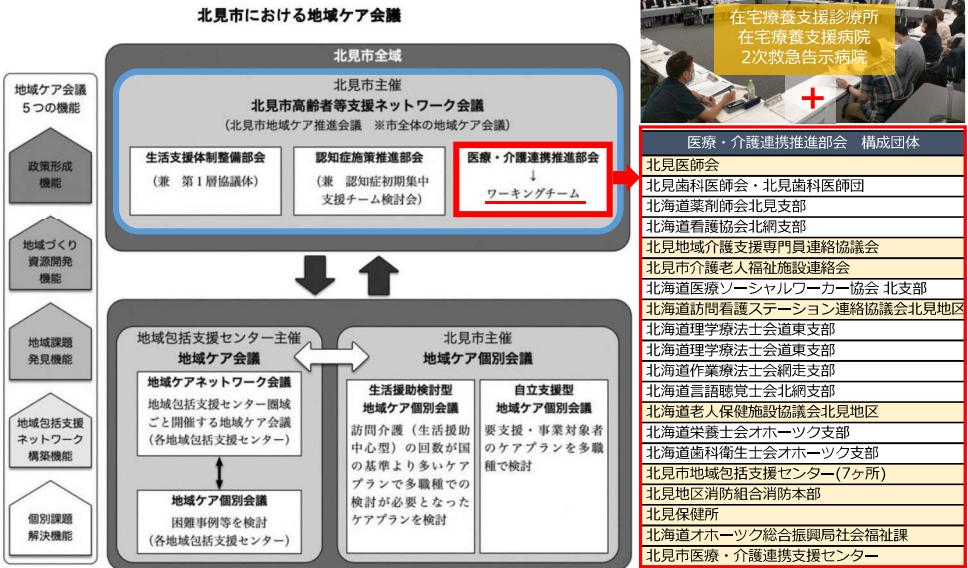
5

令和5年度より 北見市在宅医療・介護連携推進事業として実施を決定(ワーキングチーム会議)



6

北見市の公的な会議へ位置づけ



医療・介護連携推進部会 構成団体	
北見医師会	北見歯科医師会・北見歯科医師団
北海道薬剤師会北見支部	北海道看護協会北網支部
北海道介護支援専門員連絡協議会	北見地域介護支援専門員連絡協議会
北見市介護老人福祉施設連絡会	北見市介護老人福祉施設連絡会
北海道医療ソーシャルワーカー協会 北支部	北海道訪問看護ステーション連絡協議会北見地区
北海道理学療法士会道東支部	北海道理学療法士会網走支部
北海道理学療法士会東支部	北海道言語聴覚士会北網支部
北海道作業療法士会道東支部	北海道老人保健施設協議会北見地区
北海道作業療法士会網走支部	北海道栄養士会オホーツク支部
北海道言語聴覚士会北網支部	北海道歯科衛生士会オホーツク支部
北海道老人保健施設協議会北見地区	北見市地域包括支援センター(7ヶ所)
北海道老人保健施設協議会北見地区	北見地区消防組合消防本部
北見保健所	北見市医療・介護連携支援センター

第8期 北見市介護保険事業計画より 7

参画団体と機関

No.	機関・団体名	No.	機関・団体名
1	北見医師会（主に在宅療養支援診療所）	11	小林病院(2次救急)
2	北見地区消防組合 消防本部 救急企画課	12	北星記念病院(2次救急)
3	北見地域介護支援専門員連絡協議会	13	オホーツク勤医協北見病院(在宅療養支援病院)
4	北見市介護老人福祉施設連絡会	14	道東の森総合病院(2次救急・在宅療養支援病院)
5	北海道訪問看護ステーション連絡協議会北見地区	15	北見地域多職種チーム会議(北見保健所 企画総務課)
6	北海道老人保健施設協議会北見地域	16	北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課
7	北海道認知症グループホーム協会 オホーツクブロック	17	北海道在宅医療推進支援センター(北海道委託事業)
8	北見市地域包括支援センター連絡協議会		
9	北見赤十字病院(3次救急)		
10	北海道立北見病院(2次救急)		
	事務局	北見市保健福祉部 介護福祉課 地域支援係	
		北見市保健福祉部 地域包括ケア推進担当	
		北見市医療・介護連携支援センター	

第1回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(2023.9.28)資料より

令和5年度の活動

- 第1回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(令和5年9月28日)
活動目的・方法の確認、在宅医療・救急医療に関する実態調査の実施
- 第2回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(令和5年11月28日)
実態調査結果を踏まえた今後の活動について協議
- 第3回 在宅医療・救急医療セミナーの開催(令和6年2月9日)
在宅医療・救急医療に関する実態調査結果、救急現場における現状と課題、(講演)高齢者施設における在宅医療と救急医療、(グループワーク)在宅・施設における救急搬送の課題
- 第3回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(令和6年3月12日予定)
令和6年度の活動計画について(予定)

8

在宅医療・救急医療 ワーキングチーム会議の取り組み



北見市医療・介護連携支援センター長
ソーシャルワーカー 関 建久

9

在宅医療・救急医療に関する事例

在宅医療・救急医療連携を必要とする事案が北見で起きています

第1回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(2023.9.28)資料より

10

かかりつけ医の対応で搬送を中止し、本人の意思が叶った例

- 重度の肺疾患を抱えていた男性。曰ごろから妻に「最期は自宅で」と話し、かかりつけ医療機関でもカルテで共有していた。
- ある日心肺停止となった際、家族は慌てて119番した。救急隊からの連絡で事態を知ったかかりつけ医師は、男性の希望を救急隊員へ伝え、自宅へ駆けつけ家族と一緒に最期を見取った。(搬送辞退)
- かかりつけ医が対応できなかつた場合、救急隊は救命処置を行い医療機関へ搬送せざるを得ない。

【資料】救急業務規程 第8条(救急活動の原則)

救急活動は、救命を主眼とし、傷病者の観察及び必要な応急処置を施した後、速やかに医療機関へ搬送することを原則とする。

令和5年6月11日の北海道新聞(総合)記事を参考に医療介護支援センターが作成・加筆

第1回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(2023.9.28)資料より 11

在宅医療・救急医療に関する実態調査報告書

調査名	在宅医療・救急医療に関する実態調査
目的	本人の意思が実現できる環境の整備へ向けた在宅医療と救急医療の実現を目指すため、救急医療、在宅医療、救急隊、高齢者施設、訪問看護師やケアマネジャーなどが抱える課題を抽出します。 また課題解決の具体的方策を検討する材料にするとともに地域の関係者との課題共有のためのセミナーの資料とします。
対象者	北見市内の医療機関、消防組合、高齢者施設*、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（合計194ヶ所）
方法	Webによるインターネット回答（Googleフォーム）
期間	令和5年10月13日より令和5年10月28日まで
回答率	112ヶ所/189ヶ所（回収率59.3%）

*高齢者施設の種類

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、高齢者下宿等

第2回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(2023.11.28)資料より

参照：「高齢者施設における在宅医療と救急医療コンセンサスシート(案)」(静明館診療所 大友 宣 医師 作成)

12

13

結果①

回答した救急告示等病院では以下のすべてに救急搬送があると回答した。

- 1.延命と救命の判断に迷う高齢者が搬送される。
- 2.施設等からの老衰患者が搬送され、いわゆる「**死亡診断**」のために**高齢患者の救急搬送**がある。
- 3.認知症、既往歴の多い高齢患者の救急搬送がある。
- 4.**蘇生を希望しないDNAR** 傷病者の救急搬送がある。

診療所・訪問診療を実施する医療機関では3件中2件に以下があると回答した。

- 5.医師数に限りがあり、24時間の訪問診療や往診の対応が限界である。
- 6.**自宅や施設で看取りを行う方針だったが家族や職員が救急搬送を要請し、医療機関に入院した。**

消防組合では以下のすべてが「ある」と回答した。

- 7.救急処置を望まない高齢者からの救急要請がある。
- 8.病院選定の回数が増加している。
- 9.病院選定の時間が長くなり、現場活動時間が延長している。

DNAR: do not attempt resuscitation

患者本人または患者の意思を推定できる者の意思決定に沿い、心停止の際に心肺蘇生法（CPR）を行わないこと。

第2回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(2023.11.28)資料より

14

結果②

居宅介護支援事業所および地域包括支援センターでは以下の回答があった。

- 10.死期が迫っていない患者や利用者に対する**ACPへの提案をしているのは8.7%**であった。
- 11.自宅看取りを希望した場合、訪問してくれる医師を依頼できると回答した割合は42.1%であった。
- 12.救急時に医療機関から同席の対応を求められることがあると回答した割合は28%であった。

訪問看護事業所では以下の回答があった。

- 13.医療機関から緊急時の約束・指示が約束通りであると回答した事業所が57%であった。
- 14.利用者からの夜間や休日の訪問看護の依頼に対応している事業所は86%であった。
- 15.医師からの事前指示書に対応していると回答した事業所が57%であった。
- 16.看護師数に限りがあり、対応が限界であると回答した事業所が29%であった。
- 17.上記の一方で「対応は状況による」と回答した事業所が71%であった。

高齢者施設では以下の回答があった。

- 18.**入所者の急変時に備え事前指示書を作成していない**と回答した事業所が61%であった。
- 19.医療者への伝達に自信があると回答した事業所は26.4%で、「どちらともいえない」と回答した事業所は57%であった。
- 20.体調悪化時に施設で対応可能な症状の程度をルールとして明確にしている事業所は52.8%であった。

事前指示 (advance directives)

人生の最終段階における医療とケアに関する意向を患者あるいは将来患者になることを想定した本人が事前に示しておくこと。**それを文書化したものが事前指示書**。一度作成しても適宜の見直しと再確認が推奨される。

第2回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(2023.11.28)資料より

15

実態調査から抽出した課題（自由意見を含む）

医療機関

- 1.本人の意思が確認できない場合、**代理意思決定者（家族など）**がない、その場にいても判断がすぐできない。
- 2.受診時の付き添い者が状況を把握していないヘルパー等で方針の相談ができない。
- 3.自宅や施設で**看取りを行う方針だったが家族や職員が救急搬送を要請し、医療機関に入院する。**

救急隊・行政

- 4.軽症でも搬送を希望する市民が多く、病院選定回数が増える。
- 5.発熱傷病者（コロナ疑い傷病者）の受け入れが非常に厳しい。市内告示病院への連絡を2周するなど回数及びその分現場滞在時間が延長している。

ケアマネ・訪問看護師

- 6.死期が迫っている方に対するACPの提案をケアマネジャー状況に応じることがある。
- 7.訪問看護指示書の緊急時連絡先に連絡しても診察を断られるケースがある。

高齢者施設

- 8.施設内で**看取り方針だったが情報共有されておらず救急搬送**され病院で看取られる。
- 9.入所者の急変時に備え**事前指示書を作成していない**高齢者施設は61%である。
- 10.体調悪化時に施設で**対応可能な症状をルールとして明確にしている**高齢者施設は52.8%である。

第2回 在宅医療・救急医療ワーキングチーム会議(2023.11.28)資料より

16

「望まぬ救急搬送」課題に 市内消防全署が要請経験



在宅・救急医療チーム調査



2024.01.17
北海道新聞
北見版

会議の様子や内容を新聞記事として住民や関係者へ周知します

17

今後の活動内容(第3回会議で検討予定)

医療機関、救急隊や行政における取り組み

1. 医療機関で対象と思われる通院・入院患者に対するACPを推進する。
2. 北見地域で心肺蘇生を希望しない高齢者が救急要請した場合の不搬送のルールを定める。
3. 看取り希望の高齢者の情報共有方法と搬送時および搬入後の対応方法を定める。
4. 上記の取り組みやルールを市民へ啓発する。

ケアマネジャー、訪問看護師、介護職など

5. 対象と思われる患者・利用者に対するACPを推進する。(再掲)
6. 施設入所等の際にACPを施設担当者へ引き継ぐ。

高齢者施設に対する取り組み

7. 高齢者福祉施設に対し、施設医師、外部医師や訪問看護ステーションと連携して、多種多様な形態の高齢者施設に応じた看取りの体制をつくる。
8. 高齢者施設における「予想しない急変」に対する蘇生教育や急変時対応についての教育や研修について検討する。
9. 高齢者施設における「予想される急変」について施設内での情報共有、急変時の対応や看取り対処について検討する。

18

事業担当者(運営側)としての課題

課題を地域・関係機関全体の共通した「困りごと」として認知してもらうこと

- 本課題を各自の機関や施設の運営上の課題としてのみ認識するのではなくこと
- 所属組織が抱える課題の解決ではなく、**高齢者の意思決定を実現するための取り組み**というコンセンサス形成

個別事例のACP推進に依存しない地域ルール、合議形成

- 活動が進まない原因を「地域のACPが普及していないから」という理由で片づけない
- 看取りの話ではなく、生きている間の支援の話しという関係者の意識を高める

自治体に危機感がない

- 医療の問題は市町で取り扱える課題を超えてるという意識
- 市町を超えた広域の協議体に都道府県レベルの関心が低い(医療計画に記載なし、救急なのか在宅なのか)

19